

第九十四回国会 法務委員会 議 録 第十一号

(三三三)

昭和五十六年五月十二日(火曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 青木 正久君

理事 熊川 次男君

理事 種葉 誠一君

理事 鍛冶 清君

理事 上村 千一郎君

理事 太田 誠一君

理事 佐藤 文生君

理事 中川 秀直君

理事 小林 進君

理事 前川 旦君

理事 安藤 巖君

理事 田中 伊三次君

出席政府委員

法務大臣 奥野 誠亮君

内閣法制局第二部長 関 守君

法務政務次官 佐野 嘉吉君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省民事局長 中島 一郎君

法務省刑事局長 前田 宏君

法務省民事局長 前田 宏君

国税庁調査査察部長 岸田 俊輔君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 漆間 英治君

法務省民事局長 元木 伸君

法務省民事局長 稲葉 威雄君

大蔵省主税局長 内海 孚君

大蔵省証券局長 宮本 英利君

委員長の異動

五月十二日

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

国税庁直税部法 四元 俊明君
人税課長
法務委員会調査 清水 達雄君
室長

委員の異動

五月十二日

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

補欠選任

補欠選任

武藤 山治君

同日

五月九日

国憲法の改正に関する請願外七件(土井たか子君紹介)(第四一三五号)

在留外国人に対する国民年金法の適用等に関する請願(伊賀定盛君紹介)(第四二五三三号)

同(佐藤誠一君紹介)(第四二五五号)

同(城地豊司君紹介)(第四二五六号)

同(外二件(田中恒利君紹介)(第四二五七号)

同(竹内猛君紹介)(第四二五八号)

同(外三件(土井たか子君紹介)(第四二五九号)

同(外三件(矢山有作君紹介)(第四二六〇号)

同(外二件(山田趾目君紹介)(第四二六一号)

同(渡辺三郎君紹介)(第四二六二二号)

は本委員会に付託された。

五月十二日

在日外国人に対する国民年金法の適用等に関する陳情書外六十一件(長崎県議会議長加藤清則外六十一名)(第二一一号)

スパイ防止法の制定促進に関する陳情書外六件(加賀市議会議長矢田郷昭三外六名)(第二一八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第六九号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 私は、先般本会議でそれぞれ大まかなことを伺いをいたしました。それでありますので、若干また他の委員と重複する点があるかと思いますが、その点は御理解をいただきたいと思っております。

最初に、警察庁においていただきました。現在の詐欺それから横領あるいは私文書、公文書偽造、背任、濫職もあります。これは警察白書によりますと、件数で約八万件。横領であるとか背任であるとかというものも含めて、これはすでにあらわれた分の件数であります。そういう点を考えますと、それ以外にあらわれない、氷山ではあります。地下にあるのは水面下に入ったままではあるものを加えますと、これは推定

以外にないものであります。恐らく十倍ぐらいになるのではないかとおもうのであります。

この商法を審議するに当たって、こういうことがこの商法の改正にどういうふうに関係したか、そのあらわれた事例、詐欺あるいは偽造であらうと横領であらうと背任であらうと、やはりそういうものがある程度抑制される、この法律ができたならばそれが減少するんだ、そういう保証がなければならぬだろうと思っております。それは従前どおり野放しですということでは済まされるものではないというふうに思っています。そういう意味において、警察庁としてはこの法案作成に当たってどういう対応をなさったか。それがなくなったら商売上がたたりだから、警察官は要らなくなるなどというように心配をされて放置されたのか、その辺どういうふうに対応したのか、お伺いをしたいと思っております。

○漆間説明員 お答えを申し上げます。

昭和五十二年の五月に「株式会社に関する改正試案」それから昭和五十二年十一月に「株式会社に関する改正試案」が法務省から公表されました。私どももその公表された内容を見まして、その中で私どもの仕事に最もかわりの深いと思われるいわゆる総会屋対策の分野についてはやはり意見を申し上げておいた方がいいのではないかということで、翌五十四年の七月に総会屋対策部分について警察庁の意見を取りまとめて法務省の方に御意見を申し上げております。

いま御質問のありましたような、前段の部分の詐欺とか横領とか背任とか、いわゆる企業犯罪と称する分野の防遏に関する部分について、警察として意見を申し述べたことはございません。

○沢田委員 法務大臣、警察の対応、これはきわめて遺憾な点だと思っております。言うならば、やはりこういう問題は起きることを期待するのは

法律になつていく、そういう要素を盛り込んでいくということだけは必要な要件ではないか。そのことが余り触れられてなかつたということはきわめて遺憾だという意味を含めて、それぞれの省でこれと十分だという法務大臣の言い方の方よりであります。いままでの答弁では十分には対応してゐなかつた、その経験、教訓というものを何とか法に生かそうという努力がなかつたという点はきわめて遺憾だと思つております。これは後の質問と一緒に答えたいと思つております。

続いて、法務省の民事局長おられますが、いままで判例がたくさん出ています。大正年代からの商法関係に関する判例がありますが、生かされた判例もあり、生かされない判例もある。それを一応全部点検されましたかどうか。生かされた判例は何割で、生かされないでこの法律の中では抹消された、こういう割合はどういうふうな扱われましてか。全然扱われなかつたのですか。扱つたのであればどういふ方の方を扱つたのですか、その点伺ひたいと思つております。

○中島(一)政府委員 私どもも常に判例を注意して読んでおるわけであり、判例といふものにもいろいろあるものがあるとして、一つは法律の解釈にとどまる、あるいはある一つの条文の該當する事例を示すにとどまるというふうなものがござります。こういうものは具体的な事件の解決のために非常に有用でありますけれども、一般的な規則としての働きはしない。それに比べて、判例の中には、新しい制度を創設すると言つてよいと思つても、いわば法律の不備な点を補つて新しい制度をつくつておるというふうなものもござります。こういうものは立法の際に条文に取り入れる必要があるということ、私どもは常に検討しておるわけでございます。

具体的に申しますと、今回の改正におきまして商法の二百五十一条という新設規定がござります。この規定は、「決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ

定款ニ違反スルトキト雖モ裁判所ハ其ノ違反スル事実ガ重大ナラズ且決議ニ影響ヲ及ボサザルモノト認ムルトキハ請求ヲ棄却スルコトヲ得」という内容でありまして、いわゆる裁量棄却と呼ばれておる条文であります。これは昭和十三年に商法が改正されましたときにはこれにほぼ似た規定がございましたが、昭和二十五年に廃止されておるわけでありまして、廃止されましたけれども、この裁量棄却の制度自体は必要な制度であるということ、裁判所は規定が削除されました後も判例においてずっと認めてきておつた。たとえば代表的な判決といつたしまして、最高裁判所の昭和四十二年九月二十八日の判決がござります。そういう経過になつておりました、今回この裁量棄却の制度を改正法において新設をしたわけでありまして、

それから次に、二百五十二条に総会の決議不存を確定の訴えが新設されております。従来から決議取り消しの訴えあるいは決議の無効確定の訴えといふものが法律で決まつておりましたけれども、それよりもつと成立要件を欠いた大きな瑕疵である決議不存の確定については法律で明文の規定がなかつたわけでありまして、決議不存の確定が許されるかどうかについては学説上争ひがあつたわけであり、裁判所の判例は決議不存の確定の訴えの規定を準用しておつたというわけでありまして、たとえば代表的な判決といつたしまして、最高裁判所の四十五年七月九日の判決がござります。今回二百五十二条にこの決議不存を確定の訴えといふものを取り入れたわけでありまして、

もう一つ、商法二百六十五条の一項後段という規定がござります。これは二百六十五条におきまして、いわゆる利益相反行為を規定しておりますが、法律の規定は従来いづゆる取締役と会社との直接取引だけを取り上げておつたわけでありまして、利益相反行為は必ずしも取締役と会社との間に行われる取引だけではありませんで、その後段に出ておりますように、会社が取締役の債務を保

証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト取締役ト利益相反スル取引ヲ為ストキ亦同ジ」と、こうあります。いわゆる「接取引も利益相反行為に当たるわけでありまして、判例は、明文の規定がないにもかかわらず、この「接取引」も利益相反行為として二百六十五条に含ませて解釈をしておつたわけでありまして、たとえば代表的な判決として、四十三年十二月二十五日の最高裁判所の判決がござりますが、こういうものを今回二百六十五条の一項後段の規定として取り入れたわけでありまして、

取り入れたものは、以上のようなものが例示されると思つております。

で、見送られたものとして申しまして、今回採用されなかつたものといふことでお尋ねでございます。確かに商法の解釈上有用なものと申しまして、非常によく考えた、法の不備を補充するような判例といふものもいろいろ出てきております。たとえば法人格否認の理論でありますとか、あるいは商法の二百六十六条ノ三の取締役の第三者に対する責任の規定がやや具体性を欠くので、これをもう少し具体的な規定にすることはできないかといふことについていろいろと事例的な判例が出ておりますけれども、そういうものはまだ判例として固まつていないと申しまして、あるいはそれを条文にあらわすことが非常に困難であるというふうなこともあつて、採用するには至つておらないというふうな事情がござります。

○沢田委員 あと細部は省略しますが、少なくともこの法務委員会に従来の判例で商法上必要な判例は全部列挙して出して、そして採用したもの、これです、採用しないものはこれです、採用しない理由はこうです、そしてこれを国民の前に提示をする、それが法務省としての法務委員会に対する責任の業務の一つであると思つております。それをわれわれが探し出さなければ提示をしないといふ姿勢は、これはきわめてよくない。今日までの商法の改正に当たつて、大正何年

からいろいろな判例が出た、その判例はこういうことになつていきます。どれを採用しますかということについては、私は一つ一ついふ言ひの回避は避けられませんが、一応そういう姿勢が必要であつたと思つております。

これは、法案がこれからどういふふうな審議が進みますかわかりませんが、最低限度その程度は、私は正規の委員でないもので、連合で大蔵から来たわけでありまして、少なくともそのぐらゐのものは出して、そして委員の皆さん方にその審査を仰ぐということは、国会の権威の上において必要な条件ではなかつたか。これはあと理事の皆さん方に、委員長としてどういふふうな配慮されるか。でなければ、審議して終わりました、あのときの判例はどうなつたのです、あれはあのままだよ、そんなことで国会議員が動まると私は思いません。あれはこういう事情でこの法文にはならなかつたのだと説明をする義務があるのだらうと私は思ふのであります。そういう点においては若干遺憾であつたと思つておりますので、あとは後刻委員長等において取り計らつていただきたい。

そこで、自己株式の取得制限の違反の効果、これは改正試案では自己株式の取得等の制限違反のことについて触れてゐるようでありまして、ところが、私法上の効果については一応明文の規定をしないといふことになつておりましたが、その点はどういふふうな考えられて処理したのか、お伺ひをしておきたいと思つております。

○稲葉説明員 先生御指摘のとおり、試案におきましては、自己株式取得につきましては私法上の効果に關してかなり詳細な規定を置いたわけでございますが、この考え方は、要するに取引消し説といふことに立ちまして、取得した場合に、会社がその取得を、相手方が悪意であれば取り消すことができる、こういう規定になつていたわけでございます。

しかし、そういうことにいたしますと、刑事罰の方で自己株式の取得といふのはおおよそ無効であるという立場に立つて、それに対して厳しい刑罰

を科しているわけでございますし、そうかといつて、全面的に無効であるということにいたしますと、取引の安全を害するというような問題も起こるわけでございます。いわゆる相対的無効説というものが現在強いわけでございますけれども、必ずしもそれで統一がされているというわけでもない。むしろ学者の間でも、この点についてははっきり規定を置くのは差し控えるというのが適当ではないかというのが法制審議会の大方の意見でございます。

その結果といたしまして、こういうふうな現行の制度のまま、その点は解釈で処理した方がよろしいということになったわけでございます。

○沢田委員 時間の関係でちょっと急がなければならなくなりましたが、続いて取締役の資格制限について若干触れておきたいと思うのであります。

要するに、取締役の権限が今度、義務があるといひますか、義務がある程度強化をされたことは認めないものでありません。しかし、この取締役の資格についてはまだまだ不十分ではないかと思うのであります。その前提となる事項は、これはいろいろ議論はあるでしょうが、私は、商行為というものは、社会的に公正な正常な取引をやる限りにおいては自由である、これはもう商行為というものは営利を追求するのでありますから、その限りにおいてはその商行為は自由なものだと思ひます。しかし、その限りにおいて社会的な公正というものが確保されなければならない、同時に公共の秩序が守られなければならないということが総合的な一つの制約状況となってくる。そこに買いたたけだとか売り惜しみ防止法であるとか、独禁法であるとか、そういう法律がそれぞれ生まれてきているわけでありまして、ですから、商行為の自由ということ尊重する意味においては、少なくともその自由である分野の裏側のものはやはり保障されていかなければいけない。そのことによつて国民が著しく迷惑を受けない保障というものが法律上確保されなければ、法体系としていふゆる

必要にして十分だということにはならぬ、こういうことになるわけでありまして、そういう意味においての必要条件というものが具備されなければならぬ。

そこで、たとえば子会社の親会社の株式の取得制限、これもきわめて重要な案件だと思ひます。ね。系列化というものがどんどん進んでおります今日、いわゆる子会社と親会社との支配関係、これをどうやって制限をしていくかということもきわめて重要なことだと思ひます。では、果たしてこの法律が十分であるのかどうかということになりますと、きわめて疑問に思ひます。ありますし、この点はわりあい放置されている条件になっております。その点はいかがでありますか。細かい点ですから、民事局長なりそれぞれの担当からお答えいただきたいと思ひます。

○稲葉説明員 株式の持ち合いに関しては、親子会社間につきましては子会社による親会社の取得を全面的に禁止しております。現行法では必ずしもそういう解釈ではなかったわけでございますが、それを先生御指摘のような見地に立ちまして、子会社が親会社の株式を持つということは法律上禁止するのが相当であるという見地に立つたわけでございます。

○沢田委員 これは一歩前進とは見ますけれども、まだまだ十分これがどの程度のいふゆる適用範囲があるかということは、きわめて疑問の点なしいたしません。

そこで、営業報告書の内容についてお伺ひしておきたいと思ひます。
これは省令で決めるということになっているわけでありまして、この営業報告書の内容はきわめて重要なものだと思うのであります。これだけ骨抜きといひますか、答申から大分後退をしているわけでありまして、その部分を補完するものでなければならぬ。これはオーソドックスに物を言え、補完するものでなければならぬ。こういうふうに、さっき言ったように社会的な公正、商行為の自由、それから公共の秩序、こういうものが

確保されるための商法という立場において、営業報告書は社会的な一つの責任の問題として内容が充実されなければならない。現在、どの程度お考えになっておられるのか。まあ答申の方も九項目等がござっておりますし、また諸外国のもたくさんいろいろあります。特に連結損益計算書についてはきわめて問題があると思ひますので、この点もあわせてお答えをいただきたい。

○中島(一)政府委員 営業報告書の記載方法につきましては、答申では「法務省令で定める」というふうに答申をいただいておりますわけでありまして、まだ後退したとかなんとかというようになことではないわけでありまして、今後法務省において検討をするような段階でございます。内容を定めます場合には法制審議会の御意見を伺うということをお約束をさせていただきますので、今後法制審議会の商法部会を開いて、そこで御審議をいただきまして内容を決めたいというふうに考えておるわけでありまして、その際問題になりますのは、やはり企業秘密というものをどういうふうにか、さらには開示をすることによる利益とその開示に要するコストと申しましょうか、そういうものとのバランスをどういうふうにとるかというふうな点を中心になるであろうというふうに考えております。

○沢田委員 連結財務諸表の作成については、質問したのですが、どうですか。

○中島(一)政府委員 どうも失礼いたしました。連結財務諸表につきましては、法制審議会においても検討をされたわけでございますが、今回は時期尚早ということで見送られたわけでございます。でありますから、法律で、商法で採用しませんでした連結財務諸表を省令である営業報告書において採用するということは必ずしも適当でないというところで、今回の省令ではそこまで考えておらないわけでありまして、ただ、何らかの意味で連結財務情報というものを営業報告書に書かせるということは考えていいことではないかというふうに思ひます。

○沢田委員 何らかの方法で連結財務諸表を書かせる、こう言われましたね、いま。そう言われたのです。

○中島(一)政府委員 連結財務諸表そのものではなくて、連結財務に関する何らかの情報を書かせる。たとえば、子会社に関する情報でありましてあるいはその他関連会社に関する情報を書かせるということは考えられるのじゃないかというようにことを申し上げたわけでございます。

○沢田委員 たとえば、これは銀行を挙げて結構であります。まあ銀行法も現在審議をされている最中でありまして、大口融資の問題などについてはまだまだこれから問題になっております。たとえば、銀行の取締役が会社の金を誠備グループなどに入れていく。しかもこういうことが結果的には、たとえば平和相互銀行を挙げてみますと、本社から出ている金は二億幾らかであります。が、事実上は四十億近い金がいろいろな名目で各子会社を通じて出されている。そのこと自身はあはれは商法上違法でないのかもわかりません。しかし、今日、誠備グループの問題で加藤氏が一人脱税ということで逮捕されているのですが、そのことによつてより多くの社会的な影響を与えた。ある報道によれば、国会議員も多数参加されていたとかされてなかったかという話すらあるのではありません。言うなればこのことが政治に与える影響あるいは国民に対する印象、信頼感、そういうものはきわめてよくないことになるのだからと思ひます。こういうことが野放しで許されているのかどうかということになるわけですが、これはそれぞれ銀行は銀行としての一つの条件があるわけでございますけれども、大蔵省から証券局も来てもらっておりますが、そういうことが許されていいと判断をされているのか、あはれは望ましくない判断をされているのか、まず結論的に法務大臣がどちらか言つてもらつて後、大蔵省からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 現状におきましては企業の結合というものが進んでおるわけでありまして、

企業単独で物事を考えるべきではなくて、結合された企業全体として物事を考えるべきであらうというふうな考へるわけでありませう。単独それぞれの企業としての好ましい好ましくないという問題を離れて、そういう関連企業全体として評価しなければならぬというわけでありまして、その一部に好ましくない現象があるとすれば、それは全体として好ましくない現象であるというふうな私どもは考へております。

○宮本説明員 お答えを申し上げます。

証券取引法の一には目的が書かれてございませう。国民経済の適切な運営及び投資者保護、こういう観点からのものではございませう。しかしながら、経営をコントロールするような大株主というものがなくなつた現代の大企業におきましては、そういう経営者をコントロールする手段といひまして、いわゆるアメリカで発達いたしましたデイスクリュー制度というものが現在採用されておるわけにございませうが、このようなデイスクリューというものが、結局開かれた社会といふふうなところから、そういう経営が悪いことができないという歯どめとして採用されているわけにございまして、こういう手段が投資者保護のための手段としても用いられているというものであらうかと思はれるわけにございませう。

五十四年の九月に航空機騒音問題等防止対策協議会というふうなところから提言がなされました。そこで、そういう投資者保護の観点からするデイスクリューの強化というものをもうたわれたいわけにございませうが、やはりデイスクリューの理念と申しますか、そういうものに重きを置いて採用された一つの提言だろつと思はれるわけにございませう。したがひまして、証券取引法上のデイスクリューにおきましても、個別企業の財務情報というもので不十分である、やはり互いに支配、従属関係にあります企業集団を単一の組織体とみなして、総合的な集団全体としての経営成績、財政状態というものを開示することが大事ではないか、こういうふうな考へ方を証取

法上もとつておるわけにございませう。昭和五十二年四月以降に開始する事業年度からこの連結財務諸表制度、規則というものを企業に適用いたしまして、そういう連結ベースの財務諸表を有価証券報告書に添付して出させるといふことをいたしておるわけにございませう。

さらにつけ加えて申し上げますと、いま国際的な場で多国籍企業の諸問題を議論いたしております中でこの連結財務諸表の重要性というのはいふたれておりました、とりわけ、子会社のみならず、関連会社と申しますか資本金の持ち株比率が五〇%未満二〇%以上というふうな関連会社についてもやはり連結財務諸表を強制すべきだといふふうな見解が強く表明されておりました、私どもといたしましては、先月の二十二日に大蔵省令を改正いたしまして、この連結財務諸表制度に持分法を採用すべしといふふうな改正を行つておるわけにございませう。もちろん実際に適用されるのは二年ほど先になるわけに、これは大企業にとつては数十社に及ぶような関連会社を随時連結させていく準備期間が必要だといふことで、そういう猶予期間を置いたのでございませうが、五十八年からには全面適用といふかっこうになるわけにございませう。

証取法上におきましても、こういう企業グループ全体としての連結ベースの財務内容の開示というのには大変重要だといふふうな考へて施策を講じておるわけにございませう。

○沢田委員 さつき、中島民事局長の答弁では、この営業報告書については法制審議会の審議を得て、こういうような言葉を言われていたが、結果的には、商法全体を見ていつた場合にいろいろと後退した分がありませうけれども、この省令でどこまで答申の中身が充実するのかわからぬことにかかれておるわけに、だから、本来ならばこれと一体のものとして提案をして、だから皆さんの御心配はありませぬ、国民の皆さん安心してくだされ、こういう提案をするのが当然の形態ではないか。あとは後の方へ臨んでおいて、何が

出るかわからぬ。グーが出るか、チョキが出るか、パーが出るかわからぬ。こういうふうなことで商法の審議に当たるといふことは、やはりこれも国会の審議としては不親切なものであると私は言わざるを得ないと思つた。だから、いま考へているものは何か、これだけはいまひとつはつきり言つて、いま現在で考へているものは何か、白紙なのか、これとこの程度は考へているのか、その程度だけひとつ明示していただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 営業報告書の記載事項あるいは記載方法につきましても、法制審議会で一応の御検討がございまして、そしてその結果を試案という形で公表をいたしまして、そして各界の御意見を伺つたといふことがございませう。それに対しては、各界からいろいろの意見をお寄せいたしまして、法制審議会において検討すべき段階であつたわけでありませうけれども、法務省令に定めるところになりませうために、法制審議会といたしましては、差し当たりまず急ぐ法律事項についての審議をされた、していただいた、こういう経過になつておりました、まだ営業報告書についての記載方法、記載事項につきましては法制審議会の御検討、御審議を得ないわけにございませう。

しかしその際に、法制審議会といたしましては、法務省令をつくる際には法務省で勝手につくらぬで法制審議会の審議を経るというようにしてくれ、こういうことでありませうから、それはお約束をいたしまして、今法制審議会の商法部会を開いていただくように準備をいたしておりますが、まだ案としてまとまつたものには至つておらないという実情でございませう。

○沢田委員 若干それは疑問があるものであります、やはりここへ出して国会の意見も聞いて、そしてそれを審議会にかけるといふのが筋道なんじゃないですか。それじゃわれわれの意見が全然入らないで、裏側だけで省令がつくられていくとい

う仕組みというのは、これはやはりおかしいといふことになるのじゃないかと思つた。ですから、これはやはり一回こういうたき台を出して、それが省令がいかに悪いのかの問題は別として、やはりそれぞれの委員の意見を吸収したものを付けて審議会にかけ、これが筋だと思つた。これはとにかく税制調査会なんかだつてそうでしょう。各党の意見、各界の意見、みなくつつけて税制調査会で行つて審議して、それで結論を出しているわけに、われわれの前には、それは秘密です。秘密ですといふよりも、意見は問答無用です、われわれだけが勝手につくります、文句言ふな、こういう式でしよう。それは通る話じゃないのじゃないですか。

だから、この程度のものは考へております。試案はもう出ているのです。開示制度に関する各国の法制比較から、あるいは試案も出ているのです。それについて、こういうふうなことが出ていますけれども、まだ審議会の議を経なければならぬ、しかし、皆さんの御意見もあつたらお聞かせください、それが素直な態度ではないですか。どうですか、法務大臣、そういうわれわれをばかにしたと言ひますか、そういう審議のやり方といふことは、もう財界だけにこびている法務省の形態を如実に物語っている。われわれを秘密裏にカーテンの外へ出しちゃつておいて、われわれだけが勝手につくります、審議会、審議会、何とか審議会に逃げ場を求めてわれわれの意見を食いとめようとしておる。そういう態度はよくないと思ひます。だから、一応われわれの意見も聞く、こういうことになつていきますといふものをオープンにする、そしていろいろ各界からの意見も聞いてもらつて結構ですよ、そして審議会にかけますといふのが私は素直な態度じゃないかと思ひます。若干、私はいまの態度にはこれで了承するといふわけにはいかない、こういうふうな思ひます。

○中島(一)政府委員 文字の形になつたものといひましては、試案というものがあつた。その後、

こういう形のものでできておらないわけでありまして、先ほど申しましたように、この試案に関する各界の御意見、それから法制審議会の御意見等伺いまして、そしてなお一番重要なことは、今回の商法改正の趣旨と申しましょうか、目的と申しましょうか、そういうものを最大限に尊重する、配慮するということになるわけですが、その際、国会における御審議の経過あるいは質問にあらわれた国会における御意見の趨勢というものをも最大限に尊重するということは、こればもうもちろんのことでございます。

○沢田委員　これは読み上げるとは時間の関係で省略しますが、「主要各国における現行開示制度の概要」というのがあります。それでアメリカの場合について申しますと——大體日本の法律というのは、昔はドイツでしたが、いまはアメリカ的な要素が非常に多いですね。アメリカに体まで染まっちゃったというようなのが、いまの日本の実態になっちゃっているのですが、開示制度関係法は証券法、証券取引法その他、それから開示すべき計算書類等は連結貸借対照表、連結損益計算書、剰余金計算書、資金運用表、附属明細表、年次報告書、それから財務諸表の作成期限は決算日後九十日以内、それから財務諸表の確定権限といえますか、それは取締役会で決める。それから年次報告書をSECに提出する。それから監査制度としては公認会計士監査、監査人は取締役会または株主総会で選任される。これは現行の法規になつてゐるわけですね。SECの報告はすでに出てゐる。

日本の連結損益計算書などはもう外国には皆行っているのですよ。日本だけがわからないでいる。外国には皆それが行っちゃっているのだけれども、日本人には教えない。こういう商法のあり方、これもまた問題なんです。これは法務大臣も大いにひとつ反省しておいてもらいたい。日本のわれわれが知らない情報が全部、日本の銀行の中身は皆外国には行っちゃっているのですよ。ところが、われわれにはこの連結貸借対照表がない

から、親会社、子会社、どこの株の保有率が高いか、低いとか、そういうことがわからないようになっておる。これも国内秘密主義であつて、もう時間の關係から結論だけ言いますが、そういうようなことについては全然われわれには知らさない政治体系がとられている。こういうことはきわめて遺憾なことでありますから、この法案についてまだ各委員から御質問があるでしょうから、どうかその中で内容充實をひとつ図っていただきたい、こういうふうに思います。

それからもう一つは、**多国籍企業の地位の問題**であります。日本にもたくさん**の多国籍企業**が存在しております。これの地位は商法上どういうふうに考えて位置づけているのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○中島(一)政府委員　多国籍企業全般ということになりますと、非常に広範な問題になってくるかと思ひますけれども、特に私どもが関心を持ちますのは、外国企業、多国籍企業がわが国において營業活動をする場合、どういう地位にあるのか、どういう権限と責任を負うのかという事柄であらうかということと考えております。それで、商法の第六章「外国会社」という規定がございます。四百七十九条によりますと、「外国会社が日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ營業所ヲ設クルコトヲ要ス」、こういうふうになっておりますして、「外国会社ハ其ノ營業所ニ付登記及公告ヲ為スコトヲ要ス」、こういうことになっているわけであります。でありますから、外国会社が日本において營業する場合には、營業所ごとにその代表者の定めがあり、かつ、それが登記をされておるといふことが前提にならうかと思うわけであります。そして四百八十一条、その登記前には継続取引をしてはならないとか、あるいは四百八十四条、營業所閉鎖命令を出すことができるかといふような法律上の手当てをしておるわけでありますして、さらに商法の……(沢田委員「いいです」と呼ぶ)よろしゅうございますか。そういうよろし

な立場にあるというふうに理解しております。

○沢田委員 「代表者」というのは、どういう意味に解釈していますか。

○中島(一)政府委員　営業所ごとにその営業を代表する者、本社を代表する者というふうに考えておられます。それについては商法の七十八条に規定がございます。この七十八条の規定を外国会社にも準用いたしております。七十八条の規定というのは、「会社ヲ代表スベキ社員ハ会社ノ営業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」という合名会社に関する規定であります。

これを外国会社にも準用しておりますので、代表社員の地位というものは七十八条のようなものであるというふうに理解をしております。

○沢田委員　じや、たとえばこの法務委員会にアメリカの銀行でもいいですが、銀行の支店の支店長を呼ぶことは、代表者ですから当然国内法として適用される、こう解釈してよろしいですか。

○**權業説明員** この外国会社に關します規制は、いま局長が申し上げたとおりでございます。その場合に國政調査權がどのように外國人について及ぶかということにつきましては、まだ私どもも研究いたしておりますものではつきりしたお答えはいたしかねるわけでございますが、商取引に關しましてはあるいは營業取引に關しましては、裁判上、裁判外の一切の權利を、權限を、代表權を有することにいま商法では規定しているわけでございます。

○沢田委員　その本社を代表するということは取締役であるとかの人々を国内法では言っているわけです。あるいは取締役兼工場長であるとか従業員を兼ねるという現状もあります。ところが、いま言われた国内法を適用しない治外法権は領事館内とか、それ以外は国内法が適用するんですよ。そんなことは適用しないと言ったらとんでもない話なんで、これは当然適用するんだ。なぜ呼べないのか、なぜ呼ぶことができないのかといつたら、代表権を持っていないからなんですよ。そこの会社の代表権、日本で言う取締役の代表権を持

っている、こう答えた。その点はいかがですか。

○中島(一)政府委員 代表する本社は外国会社でありますから、外国法人でありますから、外国法人も外国人と同じように日本の国権がどの程度及ぶか、そういう問題であらうかというように考えます。

○沢田委員 どうもかみ合わないのであります
が、いわゆる多国籍企業といえども国内の法律の適用は受けるのが原則である、これは間違いないでしょう。そうでしょう。そうすると、そこに従業員がおられた場合に、あなたはいま代表者と

つた。その代表者はすべての商法上の権限を担った。その職務なりというものを同時に担うものである。ところが代表者ということになると、それは本社であつて、アメリカであつて、日本の營業所の所長であるとか支店長は本社を代表しないとアメリカは言うんですね。その辺のずれがどこにあるのかというのをいまだだしているわけです。あなたはそのことをいふと言つた。代表権を担っているならば日本の国内法を適用してここにも来てもらうことができる。英語でしゃべられるからわからないけど、それは別問題として、それは当然国内法を適用するのが筋である。ところが實質上は代表してないので、すね。代表してないから本社の重役を呼ばなければ、マネージメントを呼ばなければ話にならない、こういうことになる。

これは一つの実例を挙げたわけでありませうけれども、多国籍企業のあり方についてもこれから検討するんだというのでこの法務委員会に提案しちゃうって、あとどうなるのかわからないのだけれども、まあ適当にこれで間に合わせておいてくださいよというような提案の仕方というものはずいぶん不見識なもののじゃないのかという気がするのですが、お答えがあったらひとつお答えいただきたいと思います。

○稲葉説明員　繰り返しお答えするわけでござい

ますが、結局商法で規定しておりますのは、会社の営業活動につきましても一切の代表権を持つていふことを規定しているわけでございます。国会等に喚問いたしますのがそういう営業活動に関する代表権というものの発露としてそういう喚問があるのかどうかという点については私どもつまびらかにいたしませんので、商法の規定の上では七十八条の準用ということによりまして代表権があるという規定になっているということに再度お答えいたしたいと思うわけでございます。

○沢田委員 もう時間がなくなつたので、喚問というのを何も無理にくつつけることはないので、参考人であらうと何であらうと同じなんです。ただ問題は、国内法をすべて適用すること、それが前提でなければならぬのだから、それがもし代表者であるとなれば、会社を代表して、たとえばその会社の業務内容等について企業の秘密に属さない限りにおいてそれぞれディスクロージャーとしての義務を負うものである、こういうふうには私は理解をするわけなのであります。

あと最終的に、いままでの議論を通じて、どうも商法をつらねにおつくりになつていただいた苦労は多しといいたすけれども、一応はめておきますが、非常に不十分である、そういうことで私としては答弁も十分満足がいけない状況で審議を終了することは、私は遺憾であります。いま申し上げたような点に対しては法務大臣としてはこれからどう対応していただくか、私もよそ者ですが、一応丁寧な物言を言っているのではありませんが、法務大臣からその見解を承って、質問を終わりたいと思ひます。

○奥野國務大臣 いろいろ大事なお尋ねをいただきました。ありがとうございます。

先ほど来、まだ法務省令を提示できないじやないかというおしかりもいただきました。これは法制審議会の審議の過程で省令をさらに掘り下げて検討しようということになっておりますし、法務省としては法制審議会の答申待ちにいたしますという約束もいたしております関係上、どうも厳切

れの悪いような答弁であつたと私も大変恐縮に感じておるわけでございます。いろいろお尋ねいただいたのでありますので、それらの趣旨を体しなうがら今後の問題に対処していきたい、こう思つております。

○沢田委員 では、終わります。

○高島委員長 小林進君。

○小林(進)委員 とにかく、ぼくは大変自分が不満に思つておることからぶつけます。ぼくだつて二日分くらいこれを勉強してきていますので、本当に一月もかかつて勉強してきているのだ。それをたつた四十分か二十分でやれというのだから、神わざでもできないのだ。だから率直にぼくは不満から先にぶつけますけれども、四十九年に商法を改正せられてから以後、この法律改正のために、国会提出までどういふような経緯を経られたのか。これはうちの稲葉理事の質問にも若干あつたようでありますけれども、関係団体それから利益団体その他に対してどういふような調査を依頼したり、アンケートを出したり、意見を聞いたりされたか、その経緯をひとつ私は承りたいと思ひます。

○稲葉説明員 事実関係でございますので、私からお答え申し上げます。

昭和四十八年と四十九年に附帯決議がなされまして、その際に商法改正が成立したわけでございますが、それを受けて、昭和四十九年の九月から法制審議会にお願いをいたしまして全面改正の作業というところのための検討をしていただいたわけでございます。

当初の段階におきましては、まず商法改正に關してどういふ問題点があるかということを検討いたしまして、それが昭和五十年の六月に会社法の問題点という意見照会をしたわけでございます。これは各界に対して照会を發し、また照会を發しなかつた団体につきましても自由に御回答をいただくということで、広く世の意見を聞いたわけでございますが、これに基づいて回答が大体その年いっぱいかかりまして、五十年の三月くらいか

ら、今度はその各界の意見を参照しながら実質的な審議を始めた……(小林進委員)五十年三月、五十一の三月だろ「と」呼ぶ「と」失礼しました。五十一の三月です。五十年の六月に意見照会いたしました。

それで、当初株式制度について審議を開始いたしました。五十二年の五月に「株式制度に關する改正試案」といふものを發表いたしました。これについても各界の意見を伺つたわけでございます。その各界で検討していただく間も、私どもは直ちに次の問題でございまして株式会社の機関の問題について法制審議会では検討していただきました。昭和五十二年十二月にその「株式会社の機関に關する改正試案」といふものを提示いたしました。五十四年十二月には、さらに「株式会社の計算・公開に關する改正試案」といふものを提示いたしました。その間、昭和五十四年九月に法制審議会においては全面改正の作業をそこで停止して、いままで申し上げた三つの部分、株式、機関、それから計算・公開という部分を合せて全面改正の一部分先取りと申しますか、そういう改正を行うという結論を出したわけでございます。

そして去年の初めから、その三つの部分につきまして法制審議会ではスピードアップしていただいで審議をしていただき、十二月に部会の答申をいただいた。そしてことしの一月に総会で決定をしていただいた。こういう経過になつております。

○小林(進)委員 それからこの一月、いわゆる法制審議会の答申を受けてからこの国会へ持つてくるまでの期間のこともちよつとお伺ひします。

○稲葉説明員 その部会の答申をいただきました。それから法制審議会の答申をいただく間も、私どもはいろいろ検討しておいたわけでございますが、最終的に総会で答申をいただきました。鋭意法案作成作業を行ひまして、三月二十四日の日に国会に提出いたしましたわけでございます。

○小林(進)委員 いまお話しのとおりだ。あなた方は、いまも言うように、この改正の問題で各界にいろいろ出したり、自分たちの草案を提示した

り、また意見を聞いた、大変微に入り細にわたる結構だと私は思う。それで結構ですよ。しかし、法律をつくるところはここなのだ。ここなんです。あなた方はその答申を受けて三月二十四日に初めて国会に出した。いま何日です。われわれに対して一体何の意見を求めている。何の試案を提示した。何の資料を持ってきた。私の言いたいのはそれなんです。

あなた方が本当に法律をつくるための作業の中心をあなたたちの利益団体や関係者や経団連やその方に置いておいて、そうやってあなたの方の草案というものが法制審議会を通じてきつて、三月二十四日に国会に出した。それから先は一体何です。慎重にわれわれの意見を聞こうと思つてゐるのか。そのやり方は、何としてもわれわれの質問を機械的にしやべらせておいて、一定の期間を経たら理事会で話を決めて、何月何日にすばつと上げよう。もう目標は決まつてゐるじやないか。今度の通常国会のうちにこれをつくつてしまおう。御意見がありましたら承るという姿勢が君、一体どこにあるの。各野党だつたつて、社会党もあれば共産党もあれば民社党もある。みんなある。われわれは国民の負託を受けてゐる。国民の信を受けて、そしてわれわれは法律作業に従事をしてゐるという最も重大なポイントにあるのだ。

そのポイントにある者に対してでき上がった案を持つてきただけであつて、その過程の中で一体われわれやわれわれの代表にどれくらい手を尽くして、君たちの考えを普及しながらわれわれの意見を吸収するという作業に移つたのか。この過程の中で、言いかえれば五十年から五十六年五月十一日の間に、一番法律をつくるべき重大な責任があるわれわれに対して、どれくらいに一体試案を提示し、原案を提示し、草案を提示しながらわれわれの意見を聞くという姿勢を示したか、どうぞそれを承りたい。どんなことをやつてくれたか。○中島(一)政府委員 商法の改正ということでございまして、いろいろな学説あるいは判例等を

検討することになるわけでありませう。法制審議会におきましては、学者を中心として関係団体の代表者を委員にお願いをいたしまして、非常に細かなと申しませうか、綿密な御議論をいただいたわけでありませう。その結果答申を得まして、それを法律案という形で国会に提出をしたわけでありまして、あとは国会におきまして政治的なセンスと申しませうか、そういう立場から慎重に御審議をいただきたい、こういうのが私のお願いでございます。

この審議の過程におきましていろいろと貴重な御意見も伺いさせていただきました。商法改正、今回はいままでのいきさつから申しまして、私もいたしましてはぜひ今国会において通していただきたいというふうに考えておりますけれども、これは先ほど稲葉参事官も申し上げましたように全面的改正の一部を取り上げての改正でございますので、まだ全面的改正のあとの部分が残っております。その際にも十分に国会における今回の御審議の経過などを反映させていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○小林進委員 私これが最大の不満なんだ。君たちは学者の意見を聞いたり、専門家の意見を聞いたり、あるいは経団連等利益団体の意見を聞いたり、そういうことを私に決して拒否しない。非常に結構だと思っている。結構だと思いが、それはどの意見を聞くなら、それよりも五倍も十倍ももっと親切丁寧に聞かなければならぬのがこの立法院のわれわれの意見じゃないかと言ふのだ。この立法院の法律を採用しているわれわれの意見をその人たちよりももっと時間をかけ、もっともっと慎重に聞かれて、その中で修正すべきことは修正するような立場に立つ。立法院尊重ならば、あなた方にそういう姿勢が出てこなければならぬじゃないか。

いま言うように、一月に法制審議会の答申を受けてこの三月二十四日にわれわれのところは法案を出すまで一体何をやった。要綱を条文化するための手続もあつただろうが、その間において、君

たちは公認会計士協会や税理士会の意見を聞いて、たとえば負債を百億を二百億にしたとか、利益の百億を削除したとか、最終的に出された答申案も関係団体、利益団体などの手直しで修正しているんじゃないか。それほどの修正までやっておきながら、一たんこへ顔を出したら、われわれの修正に応じようとか意見を聞こうという考えは一つもない。

委員長、これは政府側にも言いたいことだし、あなたにも言いたいことだ。いつでも立法院などというものは、もはやそこまで来たらなるべく修正はしてくれな、早く原案を上げてくれ、それまでは委員長としてある程度目をつぶつてもしやべらしておこうという姿勢しか映らない。これは自民党とか社会党とかいう問題ではなくて、立法院と行政府との関係です。君たちが依然として一番重要視しているのは、この法案修正に関する利益団体の意見だけだ。そういう意見だけは実に緻密に聞いているじゃないか。くだいようだけれども、私は了承できない。

私は、まだこれをもっと研究したいし、税理士会や公認会計士協会や経団連等の修正意見以上に、国民全般に奉仕する立場から修正したいような意見がまだ幾つもあるので、私に修正の意見を出させてください。私の修正意見を聞くだけの時間の猶予を下さい。これは委員長、あなたに言うておく。さもないければ、私は国民から選ばれた立法院の一員としてこれを了承するわけにはいきません。私は、これは国会議員の立場で厳重に申し上げておきます。

まだ問題は山ほどありますが、時間が限られていますから駆け足で言わなければなりません。これはどなたでもいいですが、次に、使途不明金問題についてひとつお尋ねしたいと思うのです。これも国税庁に意見を聞けばいいのだけれども、うっかりあなた方にしやべらせると、このうさやつを時間切れにするにはたたりたりと長い間答弁した方がいいということやられたらかなわないから、君の言い分も兼ねて私は言う。

国税庁の調査による使途不明金の額は、昭和五十一年七月から五十二年の六月まで、資本金一億円以上の法人一万五千社のうち約五千社について実調査をした結果、行き先を言えない、使った道を公表できない使途不明金が二百九十五億だ。昭和五十二年の事務年度、五十二年七月から五十二年六月まで、この資本金一億円以上の法人四千三百社を調査した結果、七百社で使途不明金が合わせて二百四十二億だ。昭和五十三年の事務年度に、やはり資本金一億円以上四千二百社を調査した結果、一千五百六十六社の中で使途不明金が三百三十六億九千五百万円。昭和五十四年度も資本金一億円以上四千二百社を調査した結果、千四社で使途不明金が三百二十一億円だ。以上のように使途不明金は毎年増加しているじゃありませんか。

この使途不明金はだれの金だ。みんな株主のお金ですぞ。それが使途不明金という名前のもとに毎年毎年増加していることを監督官庁は認めているが、税務署もこれを認めている。税務署はむしろ喜んでる傾向がある。いわゆる使途不明金というの、読んで字のごとく支出先がはっきりしない金のことを言っている。はつきりしないのじゃないんだ。会社の中でみんなわかってる。わかってないと言ったら重役の重大なる責任です。その使途不明金と称する金をだれが受け取ったか、ちゃんとわかってる。それを隠すために使途不明金という名前を使っているのだから、これは何でもない、株主の財産の使途隠匿金だ。隠匿金ということで株主を土足にかけ、大衆を土足にかけて隠している。

これに対して国税庁は、税金だけ取っているからいいじゃないかという態度なんだ。こんな態度、考え方で一体結構なんですか。今度の改正でどうされましたか。株主の立場からすれば、使途が明らかにできないような支出自体があることが問題なんだ。これを今度の改正で一体どう改めましたか。——待て待て待て、君が出るとまた長話をされるから、私の方でまだ質問する。

その使途不明金を出した企業みずからが、使途不明ですと損金の計上を否認している。だから、企業としては損益計算をすれば税金が安いことからやってもいいのを、特に税金をかけられることを覚悟してもその内容を明らかにしないというところに、私の言ういわゆる企業性悪説がある。このやり方は悪人ですよ。こういうケースが目立っているのだが、これからの質問だ。今回の改正でこの使途不明金が生じないような方策がきちっと講じられているかどうか、これが一つ。

監査役は現行法上一体いかなる監査をしているか。この監査がきちっとやられていれば、使途不明金などというインチキな計算方式が許されるわけはないじゃないか。一体どういう計算をやっているか。

特に企業の決算書類を検査する公認会計士は、一銭一厘の行方まで検査するのが仕事でございます。その会社の経理内容をチェックしているはずの公認会計士が使途不明金をそのまま認めている理由は一体何だ。これで公認会計士の任務が果たされると言ひ得るのか、これは法務大臣にお伺いしたい。一銭一厘まで明確にしなければならぬのが、こういうことを言つて公認会計士の任務は終われりという形を一体正當なりとして認めているのかどうか。これが三点です。

第四点目に申し上げますが、経営状態に重大な影響がない範囲の見落としや落ちこぼれならば、企業がつくった財務諸表は適正と判断してよろしい——よろしいとは言つてないけれども、まあまあ認めているようだ。企業会計の原則で定める重要な原則というのはいくつか。こういう使途不明金をどんだんみんな出していることも、重要性の原則から見ても支障がないという見解をとっておられるのかどうか。

それから私が特に申し上げたいことは、経理内容をよりガラス張りしていくことが社会的要請なのだから、これが今度の改正のポイントでなくちゃいけない。営業報告書または附属明細書でこ

ういうことはきちつと明快にするように一体やる
気があるのかないのかです。これを法務省令か何
かでちよこちよこおやりになるというふうなこ
とも聞いているけれども、最初の法務省の草案は
そんなことじゃなかったはずだ。この明細書や報
告書の中にきちつとした規定を設けて、そうして
一つ一つ明細に公表するというふうな考えが法務
省の原案の中にあつたと私は聞いているが、この
点はどうか。

以上、ひとつ御質問いたします。

○中品(一)政府委員 いろいろの点御質問ござい
ましたので、私どもの方に関係のある部分につ
いてお答えを申し上げます。

まず、使途不明金についての御質問がございま
したけれども、これは先ほど御質問にもございま
したように、税法上の概念であるかと思うわけ
でありまして、商法上は使途不明金というものは
ないというふうな考へておるわけでございませ
ん。税務申告をいたしますのは確定決算に基づいて
するわけであります。財務諸表が確定をいたしま
して、それに基づいて税務申告をする、そしてそ
の税務調査の段階で使途不明金という問題が起こ
ってくる、こういうふうな理解をしておるわけで
ございませう。したがって、計算書作成のとき
には使途不明金というものはない。

税法上の概念である使途不明金ではなくて、事
実上使途の不明な行き先のわからない金という
ものがあり得る可能性があるじゃないかという御
質問かとも思いますが、それは場合によつて
あり得るということでは否定できないと思いま
す。ただ、その場合に監査役は、まずその使途を十分に
調査すべきものであるというふうな考えです。商
法の二百七十四条によりますと、「監査役ハ取締
役ノ職務ヲ執行シ監視スル」あるいは使用人に対
して報告を求めることができるといふわけであ
ります。疑いのある支出については一つ一つ綿
密な調査をしなければならぬわけでありませ
ん。それでも判明をいたしません場合には、あるいは
代表取締役を招集する、さらには取締役会を招集

をして取締役会の監督権の発動を求めるといふよ
うな方法も監査役としては認められておるわけ
であります。そういうものを活用しなければなら
ないわけでありまして、それでも最終的に使途
を把握することのできないような支出がありま
した場合には、これは新しい改正法案によりま
す。二百八十一条ノ三の二項の十一号でありま
す。「監査ノ為必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリ
シトキハ其ノ旨」を監査報告書に書くというこ
とになっておりますので、そういう方法をとらな
ければならないものであるというふうに考へま
す。会計監査人におきましても同様に支出を監査を
するわけでありまして、そこに不当なる支出があ
りました場合には監査役に報告をしなければなら
ないものであるというふうな考へます。

それから、営業報告書及び附属明細書の記載方
法についての御質問がございましたが、これは先
ほど申しましたように、法務省民事局参事官室
のつくりました試案というものがございまして、
その試案の中に営業報告書、附属明細書は省令で
書くんだけれども、その場合の記載方法、記載事
項は次のようなことではどうかという試案の附と
いうものを書きまして各界の御意見を伺つたこ
とがございませう。その後、まだその点についての検
討は進んでおりませんが、先ほどからも申
し上げておりますように、今回の改正の趣旨が会
社の業務の実態、会計の実態をデイスクローズす
ることによつて会社の非行を防止する、あるいは
開かれた会社というものを目指すということが、
今回の会社法改正の一つの大きな柱でありますか
ら、その点を踏まえてこの内容を考へるといふこ
とは申すまでもないことではございませう。

○宮本説明員 まず、二点御答弁申し上げたいと
思ひます。最初は使途不明金につきまして、それ
から二番目に、重要性の原則というところでござ
います。

ただいま法務省の方からも御答弁がございま
したように、証券取引法上の公認会計士監査にお
きまして、いわゆる使途不明金というものがどのよ

うに監査されておるかという点について若干御説
明申し上げておきたいと思ひます。

公認会計士協会の方におかれましては、五十四
年の十二月に協会長通達をいたしまして、「不正
支出、使途不明金等に係る監査の充実強化につ
いて」という通達をお出しになっておられるわけ
でございませう。この通達の中で、いわゆる税務上
生じておるような使途不明金をチェックするため
に納税申告書とその参考にするようにということが
サセズチョンしてあるわけでございまして、こ
ういふものに基づきまして、公認会計士あるいは監
査法人の監査人たちはいわゆる使途不明金と言わ
れたものの内容を手を尽くして監査しておるとい
うのが実情でございませう。

これらの使途不明金の中に種々監査手続を尽く
してもなお支出先や使途が明らかにならない、つ
まり会社側が明らかにしなかつたような場合にお
きまして、そういった金額が非常に大きいもので
監査上支障を来すようなものである場合には、当
然その財務諸表が会社の財務内容を適正にあらわ
しているかどうかについては公認会計士として意
見を表明し得ないことになるわけでございませ
う。したがって、公認会計士は、そういう場合有
価証券報告書に添付されます監査報告書の中にお
きまして、そういう多額の使途不明金があるとい
う事実及びその金額、さらに財務諸表について監
査ができなかつたわけでございませうから、意見差
し控へであるとか不適正意見であるとかそういう
たものを記入するということになつておる
わけでございませう。

先ほど御紹介いたしました公認会計士協会の
五十四年十二月にお出しになつた「不正支出、使
途不明金等に係る監査の充実強化について」とい
う通達には、そういったものに対する細々とした
調査手段あるいはその監査の方法等が書いてある
わけでございませうけれども、とりわけ、その使途
を隠匿されて解明されなかつた支出といったもの
を発見したときは、こういった事実を監査役
に対して文書で報告せよということを言つており

ますし、さらに、その写しを取締役に提出して
ほしいというふうなことも要望されておるわけ
でございませう。さらに、このような報告における指
摘に対しまして会社側がしるべき措置を講じて
いないという場合には、公認会計士として引き続
き強力にその改善勧告を行うとともに、これまで
の是正措置がとられていない理由あるいは今後行
おうとしている措置等について会社の方から陳述
書を求めるといった通達を出して対処しておられ
る。こういうふうな措置が証取法上の監査につ
いてはとられておるわけでございませう。

それからもう一点、先生が最後にお尋ねにな
れました重要性の原則ということではございませ
う。企業会計原則の注解というその原則の中にも
重要性の原則の適用ということでは定められて
ございまして、まあ企業会計が目的とするところは、
企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に關
する利害関係者の判断を誤らせないといふことが非
常に重要なことでございませうから、余りに細か
いところに入つて重要なことが見落とされたりは
いかぬという観点から、重要性の乏しいものにつ
いては本来の厳密な会計書によらないで簡便な方法に
よることも差し支えないといふことを企業会計原
則で定めておるわけでございませう。

公認会計士が監査をいたします場合には、こ
ういった企業会計原則の重要性の原則に基づいて自
己の判断でその会社の財政状態、経営成績とい
うものが適正かどうかといふことを判断して、適
宜その重要性の原則を適用しておるわけでござ
いませうが、公認会計士協会におかれましては、その重
要性の判断基準として、会員である公認会計士、
監査法人が一つの指針として頼れるものを通達と
して会員に出しておられるわけでございませ
う。「重要性の判断基準について」という通達でござ
いませうが、これには相当綿密にいろいろな角度か
ら重要性を判断することが求められておりまし
て、一つには、量の基準というものが細かく規定
されてございませうし、第二点といたしましては、
質的な基準ということについても述べられてお

る。さらに最後におきましては、その法令の規制に違反する除外事項については特に重視するといふに、法律事項であればそれは量的な基準よりもむしろ質的な基準とみなして、重要性の原則を適用することが望ましいという趣旨のことが述べられておるわけでございます。

○小林(進)委員 公認会計士の態度とか、重要性の原則など、ぐたぐたと長い答弁をしていただけたけれども、こんなものは実情の面においては何も効果がない。大体原則が間違っている。使途不明金などというものは、だれのためにこれを防衛してくれるのか。株主ですよ。株主の立場で物を考えた場合に、あなたの答弁なんか何だ。そんなものは公認会計士だとか取締役会、重役の密室の中のやりとりだ。重要事項にするといったって、そのとおりだ。本場に利害得失を買っている株主の側から見たら——大株主は別だ、重役なども入っているだろうけれども、いわゆるわれわれが守らなければならない大衆株主から見れば、いまのあなたの答弁なんか何も効果がない。ただしゃべってみただけの話だ。

そんなことを議論したってしょうがないから私は言うけれども、第一に私が言いたいことは、こういう使途不明金などという本来株主に帰すべき財産が驚くべき巨額になって不明になっているが、それに対して株主の知る権利、それを今度の法案でどれだけ守ってくれたか。株主こそこの問題に対して一番発言力があるのだ。この立場をどう守ってくれたか、これが一つ。

それから第二番目に、法務省に聞くけれども、営業報告書とか附属明細書に対するいわゆる開かれた会計、これは株主に開かれた会計でなければならぬが、そのために試案をお設けになったというなら、その試案が一体どんなぐあいに今度の法改正に生かされているのか。同時に、その試案を私のところに資料として提出していただきたい。ところが、参事官だか審議室だか知りませんが、お出しになりましたその試案に対しては、業界を挙げて反対をした、反対ということはなんで

ありますけれども、財界をろって消極的な姿勢を示した、こういう一つの報道もある。もちろんそれは会計公開の原則で、私も漏れ承れば、法務省の事務官は相当いいものをおつくりになったと聞いているのだけれども、それを試案としてお出しになったときには、全国的に関係団体、いわゆる経営者団体はほとんどが消極的な姿勢を示した、こういうことなんです。時間もないから長話もしていられないけれども、会社の計算・公開に関する改正試案を法務省がまとめて各界から意見を聞いたところ、これに回答した全国三十近くの経済団体、経営者団体と言ってもいいだろう、それらの団体は消極的であることがわかった。これが改正のポイントなんです。そのポイントでなぜ反対したのか。その反対の理由を明確にしなければ、こんな法律改正でわれわれは議論したって無意味なんだ。

だから委員長、願わくはそういう反対をした経営者団体の三十数人の代表をここに並べて参考意見を聞くじゃないか。一番重大なところをあなた方は何も聞かぬじゃないか。私が理事ならば提案して、あなた方が何と言ったって要求を出しけれども、私は理事ではない。本場に各委員会に理事なんという特殊階級をつくらなければならない。理事会制度というものは国会法にも衆議院規則にもないんだ。これは委員会の運営のための便法として設けられただけだけれども、いつの間にかやら——わが党の理事はごりつで、正々堂々の理論を吐かれるけれども、わが党をのけてあとの理事は密室の中でつまらない取引をやっている。そして公開における委員会の審議をおかしひん曲げてしまふ。これは長い国会における私の経験ですけれども、非常に悪い慣習だと思つて残念でならない。

いま言うように、今度の法案で審議するとすれば、総会屋退治、使途不明金、これをきちっとやらなければ大衆投資家の利益などは守られない。そのポイントのためには、反対しているという諸君をここへ呼んで、偽らざる意見を聞くの

があたりまえじゃないか。何もやらないじゃないですか。私は委員長、あなたに要求いたしますが、こういう重大なる経理の公開に対する法務省の試案に何の理由で反対したのかということ、われわれがみずからの目、みずからの耳で明確に察知できるように場を設けていただきたい。

なお、聞くところによりますれば、そういう経営者の団体からこれの理由で反対するという意見書も出ているということあります。これは文書で出ていて、法務省がお持ちだというのであります。これをわれわれに資料として直ちに提出していただきたい。しかし、法務省と経団連などが秘密の癒着の関係があって、野党の国会議員なんかに見せるわけにいかないというならそのとおり御答弁いただきたい。それを出していただきたい。

時間が来ているが、私はまだ質問を打ち切るわけにいかない。

いま一つ、税務署はこういう使途不明金に対して、そのまま税金がかけられるから好ましい。これを明らかにしては、損益計算で取れる税金も取れないからということで、使途不明金などというあいまいな報告書類を税法上簡明とまではいかぬけれども、安易に認めているということもわれわれは非公式に聞いているが、もし事実とすれば大変だ。国家を運営する公務員の立場でありながら、こういうあいまいな経理の内容を、税金が取れるからいいというような考えがあったら言語道断だ。あくまでも大衆の前に、株主、国民の前に、こういう使途不明金などというものが一銭もないようにちゃんと措置する考えがあるのかどうか、これもひとつ明確にいただきたい。

十二時までというからあれですが、それに関連いたしまして、今度の法改正は株主を擁護するという姿勢はちっとも見えない。株主の権利をむしろ後退せしめ、弱体化せしめている。私はロッキード問題に関連してアメリカにも大分行きました。アメリカのSECあるいは国務省、関係官庁も回りましたけれども、SEC、証券取引委員会

がいかに株主の利益を守るために心血を注いでいるか、あの制度に私は本当に心から敬服した。スウェーデンに行きました、オンブズマンの制度も久しく調査してまいりました。オンブズマンだとか証券取引委員会制度というものは日本には取り入れてしかるべきだという考えを持っています。が、これに対して関係庁はどう考えられているか、その点についてお伺いして、同時にSECに対する資料も漏れなく私のところに提出するようにしていただきたいと思ひます。

○高島委員長 小林委員に委員長から申し上げますが、参考人招請の件につきましては、委員会にお諮りいたしました委員長に御一任をいただきます。したがって、理事に諮りまして、各党異議なく関係団体を呼んでここで意見の陳述をいただいたわけでありまして、したがって小林委員の御要求はすでに満たしておるもの、このように考えます。

○小林(進)委員 確かに参考人をお呼びになりました、公認会計士や税理士あるいは経団連、お聞きしましたら日本鋼管の副社長という方ですが、そういう四人か五人を各団体の代表としてお呼びになった中に一人いたことだけは事実だ。しかし、それだけのことを了承してそれで能事終わりとする委員長の態度が私は気に入らないと言ふのだ。そんなことは国会のわれわれの審議を早く仕上げをする一つの単なる便法といひますか、言いわけの材料をつくられたようなものであつて、この法律を本場に正しく審議するという姿勢があるならば、私が言うようにそれはそれ、これはこれです。やはりこの問題でまた特別に参考人を十人なり十五人なり呼んで意見を聞くという姿勢があつてしかるべきだと私は思ふ。私が予算委員をやりましたときには、特に問題を提起して、財界一同を並べたこともあります。石油の問題が出てきたときには、私は石油の関係者を全部並べてやったことがある。この商法に関する限りは、特に株主総会あるいは使途不明金に関する

限りは、法務委員会といえどもそれくらいの姿勢はあつてしかるべきだと私は思う。

委員長、それをやつてこそ委員長は大委員長資格あり、次の内閣改造にはそれでは大臣に入れないよ、かといふことも出てくる。そんなこともやれないよ、と、とても大委員長の資格なしと言わざるを得ないのであります。いまの御答弁はちやうだいたすわけにはいきません。

以下、政府からひとつ御答弁を願います。

○高島委員長 小林委員に申し上げますが、委員長としては適切な措置をとつておるものと考えております。

それでは、政府側の答弁を求めます。元木参事官。

○元木説明員 お答えいたします。

まず、最初の御質問でございますけれども、株主の知る権利でございますが、まず会社の会計に關しましては、取引その他營業上の財産に影響を及ぼすべき事項というものは全部会計帳簿に記載しなければいけないということになってはいるわけでございます。この会計帳簿につきましては裁判の際に、商法の三十五條でございますけれども、「裁判所へ申立し依り又は職権ヲ以テ訴訟ノ當事者ニ商業帳簿又ハ其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得」ということになっております。さらに三十六條によりまして、この商業帳簿は十年間は保存しなければならぬということになってはいるわけでございます。さらに二百九十三條ノ六でございますけれども、「株主の帳簿閲覧權」というのがございまして、これは発行済み株式の総数の十分の一以上に当たる株式を有する株主はこの閲覧、謄写を求めることができるということになっております。

それで、本来の理想から申しますれば、すべての株主がこういう書面を見ることができるといふことが望ましいかと存じますけれども、實際問題といたしましては、企業秘密その他いろいろの問題もございまして、また会社の方でも非常に手間がかかるという問題もございまして、それにかわ

るものとしたしまして二百八十一條に定める計算書類といふものがあるわけでございます。これによつて開示がされるということになるわけでございます。計算書類といふのは、貸借対照表、損益計算書、營業報告書、それにこれに対する附屬明細書といふものがあるわけでございます。これは、附屬明細書を除きましては株主に送付されるということになっております。さらに、この附屬明細書につきましては、今回の改正法律案では大中公社におきましては本店及び支店に備え置くということになっておりますけれども、それによつて株主はこれを見ることができるといふことになっております。

それからその次に試案でございますけれども、先ほど来局長が申されましたように、昭和五十四年十二月に公表されました「株式会社計算・公開に關する改正試案」といふものの中に、これは當時、營業報告書といふ名前ではなくて營業報告書といふ名前にしておりましたけれども、まず、營業報告書は本文で法務省令で定めるといふことになりました。その中で「營業報告書の記載事項を次のように定めることとす」といふことで、一応これは九項目でございますが提案をいたしております。これはもちろん民事局参事官室から公表したものでございまして、決して内々に秘密にしているといふものではございません。

これに對しまして、先生御指摘のように經濟団体からは概して消極的な意見が返つてきたわけでございます。その消極的な意見、いろいろございまして、これを概括いたしますと、余り細かな事項を公表するといふことが開示するといふことになりまして、企業秘密が漏れるといふことと、それから余りにもコストがかかり過ぎる、しかもその開示したことの効果は余りないといふようなこと、そういうことが主な理由になつておるようでございます。この關係団体の意見につきましても、概要でございますけれども、これも一応公の申しますか一般の雑誌にも公表してありますので、別に秘密にしているわけではございませ

せん。

○岸田政府委員 先ほど先生から使途不明金の課税の問題につきまして、課税当局は税金を取ればいいじゃないかといふ考えではないかといふ御質問をいただきました。決してそういうことはございせん。私もどなたもいたしましては眞實の所得者に課税をするということが目的でございますので、法人の場合、使途不明金で法人税を取つておけばいいといふわけではございせん。必ずその受取先の所得税まで追及するのが本筋でございます。この点につきましては、私どもの税務方針の一番の基本といたしまして會議があることに指摘をいたしていただいております。ただ問題は、税務調査には限界がございますといふ点が一つと、それから大量処理といふ点で非常に制約がございます。いずれにいたしましても、こういう限界、制約を超えて十分調査をいたしたいと考えております。

○小林(進)委員 もう時間が参りましたから、一言だけ言つておきます。

会社の經理のいわゆる使途不明金だつて、重役は皆知つてゐるのだ。これは会社の帳簿にないわけはない。なければ大變です。あるけれども彼らは発表しないのだが、それを株主は知る権利があるだけで、いまお話しのとおりそれを知ろうとすれば三十五條によつて裁判にかかると言う。裁判の判決なり裁定を経なければその使途の行方は見ることができないといふことが一つ。零細株主が言つてゐるわけがないじゃないか。だからこれはできないといふ言ひ。

さもないければ、いま一つ君は何と言つたか。二百九十三條で十分の一以上の株主だけはその要求に基づいて――それでは大株主擁護じゃないですか。十分の一以上の株式を持つてゐる者なんかその会社に一体何人ゐるのだ。そういう人だけはそのういふ使途不明金に至るまでの金の行方を見られるけれども、あとの者はそれとできないとなれば、君はしゃべつてみたところでそれはしゃべるだけで、事實上は株主はそういう不正な金の使途

に對して何にも手を出せないといふことで、そんなことでこの法律の改正をもつてして前進だなんて言つたつて承でございせんけれども、午前中はこれでやめます。午後によりますけれども、そんなのは全部だめた。

○高島委員長 午後一時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時二分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。小林進君。

○小林(進)委員 私の用意しました質問はかくのごとく山積してゐるのだけれども、時間がたった二十分では何をやるか。総会屋の問題でもひとつ御質問いたしましょうか。

○元木説明員 総会屋の定義といふのは必ずしも明確ではございませんけれども、一応株主権の行使に關して不当に会社から金品を受け取る者といふふうに定義してよろうかと存じます。

○小林(進)委員 ここに資料がありますが、警視庁が昭和五十三年の六月に株主總會を開いた四百五十五社を対象に調査した結果、三百五十二社が回答を寄せた、そのうちの六四％が総会屋の存在を認めてゐる。それから、五十四年の六月に株主總會を開いた対象会社四百四十四社では、約七四％に当たる三百三十社が回答を寄せて、うち株式

会社制度が續く限り総会屋はなくなるならないといふ回答を寄せておるのが百四十四社で、一番多かつた。会社のトップが困らないように予算の範囲内でつき合つてまいりますといふのが四十三社あつて、合わせて約七割がやはり総会屋の存在といふものを素直に認めてゐる。五十五年の三月株主總會を開いた東証上場企業の四百四十社を対象とする総会屋アンケート調査の結果によると、回答を寄せた三百三十五社で、これらの企業に出入りす

る総会屋の数は、一社当たり百人以上三百人以下というものが最も多くて四六%、三百人以上五百人以下が約一〇%あって、両方合わせると半数以上の企業が百人以上の総会屋つき合いをしている。中には一社で二百数十人もの総会屋つき合いをしている企業もある。なお、大和証券の調査部編集主総会白書五十四年度版及び五十五年度版においても同様である、こういうことでござい

ます。警視庁のアンケートによる調査の注目すべき点は、総会屋が存在する理由について、株式会社が存在する限り総会屋はなくなり、必要悪だという意見や、地位と経験のある総会屋はむしろ歓迎するという企業側の積極論もあるというのだね。これは困ったものですね。しかも、賛助金といいますが、その金を出す理由として、第一には、総会を無事に終わらせるために必要だ、二番目には、会社に対する中傷、誹謗の記事を書かれないために必要だ、三番目には、会社のトップが困らないように予算の範囲内でつき合っていた方が御身大切であるという説、四番目には、やや合理的で、他社の情報を手に入れるために企業スベの役割をさせる意味においてもやはり必要だという意見を出しているものがある。

こういうふうな警視庁の調査にも明確に浮かんでくるこの総会屋というのに対して、今度の法改正でこれを改めることができる、撲滅することができると一体お考えになりますかどうですか。これは警察の方が見えになっていきますか。そこら辺からひとつ聞いていきましようか、あなたの崇高なる意見を。

○漆間説明員 総会屋が存在し得る基盤と申しますと、いま御質問にもありましたように、会社の側にこれを利用する土壌があるということがやはり一つの原因になってはいないか。それからもう一つは、利用するだけでなく、場合によっては会社は非常に多数人の集合体でありますから、これをしさいに探りますという問題点がある、そういう問題点がつけ込まれる原因になって

いるというふうなことで、その二つの理由が両々相まって総会屋の存在を許しておるのじゃないかというふうにも私ども考えておりますが、今回は会社の計算において株主権の行使に關して財産上の利益を供与することを禁止いたしてありますので、したがって、今度会社の総会屋担当者、いわゆる総務系統の方々がこの規定を理由に賛助金打ち切りを打ち出すということには絶好の機会ではないかというふうにも私ども考えております。

現にこの規定の新設されたことを見て、総会屋の中には今後従来のような総会屋のあり方は変えなければならぬというふうな動きが出ておりますし、一部は転業の動きを始めておるというぐあいに聞いております。そういうような状況でありますから、この新しく新設されます四百九十七条は、総会屋対策としてはかなり有効に機能するであろうに私ども考えております。

○小林進委員 頼みに思う警察の方も、これくらい法改正で効果があるという見解をお述べになる。まことに残念にたえませんが、それはそれであなた方が自信を持てていられるような回答をされるのですから、私どもはある程度そうかな、ひとつ私も若干考えを緩めてもよろしゅうございしますが、こういう総会屋というふうなものをなくして株主の利益を守るためには、何と云ってもこれは午前中の質問になりますけれども、その会社の内容を徹底的にガラス張りにする以外に方法はないというのを私は考えているわけですが、その企業の内容、経理のガラス張りあるいは営業のガラス張りということになりますと、非常にいいまいもこととしておるわけですが、その問題についていま一回法務省側の御見解を承っておきたい。第二百九十四条ノ二ですか、そういう法律の改正で一体目的を達することができると、いかがでございましょう。

○中島(一)政府委員 総会屋の存在がだんだんと大きなものになりまして、その弊害も大きなものになってきたということ、ただいま御質問にあつたとおりでございまして、まことに困った現象で

あるということ、これを何とかしなければならぬ。商法の立場から申しましては株主総会の形態化ということにつながるわけでありまして、あるいは会社経理の不正というところにもつながるわけでありまして、何とかしなければならぬという声はすでにかなり以前からあつたわけでございます。

それで、従来からも商法の四百九十四条という罰則がありまして、こういう罰則を生かして警察その他の方面でも非常に努力をして総会屋の排除に努めてこられたわけでありまして、われわれ今回考えましたのは、先ほどもお話しございましたように、世間の中には総会屋というのはいくつもの必要悪である、これはむしろ有用なものであるというふうな考え方がある。会社側にそういうものがある。これをまず根絶することが必要ではなからうかというところで、二百九十四条ノ二の条文におきまして、「会社へ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」という規定を設けたわけでございます。

国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会において、商法の条文にこういう利益供与の禁止をうたつたということは大きな意味がある。会社側においては、この規定が成立いたしましたならば、これを契機として従来の考え方を改めるための努力をしてもらいたい、また、されるであろうというのを期待しておるわけでありまして、その規定に違反をして会社側が無償で株主その他の者に対して財産上の利益を供与いたしましたときには、会社はその取り戻しでありますとか、あるいは供与した取締役はその弁済でありますとかいうような方法を設けて、その実効を図るための手当てもいたしておるわけでありまして、私は、この点についての商法の立場というものをはっきりさせた意味において、二百九十四条ノ二とい

うものの規定を高く評価していただいていいんじゃないかと考えるわけでございます。

○小林進委員 いやしくも総会屋を必要悪であるという考え方、この企業の根本的な物の考え方

を破らなければだめなんです。これを破らなければ、あなたは二百九十四条ノ二だとかいろいろおっしゃるけれども、これがいわゆる意見の違いなんだ、私はだめだと思っている。

その例として、この前の参考人にもお聞きしたのだけれども、ああやって三木内閣のときに政治資金規正法という法律をおつくりになって、企業はこれだけ、個人の献金はこれだけ、あとは届け出をしない。こんな法律をつくらうたら、政治家、政党の活動は非常に狭くなるぞという非難が起きたんだが、その後の経過は、法務大臣、どうですか。その政治資金規正法という法律に基づいても、いわゆる政治献金のトータルはちっとも減ってないんだから。ぐんぐん幾何級数的に、ネズミ算的にいふと、ちっとも減らないという話、言いかえれば政治資金規正法というものを規制する法律ができたことによつて、むしろそういう政党献金、政治献金ももっと陰湿に、もっと秘密裏にもっと巧妙に、もっと法網をくぐつてそれが行われているという実証を示したにすぎないのであります。いわばその政治献金が社会や国民を毒害している例はむしろ大きくなつておる、ちっとも狭まってい

ない、これを私は言うのだ。いまあなた方が必要悪だと言うこの考え方が、企業の経営者に全部ある。時間がないから言えないけれども、会社の私有化だとかあるいは交際費だとか、これは総会屋と企業の重役とは決して利害が対立してないのだから、共同の利益基盤に立つのだから隠そうとしますよ。もっと巧妙に出すようになる。それは政治資金規正法にその前例があるんじゃないかと私は言っておる。こういう法律をつくつて皆さん方がおやりになるといふことは、やり方をむしろ陰湿にするだけですよ、摘発を困難にするだけですよ、というのが私の言っておることだ。時間が来るからやむを得ないけれども、しかし、あなた方役人というのは無責任だ。ここであまりいふこと言つて法律を通してしまつて、一年も二年もたつとばつぱつとはかのポストに飛んでい

てしまふから。おれはあんなこと言つたのだな
といつても責任持たなくていい、役人といふもの
はありがたいもので。しかし、われわれ政治家は
そうはいきませんよ。発言した以上は五年たとう
と十年たとうと、私どもは人間として自分の発言
に責任を持ちますよ。過去だつてそのとおりで
す。私はどこで何を発言したか、自分の記憶にと
どめておきますよ。間違つたときには終日自分の
良心にさいなまれるという考えが政治家にはある
ものだ。しかし、この問題に関する限りは、あな
たとどうやうしてこの議論しておるけれども、
私の主張は間違いないと思つておるのです。あな
た方は法律を通過せばつばつといふことになつてしま
うけれども、国民の側から見れば、これで決して
総会屋を根絶するとか歴史的な画期的な改革がで
きる、刷新ができるなどということは絶対にない
と私は言つておる。むしろやり方を陰謀に追い込
んでおるだけだ。

そこで、もう時間もないから法務大臣にお聞き
しておきたいと思つたのですけれども、これも私の
多年の所懐なんですよ、何といつても交際費だとか
総会屋に対する金といふものは、午前中から言
つておる通りに株主に還元すべき性質の金であ
る、私はそう考へておる。これは間違いないであ
るか、これが一つ。

ところが、同じ政献金問題を論ずるときに、
必ず出てくるのがいわゆる組合費です。革新の側
が、総評だあるいは同盟だ中立労連だといふ人た
ちが集めたその金を革新政界に献する、これも同
じじゃないか。いわゆる保守党が企業から政治献
金を受けるのと革新の側が組合費から政治献金
を受けるのと同列である。取り締まるなら一緒に取
り締まれという議論がある。これほど私は矛盾し
た議論はないと思う。会社の持つてゐる利益は、
これは株主の金だ、くどいと思つておる。
労働組合が持つてゐる金、政治献金をするその金
は、組合員一人一人から徴収した金です。直接取
らうが、われわれの給料の中から差し引くことが、
その金のもとに組合員の一人一人に帰属する金な

んだ。その金を集めて政治献金をしておる、これ
が組合の政治献金です。私は、企業が献金する金
と組合の金とは性格が全く違ふと思ひますが、こ
の点いかがでしょうか。

○奥野國務大臣 企業も社会的に活動しておるも
のでございますから、いろいろなことについて関
心を持ち、またそれに対して関与していくという
ことは大事なことじゃないか、こう思つておるま
す。そういう意味で、社会のあり方、政治のあり
方、そういうことについても企業としての期待に
沿うような形であつてもいい、それについて
何らかの力になりたいといふことになりまふと、
政治資金を支出していく、負担していくというこ
とになるんじゃないかなうかな、こう思つておるま
す。

企業が運営するに当たりましては、単に株主の
ことだけを考へるのじゃなくて、もちろん資本の
提供者のことも考へなければならぬ、労働の提
供者のことも考へなければならぬ、また消費者
のことも考へなければならぬ、そういう総合的
な配慮の上で活動が期待されてゐるから、企業の
社会的責任がこのごろいろいろ問はれるようにな
つたんじゃないだらうかな、私はこう思つておる
ます。また、社会的公正を期しますために今度の
商法の一部改正も提案いたしておるわけござい
ます。ただ、政治資金の負担が企業の規模を超え
て大きなものになりますことは、企業の側にとつ
ても適当でございませぬし、また受ける側にとり
ましては不当な圧力になるおそれもあるわけで
ございませぬから、政治資金規正法が誕生し
てきたものだ、こう思つておるわけございま
す。

○小林進委員 もう時間が参りましたから、残
念ながら私はこれでやめますが、くどいように繰
り返しになりますけれども、企業が政党、政治家
に出す献金と組合が政党、政治家に出す献金とは
全く性格が違ふといふことだけは、私はここで明
確に申し上げておきたいと思つております。企業
が出すのは、企業を通じて株主に当然還元される

べき利益の中から独断的にそういう金の使い方を
してゐるのであります。組合費の方は組合員一
人一人がもつち自分の労働の対価の中から政治献
金として出しているものであつて、性格が全く違ふ
といふことだけ申し上げておきたいと思ひます。

それからいま一つは、私はもう時間が来ました
けれども、呼んでおいても少しも質問されなかつた
方がここにおりましたら、ちよつと手を挙げてく
ださい。呼んでおいて質問しないとその人に悪い
から三十秒ばかり質問をやりまふから……

それじゃ、大蔵省証券局は証券会社を監督する
んだな。その証券会社からも一年間に数十億の資
助金が総会屋の方に流れてゐるというところは、警
察庁の調査にあらわれてゐる。証券会社自体がま
さに悪の根源をなしてゐるということ、皆さん
方監督官庁としての責任は重大だと思ひます。今
後どうしますか。そんなことはやらせませぬか、
依然としてそれを助長していきまふか、一言だけ
言つてもらいたい。それで質問を終わります。

○宮本説明員 私、企業財務課長でございま
して、いわゆる企業内容監視制度の方を担当いたし
ておりました。証券会社の監督の所掌にはござい
ませんが、先生の御指摘のあつたような事実があ
るかどうか、そういうものをまた調査いたしてみ
たいと思ひます。

○小林進委員 君にあるかどうか聞いてゐるの
じゃないんだ。あることは事実だから、今後そ
れを助長するのやめさせるのかと聞いてゐるん
だ。そういう質問の答弁はだめだよ、君。あるか
ないかを調査せよなんて私は君に求めてゐるんじ
やない。帰つて大蔵大臣の渡辺君にもよく言つて
おきたまへ。

○高島委員 稲葉誠一君。

○稲葉委員 商法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整理等に関する法律案というの
がありますね。これを見てみますと、たとえば銀
行法を直すといふことになつてゐて、銀行法の場
合に昭和五十六年法と書いてあつて、第何号とい
うのはあいてゐるわけですね。これはどういふわ

けです。
そこで私の質問は、じゃこの法案が先に確定
——確定といふのは裁判だ。先に成立しちゃい
ますね。それで銀行法が成立しなかつたときこの
法律はどうするのです。

○稲葉説明員 私どももこういう立法の経験はこ
ざいませぬで、内閣法制局とも打ち合わせました
結果、こういうスタイルで立法するということに
なつたわけでございます。

○稲葉委員 そんなことを聞いてゐない。この法
案が成立して銀行法が成立しなかつたときにどう
なるのかと聞いてゐるんだ。この法案をどう扱う
か。あなたの方にわからないのなら法制局だ。だか
ら問題なんだ、この法案は。

○稲葉説明員 結局、その部分は空振りになる
といふことになるのではないと思ひます。

○稲葉委員 空振りは三振だけれども、それが空
振りになつたらどうするんだ。この法案が成立し
ちゃつたら、これは後からどうするんだ。そんな
無責任な法案の出し方というものはないじゃない
ですか。どうするんだ、一体。銀行法の改正案は
いまやつてゐるんですよ。通るか通らないかわか
らないんですよ。(「通るよ」と呼ぶ者あり) 通つ
たところで確定するかどうかかわからない。確定
といふのは裁判だからどうも調子が悪いけれど
も。だから、この法案は通つた、いいですよ、通
つたかわからない。銀行法が通らなかつた場合
にどうなるのか。そこら辺のところをはつきりし
ないでこの法案を出したつてだめですよ。この法
案は撤回する以外ないじゃないですか。理解でき
ないですよ、そこるところ。

○中島(一)政府委員 成立を予定しておりました
法律が成立しないという場合であらうかと思ひま
すので、その対象を欠いて商法整理法の予定して
おりましたような法律効果が生じない、こういう
ことになるのではなからうかといふように考へて
おります。

○稲葉委員 そんなこと聞いてゐるんじゃないん
ですよ。この法案が成立した後に、もう一遍今度

は修正案というが改正の法案を出すのでしょ。う。そういうことになるでし。う。これはならざるを得ないじゃないですか。削除の法案を出すんでし。うが。そういう法案の出し方がありますかと言。うんですよ。そんなやり方はだめです。う。そういうことになるでし。う。

○中島(一)政府委員　銀行法の成立がどうなるかということによって、所要の手当てをしなければならぬというふうに考えます。

○稲葉委員　所要の手当てじゃないんですよ。そうすると、銀行法の改正が通ることの目安がついてからでなければこの法案を上げられない、こういうことでしょう、あなたのおっしゃることは。そういうことならそういうふうに承りますよ。そうならそれで、これはむずかしい問題ですよ。大臣は内務省の関係でよくわかっておられるかも知れぬけれども、あなたは、所要の手当てというのはただ棒を引く張って消せばいいんですか。そういうことじゃないでしょう。国会に再提出しななければいかぬでしょう。削除の法案を提出してやっていかなければいけないんじゃないですか。どういふことなんですか、これは。

○中島(一)政府委員 銀行法が成立するかどうかということとは現在未定でございますので、成立をした場合にはした場合、しなかった場合にはしなかった場合で必要な処置をとるということでございます。いまおっしゃいましたような削除というようなことも考えなければならぬということでございます。

○稲葉委員　だから、削除というのは改正案を出して削除するんですかと聞いているんですよ。大臣、お答えください。大臣の方がよく知っている。内務省において法律のことをやっているんだから、大臣の方が詳しいよ、こういう点は。だめなら、一番大事なところをそんなわけのわからぬようなことじゃ。なぜ素直に答えられないのか。

○中島(一)政府委員　直ちに削除の改正案を出すということではございません。そのまま置いておくとというような実例も従来あったようでございませ

すが、今回の場合にどういふことになりますかということは、銀行法の成立のぐあい等も勘案をして、その事態に應じて最も適切な措置をとる、こういうことでございます。

○稲葉委員　そうすると、銀行法五十六年法律第何号とあっていますね。あいたままでこの法案を可決しちゃっていいんですか。後からあなたの方で銀行法ができたなら第何号と勝手に書き入れるんですか。そんなこと許されますか。許されませんよ。だめだよ、この法律の出し方は。だから、あした上げようと思ったってとても上がりっこない。その辺をさっきから言っているんですよ。だから法制局を呼んできてよ。内閣法制局なり衆議院の法制局を呼んできてよくあれしなさいよ。内閣法制局の第二部長か第三部長が知らないけれども、呼んでください、この点は非常に重要ですから。それを聞いてからでないと、納得してからでないと進められません。

○稲葉説明員　その関係は至急調査して、先生の御質問中にお答えするようにいたします。

○稲葉委員　あなた方はこういう質問は出ないと
思つていたんでしよう。恐らくたかをくくつてい
たに違ひないんだよ。ぼくは初めてもらつたとき
にすぐ気がついたんだ。気がついたけれども、し
ばらく黙つていたんだ。これはおかしいですよ。
それじゃ、質問が終わるまでに来て答えればいい
ということにしましょう、余り変なこともできな
いから。

この問題はいろいろな問題が起きるんです。銀行法が全部決まってしまうてからなら問題はないんですよ。銀行法が決まらない段階でこれが決まってしまうたら、法律が成立しちゃったら出せないじゃないですか。この法律は公布できないでしょう。後から法律第何号と勝手に書き入れていいんですか。そんなことはできませんよ。銀行法が五十六年でなかったらどうするんです。五十七年になったらどうするんですか。この法案を全部断念しなければならぬじゃないですか。この法案変えなければならぬということとは、それに伴

て商法の方を变えるかどうかということは問題がありますよ。そこら辺のところは非常にむずかしい問題です。ぼくはもらったときに気がついたんだけれども、あなたの方が気がつくかと思って少し大事にしておいんだ。

そこでもう一つ問題は、これはまたよくわからないのですが、大蔵省は財務諸表規則でしよう、法務省は計算書類規則というのか、これは一体全部合っているのですか、合っていないのですか。合っていないとすればどが合っていないのですか。また、合ってなくてもいいものなのか。これはどうなんです。

○元本説明員 先生御指摘のとおり、証券取引法に基づいて提出されます財務諸表の根拠になる規則が財務諸表規則で、商法に基づいて作成されます計算書類の根拠規則が計算書類規則であるということになっています。

これにもう御承知のように、商法におきましては、計算書類作成の根拠といたしましては、利益のうちからどれだけを配当することができるか、それからまた株主及び債権者保護の目的からどのようなことを開示すべきか、そういうことが目的になっているに對しまして、証券取引法におきましては、これは私どもの方で答弁することかどうかちよつと問題がありますけれども、一応投資家の保護という目的からそれが開示されるということになるのではないかと思います。したがいまして、理屈だけから申しますれば、これは全く別個のものであつても差し支えないということになるうかと存じます。

ただ つくる会社の側といたしましては、全く別個のものをそれぞれつくるということは非常に煩瑣であるという点から、技術的にはこれができるだけ似通ったものにしておいた方がよろしいんじゃないかということでございます。したがいまして、これは公式にではございませんけれども、企業会計審議会と法制審議会の商法部会とは時折連絡をとりながら、たとえば今回の公開の問題についての審議の際にも企業会計審議会と連携をと

りながら審議したという経緯もございます。

○稲葉委員 そんなことを聞いているのじゃないのです。私の聞いているのは、いま言った大蔵省のあれと法務省のそれがどういう点が同じでどういう点が違うのかということです。一覧表をつくってごらんない、こう言っているのですよ。これは番場さんの本の後ろに書いてある。だけれども、番場さんのはちょっと古いから、恐らく途中から変わっているでしょう。

そこで問題となってくるのはいろいろな問題が出てくるのですが、たとえば監査法人と言いましたね。監査法人とは何なんです。法人でしよう。これは民法上の法人なのか商法上の法人なのか、どういう法人なんです。

○宮本説明員　監査法人は公認会計士法上の法人でございます。公認会計士法の三十四条の二により、「公認会計士は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。」という規定がございます。これに基づくものでございます。

○**稲葉委員** そんなことはここに書いてあるのですよ。だから、民法のあれならば民法のどれに準拠しているのかとか、商法なら商法のどれに近いかというところでですよ。そこに書いてあるものなのかということですよ。そこに書いてあるでしょう。合名会社に近いのでしょうか。書いてあるじゃないですか。だから、監査法人というのは合名会社の規定を準用しているのでしょうか。それでしょう。だから、なぜ合名会社の規定を準用しているのかということをお聞きしたいわけです。どうなっていますか。

○元本説明員 合名会社の規定を準用いたしてありますのは、結局社員各自が全部業務執行の権限と責任を持っているということ、あるいは法人としての責任の問題等々だと思います。

○稲葉委員 合名会社というのは無限責任でし

う。そうすると、各人が無限責任を負つて、し
も連帯で負っているわけですか。それはどうい
わけですか、監査法人というのは。
○元木説明員 監査法人の特色と申しますか、
それは合名会社の特色と同様でございますが、

も、つまり法人格を有しているということでございます。その反面、これはいわゆる法人ではないと申しますか、性質といたしましては、これは社団ではなくて、組合的な色彩が非常に強いということでございます。

○稲葉委員 確かに組合的な色彩が強いですね。では、組合的な色彩が強いのに何で監査法人という名前を使うのか、よくわからない。これはどういうわけですか。こういう点は法務省が専門でしょう。

○元木説明員 ただいま申しましたとおり、法人格を持つてゐる、つまり権利能力の主体となるということだと思います。

○稲葉委員 いまのそのとおりですが、そうすると、監査される会社、法人について、証取法上は報告義務があるのは資本金五億円以上ですか、大體今度の特例法というのはそれを受けたわけでしょう。そういうことですね。それはそれでいいのです。それはそれで別として、そこで、または負債二百億ということになっているわけですね。またはというふうにした理由はどういう理由なんですか。アンドではいけないわけですか。及びではないわけですね。そこはどういう理由からですか。

○中島(一)政府委員 監査対象会社とする基準といたしまして、従来から資本金の額というものが一つあったわけでございますが、今回もその考え方を踏襲をしたわけでございますが、会社の大小あるいは監査の必要の有無というものを判断する場合には、基準となるのは資本金の額だけであらうかという御意見があります。私ももそういう意見であります。資本金の額というものは、会社の大小あるいは監査対象とするかどうかということの判断の一つの重要な要件ではありますけれども、それ以外に、会社の大小を判断するためにはあるいは売上額であるとか負債の額であるとかいうようなものも基準とすべきではないかということから、新しい基準を設けるということで、ただいま御指摘のような基準が出てきたわけでござい

ます。

○稲葉委員 会社の大小と負債の大小はどうして関係があるんですか。あるいは会社が小さくたって、負債がたかさんある会社もあるんじゃないですか。いまの説明はちよつとおかしいぞ。株主保護とか何とかという形でそういうふうにしたというんならまだ話はわかるけれども、ちよつといまの答弁、おかしくないかな。

○中島(一)政府委員 会社の大小という場合に、一般的には資本金の大小によって会社の大小というものを定めるわけでありまして、考え方によつては、売上額が大きいから大きな会社だ、あるいは負債が大きいから大きな会社だという考え方もあるんじゃないかなということでありまして、資本金の額ということから考えます以外に、それはいろいろの目的によつて会社の大小というものも決まってくるんじゃないかな。従業員の大小によつても会社の大小は変わってくる、あるいは債権者の数の大小によつても会社の大小は決まってくる。そういうことから考えまして、監査対象会社とするかどうかの基準といたしましては、債権者の保護でありましてかあるいは株主の保護でありましてかというようにすることが問題になつてくるわけでありまして、そういう見地から考えますと、資本金の大小だけではなくて、債務の大小ということも監査対象会社とするかどうかの基準の一つと取り上げるべきじゃないかという考え方でございます。

○稲葉委員 小さな会社であっても、借金がうんとある会社も大会社になつちゃうの。それはおかしいんじゃないの。売上金が多いというんなら、これも話はわかりますよ。借金をうんとしよつてある会社だつて、小さくたつてあるでしよ。そういうものまで大会社という考え方は、常識的に言つておかしいじゃないかと私は言つてゐるのですけれども、まあいいでしよ。

私の聞いているのは、資本金五億及びでなく、どうしてまたは負債二百億、初め百億でしたけれども、二百億という形にしたのか、こう聞い

ているのです。「及び」でなくて「又は」になつてゐるでしよ。「又は」ということになつてきたというのはどういう趣旨なのかということをお願いしているわけですね。

そうすると、初め負債が百億の原案だつたでしよ。それが負債が二百億という形になつてくると、どれだけの会社が監査の対象から減るといふことになるわけですか、大ざつぱに言つて。細かいことはいいです。

○中島(一)政府委員 たまたま資本金は少ないが債務額は非常に多いという会社がたまたま御質問にありましたようにあるわけでありまして、こういうものを資本金が小さいということのために大会社でないとふうに考へていいだろうかという意見がございまして。大会社、いわゆる資本金の大きな会社、五億から十億ぐらゐの会社の場合の平均的な債務額に当たるものを持つてゐる会社は、仮に資本金が五億未満でありまして、監査対象会社にするかどうかということに關して言へば、資本金五億から十億の会社と同じように考へるべきじゃないかということになるわけでありまして、それで並列的に問題になつてきたということとあります。

当初の法制審議会の答申案どおりの監査対象会社ということになりますと、それに該当する会社が約千二、三百というふうになりまして、考へておつたわけでありまして、今回の法案の限度におきましては、それが約半数になつたというふうな理解をいたしております。

○稲葉委員 大中小会社の区分、これは非常にむづかしいですね。ただ、わからないのは、たとえばドイツでは会社が全部で三千ぐらゐですか。日本は物すごく数が多い。百万以上あるんですか。これは一体どういふ現象なんです。どこから來てゐることなんですか。

○元木説明員 これは非常に日本的な現象でございまして、株式会社の数が九十七万五千とあることとあります。それに対してドイツの場合は、多くの場合が有限会社でございまして、株式会社の数が少ないということとござい

て、株式会社は非常に数が少ないということとございまして。しかも、設立あるいは運営という点から考えますと、株式会社というのは規制も非常に厳重でございまして、その点からも株式会社組織というものが小会社には必ずしも適当でないという問題があるわけでございますけれども、実際にどうもこれは統計的なものではございませぬけれども、調べましたところでは、やはりまず第一は、日本人は非常に名を好むということとございまして、会社の代表者になるにいたしまして、株式会社代表者になるというようにすることを非常に望むというふうな点が一つございまして、それからもう一つは、これはやはり名の問題でございまして、たとえば地方に行つて新入社員なんかを募集する場合に、有限会社という名前ではなかなか募集できないというふうな事実もあるやうでございまして。したがつて、好んで株式会社をつくるというふうな事実もございまして。

○稲葉委員 外国のことをいろいろ聞いても日本と実情が違ひますから、そう大きな意味があるとは思われないのですが、さつき小林先生がお聞きになつた中で使途不明金の問題がありましたね。この使途不明金というのはいろいろ内容があるわけですね。

これはちよつと大蔵省の主税局の方が来ておられるので先に聞きますが、これは私が調べた範囲では、フランスの場合が非常にきついですね。法律的にきついですよ。それはたしか使途不明金と同じ額を課徴して、それに対して初め二〇〇%のアップだつた。それが二〇%にしたはずだと思ひますが、実際にそういうのが行われているのかどうかわかりませんが、フランスの場合の使途不明金に対する制度、それから現実にはどういふふうに行われているのかということを大蔵省の方からお答え願つて、それが終われば結構でございます。

○内海説明員 お答え申し上げます。稲葉委員が大変正確におっしゃいましたように、フランスではそういう制度がございまして、フ

ランスにおきましては、使途不明金につきましては損金性を否認するとともに、おっしゃっておられましたように前は二〇〇%の特課税をしておりましたが、現在は二二〇%にしております。ただ、自分でこれは使途を明らかにできないということをお認めしてきた場合には、九〇%の特課税になっております。

○稲葉委員 大蔵省の方、結構です。

だから、そういう点も日本の税制というのは非常に資本家保護、企業家保護にできているわけですね。それは資本主義の社会だからしょうがないと言えましょうが、わが国は、その使途不明金の中にもいろいろあるわけですよ。いろいろの恩恵があったりなんかして明らかにできないものもあるし、わけのわからぬものもあるし、いろいろなものがあるわけですね。それが会計監査の場合に監査人によって明らかにできないというところは一体どうなんですか。それに対して明らかにする義務は会社はないのですか。会計監査人あるいは監査役の監査に対して会社はそれを明らかにする義務があるはずだと思いませんか、それはどういふのですか。

○元木説明員 まず、会計監査人といましては、当然これは帳簿を精査した上で監査結果を出すわけですから、何に使われたかわからないといういわゆる使途の不明な金があるということでは、十分な監査を行ったということにはならないわけでございます。したがって、当然その点につきましては、今回の改正法律案でもございまして、また現行法でもございまして、取締役にもその報告を受け、あるいは使用人に対して報告を求めて、そしてそれを明らかにしていかなければいけないわけでありまして、その点についてだけでもなお不明な点がある、あるいはそれ自身が法令違反のおこすところであるならば、当然そのことをまず監査役に報告しなければいけないわけでございます。もちろん、報告した上で、監査役といたしましては監査役の立場から必要な処置をとらなければいけな

い。しかも、そのような処置をとった上でもなおかつ不明な点があるということでありまして、監査報告書にその旨努力したけれども結局できなかったというところを明記しなければいけないと存じます。

○稲葉委員 それは法制上そういうふうになっているわけですよ。それはあたりまえですけれども、それで一体会計監査人としてあるいは監査役としての務めを果たしたと言えるかどうかという点です。そこまでの内部のことについては、会社の方は企業秘密だとして応じなくともいいのですか。どうなんですか。そこら辺のところはよくわからないんだ。取締役は必ずしも義務があるのですか。応じなくともいいの。そこまではこれは企業秘密だからしたら困る、使途不明金についてはいろいろの恩恵のあるところに金が渡っているのだから、それは言えないんだということでは、それでいいわけですか。具体的にどういふふうになっていきますか。

○元木説明員 これは取締役といましては、言いたくないから会計監査人に知らせないというわけにまいらないと思えます。もちろん、そうすれば報告義務に違反するということになるわけではございません。違法の行為でございます。○稲葉委員 報告義務に違反するから違法の行為になる。じゃその場合に、取締役はどういう責任を負って、株主はどういう権限があつてその取締役の違法な行為を差止めることができるのですか。あるいはそれを回避することができるのですか。それをまず最初に聞きましょう。

○元木説明員 違法行為でございますから、もちろんそのことについて会計監査人としては監査役に報告しなければいけないと思えます。監査役は報告した上で、監査役といたしましては、もしそういう事実を知ったならば取締役会を、今度の改正法案のもとでございまして、取締役会の招集をする、そこで報告をするということにならうかと思えます。その結果、他の取締役といたしましては、その取締役に違法行為があるわけでは

ございますから、その行為をやめさせる等々の適当な手段をとらなければいけないだろうと存じます。

○稲葉委員 違法な行為といいますが、じゃ取締役が、会社にこれだけの使途不明金があるけれども、これは会社の運営上言えないんだ、こういうふうなことを言った場合には、それは違法な行為になるのですか、ならないのですか。どうなんですか、それは。

○元木説明員 およそ会社の支出に関しましては、すべて明確になっていなければいけないものだと思います。したがって、それについて秘密をして、会計監査人にも明かさない、監査役にも明かさないということであれば、それは十分な監査ができないという問題になると思えます。○稲葉委員 いまの答えは非常に重要で、違法であると思うというふうなことになるという、それは取締役が刑事罰を負う場合も出てまいりますか。単にそれだけでは出てこないかわからないけれども、罰則の点はどういうふうになっていきますか。それが一つ。

いまの取締役の義務というのは一体何の義務ですか。忠実義務ですか、善管義務ですか、どちらなんですか。忠実義務と善管義務とは、取締役の場合どういふふうに通つて、どういふふうに通じて、どういふふうに通じてくるのですか。

○元木説明員 忠実義務と善管義務につきましてはいろいろ学説上の争いがございまして、これは先生御承知のように、忠実義務と申すのは善管義務の一場合であるとか、あるいは善管義務とは全く別に新しい義務を設けたんだというふうないろいろな説があるわけでございます。ただ、たゞいま問題になっております監査役に対する報告の義務あるいは会計監査人に対する報告の義務というものは、これはたとえ監査役に対するものでございまして、現行二百七十四条の二項から出てくる一つの義務でございまして、大きく言えばこれも善管義務の一つかもしれないけれども、特に法律で規定されている義務であるというふうに考えます。

○稲葉委員 忠実義務と善管義務というのは、確かにわかつたようなわからないような問題でむずかしいですね。星川長七さんとかいう人がその本をよく書いていますね。それはそうなんです、一体どっちが古いんですか。善管義務の方が古いんではないですか。善管義務というのはローマ法以来あるんじゃないんですか。

○元木説明員 取締役の善管義務と申しますのは、これは取締役と会社の関係が委任関係であるというところから当然出てくるという義務であらうかと存じます。それに対して、取締役の忠実義務は、昭和二十五年にアメリカ法の規定にならって置かれたということでございます。

○稲葉委員 余りそういう話はかりしていてもあれですから、実態に入りたいと思うのですが、今度の改正法で会社の売買——日本には会社の売買というのは多いですよ。空会社みたいなのがいっぱいあるでしょう。そういうのを買って登記するんではないですか。銀行に金を預けることも何も要らないわけですね。銀行に金を預けることも何も要らない。会社売買というのは、もう公然と行われているんですよ。今度の場合これに対して何の手段も取られていないわけですか。ずいぶん行われているように見えます。休眠会社、幽霊会社みたいなものを買つて新しい会社になってきたりなんかして、ずいぶん行われている。それに対して何の手当てもしてない。それは実問題としてできないのですか。そこら辺のところはどうなんですか。

○元木説明員 会社売買につきましては、実際にいろいろあるという話は聞いております。それで、まず多くの場合、会社売買という場合に大きな会社が買収されるという例は少のうございまして、株券等発行していない会社がこの売買の対象になるといふ場合が多いわけでございますけれども、株式の譲渡につきましては、これは株券の交付が要るわけでございます。そういうところから

ら非常に紛争の種になりやすいという問題があるわけでございます。

したがって、現行法のもとでも、これは理屈から申しますと、現在一般に行われていますような会社の売買というのは、株券の交付がない限りできないはずでございますけれども、その点いろいろの問題があるわけでございます。もちろん将来の改正におきましてはこれは当然重要な問題になってまいらうと思っております。今回は言ってみれば企業の自主的監視機能の強化という点を中心いたしましたので、この点は今後の問題として見送られたということでございます。

○稲葉委員 これは日本独特の制度じゃないですか、会社の売買というのはどうもよくわかりませんがね。会社の登記があるというのは日本だけじゃないですか。アメリカもありません。イギリスもありません。ヨーロッパはある場合もありますが、会社登記というのは日本独自のものじゃないですか。

○元木説明員 先生御指摘のように、イギリスには登記がございます。それからアメリカでも、登記がある州がかなりあるようでございます。

○稲葉委員 それはおかしいな。あなたの方の法務省にいた田代氏、あの人の書いてあるものを見ると、日本は登記国家でアメリカその他は非登記国家だと盛んに書いています。法人格否認の法理という、今度判決があったでしょう。形骸説だとか乱用説だとかいろいろあるでしょう。あれを見るとちゃんと分けてますよ。田代さんは登記国家と非登記国家とちゃんと分けて、日本は登記国家だ。機関でしょう、代表というものは、機関の登記なんかはアメリカなんかはないのじゃないですか。日本だけじゃないですか、機関の登記というものは、そんなこと、よけいなことはいいですが、あれども……。

そこで問題になってくるのは、総会屋の問題が出てきますね。私はわざわざ刑事局長に来てもらったのですが、このごろ刑事局長さっぱり出てこないから——出てこないのじゃなくて、こっちは

られしていないのか。まあ来てもらったわけですが、でも、まずその前に、商法でこの前四十九年のときでしたか、やはり「不正ノ請託」云々というところで、総会屋退治ということで条文をつくりましたよね。四十九年だったと思いますが、そのときの提案理由というの、それはどういふふうになってますか、その部分について。これがあるから総会屋の退治と言わねけれども、それができるといふような意味のことが提案理由か何か、その中に入っているのですか。どういふ提案理由になってますか、この前、その点に関連して。

○稲葉説明員 申しわけございませんが、その四十九年というのは何を指している……。

○稲葉委員 いや、私、四十九年かどうかからぬと言っているのだ。四十九年にも改正があったけれども、そのときの改正なのか何か。あれは……と前、昭和十三年からのものかな、「不正ノ請託」というのは。——そうですね。わかりました。

それでは、「不正ノ請託」というのがあるからというところによって、それが捜査に妨げがあるということ、そのときに——四十九年にも改正があったでしょう。その前にも改正があったけれども、そのときになぜそれを取りやめたのか、お聞きですか。立法院がそんなことを質問するのはおかしいので、こっちはそれを取りやめたしなけねばいけなかったでしょう。昭和十三年でしたね。ぼくが勘違いしてました。昭和十三年、戦前の法律だ。それが残っていたわけだ。「不正ノ請託」というのは非常に立証しにくいからというところ、いままで東洋電機機の一つしかなかった、こういうのでしょう。だから、それならば四十九年の改正その他のときに取ればよかったのじゃないかと私は思うのですが、これは本来は立法院のやることであって、それをあなたの方の方にさういふふうにするべきだったというふうに聞くのは、本末転倒でおかしいですから聞かせんけれども……。

そこで、総会屋というものの実態ですが、今度

のこの法律によって総会屋が——これは刑事局長ですね。いわゆる総会屋と称するものが、なくなるとは言いませんけれども、それに大きな影響があるというところは、どういふ点から見て大きな影響があるというふうに言えるわけでしょうか。

○前田(安)政府委員 ちょっとお尋ねの趣旨を十分理解してないかもしれないけれども、お尋ねは、今度の改正法案の中で二百九十四条二と罰則が四百九十七条が設けられている、そのことについてではないかと思うわけでございますが、ただいまも御質問の中でございましたように、現行の商法の四百九十四条、「不正ノ請託」という要件があるわけでございます。先ほど東洋電機機事件だけとおっしゃいましたけれども、それ以外に何件かはございまして、起訴された例、有罪になった例もございまして。ただ東洋電機機事件で、御案内のとおりその点が問題になりました。一審ではその点が認められたいということで無罪になり、高裁でそれが逆に認められるということで有罪になったというふうな経過もあるわけでございます。そして、そういうことから理解できますように、その点が一つの立証上の難点といえは難点になっていったわけでございます。

今度民事局の方でいわゆる総会屋の取り締まりといえますか規制ということ、いろいろと案をお考えになったようでございますが、その結果として先ほどのような二百九十四条二が設けられ、罰則としては四百九十七条を設けることにしたというふうな理解しておるわけでございます。この新設しようとしております四百九十七条を見ますと、いまの「不正ノ請託」という要件はもろろんないわけでございますし、必ずしも四百九十四条の規定を緩和したというだけではない、実質的には緩和したということになるかと思っておりますけれども、その「不正ノ請託」を取ったというだけの意味ではなくて、もともと性質としては、私どもも理解しておりますのは、総会屋等に対してさういふ会社の計算における財産上の利益の供与というものを

のをすることが、会社財産、つまり株主の財産とも言うべき会社の財産を不正に減少させる、これを会社の資本充実といいますが、さういふ観点から防止しようということが一つであって、さらに一面から、さういふ不正の利益の供与またそれを利用して得た者を処罰しよう、さういふ精神でとらえようとしたものだといふふうに考えておるわけでございます。

したがって、要件はいろいろ決められておりますけれども、四百九十四条に比べればいろいろの意味で緩和されているといふふうに思うわけでございます。いま問題になりましたような「不正ノ請託」という要件もございせんし、またいわゆる賄賂的な意味での必要の共犯としての対向犯という形もとっていないわけでございます。で、さういふ点もいろいろ考え合わせますと、いろいろな要件がございまして、それぞれ要件につきまして犯意がなければいけないし、それに応じた立証も必要でございますけれども、比較的さういふ不正の利益の供与というものが取り締まりやすくなるのじゃないかといふふうに考えております。

○稲葉委員 一つの問題は、これをつくるときに刑事局の方は相談を受けたのですか。民事局から相談を受けてこの条文をつくったのですか。

○前田(安)政府委員 当然、罰則に関係することでございますので、相談を受けております。

○稲葉委員 罰則は相談を受けたのはわかりませんが、六カ月以下というのはやけに軽いけれどもね。六カ月以下の懲役というのは現行法でほとんどないでしょう。法定刑が最高六カ月なんというのはほとんどないんじゃないですか。または三十万円以下の罰金でしょう。これに見合うものは現行刑法の中でさういふものがありますか、罰則的に。いさぐわりますか。

○前田(安)政府委員 六カ月というのはもちろん絶無ではないわけでございますけれども、この六カ月の刑が相当であるといふことを考えましたのは、いま申しましたように、「不正ノ請託」を要件

とする規定自体の法定刑が一年以上であるということ、この規定自体は直接的に賄賂罪のものではなくて、むしろ間接的にそういう総会屋に対する不正供与であり、また会社の財産を減少させる行為という、どちらかというと形式的な形という理解もあるかと思いますが、そういう罪質から見まして、一年以下の刑と比べれば、その刑よりも比較的軽い六ヶ月というものが相当であろう、こういうふうに考えたわけでございます。

○稲葉委員 いまの言葉の中で、形式犯みたいなものだという言葉がありましたね。そうすると、きわめてこの犯罪というものを軽く見ているということですね、法務省としては、これはそういう考え方でいいか。それが一つ。

それから、今度法律について、総会屋に対して金銭供与や何かしたときに処罰されるという場合の捜査の点では、実際問題としてどういふ点が問題になりますか。

○前田(宏)政府委員 先ほど形式犯という言葉を使ったので適当でなかったかと思ひますけれども、私が申ししたのは、賄賂罪とは違ふ、要するに不正の支出行為というふうな形でとらえているということを示したわけでございます。具体的要件はすでに私から申し上げるまでもないと思ひますけれども、一定の主体の限定がございまして、それから株主の権利の行使に關してなされたものであること、また財産上の利益の供与が会社の計算においてなされたものであること、こういうことが要件に定められておるわけでございますので、それぞれの要件を満たしていること、これを立証しなければならぬということでございます。先ほど申し上げましたように、それと全然立証の工夫なり努力は要すると思ひますけれども、賄賂罪に見合うような形で規定されております現在の四百九十四条に比べれば、相対的な意味ではそういう形式的な要件という意味で比較的確である、こういうことを申ししたわけでございます。

○稲葉委員 形式的要件として案であらうと言っ

たとところで、六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金の事件について、東京地検なら東京地検の特捜部がそんなに一生懸命やるわけがないじゃないですか。やったってばかばかしいという気になるだけでしょうが。まあそれはあなたはそのうだとは答えられないからあれかも知れぬけれども、こんな刑はないですよ、本当にやる気なら

それと、これは第一、証拠がなかなかつかめないじゃないですか。それはあなた、賄賂賄賂だって何だって証拠は簡単につかめないのはわかつていけるけれども、元来総会屋がもたらしたことを言うわけないでしょう。やった方だって、やったって言いっこないでしょう。何か帳面を残すと言ったって、帳面を残すわけがないでしょう。総会屋に幾ら渡したんだって帳面残すものですか。別の枠の中に残しておくでしょう。仮に残すとしても、たとえば旅費であるとか交際費であるとか、何とかかんとかで残しておくだけの話で、あるいは使途不明金と書いておけばわけがわからないですよ。そんなこと形だけですよ。

だから、いまだこういう現象が起きているか知っていますか、これは大臣も御存じかも知れないけれども、総会屋は確かに形を変えつつありますよ、これがあるというので、多少それで心理的な圧迫を与えたかも知れない。これじゃまずいと思つて、それで政治結社にどんどん変えていくじゃないですか。政治結社に変えて、政治献金もいに行つて、政治献金をもらえば別に犯罪でも何でもありません。政治結社でしょう。政治献金ももらったんだから、恐喝になる場合もほとんどないしね。それで出版記念だつてパーティー券売りに行けば、みんなパーティー券買つて。それでホテルでパーティーやつて、金もつかって税金も何も払わないのだ。それでしょ。みんなやつてい

そんなので、心理的な圧迫はある程度加えるといふあれはありますよ、一般警戒といふのはあるかも知れないけれども、こんな六ヶ月以下の刑

なんというの刑法でありませんよ。三十万円以下の罰金なんて、こんなの。六ヶ月以下の刑なんて法定刑で、刑法探してごらんない。これは刑事局長にこゝまで来て悪いから、法務省のだから事務官が何か探させてごらんないよ。六ヶ月なんてこんなのありやしないよ。何かあるかも知れないけれども、暴行ぐらいかな。暴行だつて六ヶ月より重いんじゃないの。こんなのおかしいですよ。

そうして、これは実際につかめないですよ。やった方はやったって言いっこないのだから、別な枠でついている。もたらした方はもたらしたって言いっこないのですから、帳面も残りっこないのですから。それで六ヶ月以下の事件を地検の特捜部が一生懸命にやらないで、やらないですよ。ばかばかしいといふことでやりやしないですよ。全然意味がないと私は思ひますね。

今度の法案は形だけはみんな整っているのだ。こういう法案をつくるのに二年も三年もかかったというの、ぼくは情けないと思ひますよ。本當に情けないな。法務省もこれだけ優秀な人がいてこんなのに二年も三年もかかって、そんな裁判官になつてどんどん裁判をやつた方がいいですよ。本當だよ。もったいないよ。裁判官になればみんな優秀な人でしょ、検事になつたって優秀な人だけれども。法務省の参事官室にいて外国の法制を一生懸命研究することも有意義だと思ひますね。

今度の法律は形だけは整っているんだ。本當によく整っている。しかし、実態はなかなか無理だ。実態は無理だけれども、それは資本主義社会におけるチャンピオンの株式会社というものを法律で規制しようとするのが本来無理なんですよ。常識でこちらが考えるよりも向こうの方が頭が上なんだから、そのことに對してはこっちより向こうの方が一生懸命なんだから、どんどん上り行つてしまふといふことです。それで、総会屋の規定というのは具体的な実質的な意義はない、こういうふうに私は考へております。後であ

なたの方で反論があれば反論してもらつて結構です。

そこで、この前ちょっとお話をしたたとえばチッソの事件の例にもありますように、いわゆる少数株主の権利が今度の法律で一体どうなるのか、ことに一株株主というふうなもの、権利がどういふふうになるのかといふことですね。それを、チッソの大坂高裁の民事事件もありますが、それに關連してお話し願ひたい、こういうふうに思ひます。

ただ、少数株主といふのは一体何を少数株主と言ふかといふのもまたわかつたようなわからないような問題にしても、少数株主、いわゆる善良なる一株株主の保護——総会屋じゃないですよ。公害や何かを摘発するといふか、市民的なそういうことをしたいと思つている善良なる一株株主の保護といふのが、総会屋の取り締まりといふことにかこつけて逆にマイナスになつてきておる、こういうふうな考へるのです。

チッソの事件はどういふふうな事件でしたかね。あれは後藤という弁護士が持っていたのか、あるいは川本という人が持っていたのか、と忘れましたが、チッソの株主の場合、少数株主権といふものを否定したといふのでしょう。だからといふことで株主総会の決議が無効になつたでしょう。ちよつとその経過だけ簡単に話し願ひませんか。

○中島(一)政府委員 原告は、ただいま御質問にありました後藤孝典という弁護士であり、かつ、チッソの株主はか大ぜいの人であります。被告は申すまでもなくチッソ株式会社であります。それで、四十五年の十一月二十八日に開催をされたチッソ株式会社の第四十二回定時株主総会におきまして、四十五年四月一日から四十五年九月三十日に至る第四十二期營業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案を原案どおり承認するといふ旨の決議がなされたわけでありまして、その決議に瑕疵があるといふことで決議取り消しの訴えが提起されまして、一審でこの決議を

取り消す旨の判決がありまして、会社側から控訴をいたしました。大阪高裁の控訴審の判決におきましては、控訴を棄却したという事件であります。

決議に瑕疵があるその瑕疵の内容といたしましては、原告の一人でありませう後藤孝典が、会社から提案をされた利益金処分案につきまして、当期未処分利益金が三億三千万以上原案では計上されておりましたのを、そのうち三億円を水俣病対策積立金として別途に積み立てて、そして残金三千万余りだけを後期繰越金とするという修正動議を提出しようとしたのですが、その修正動議の提出が、何といたしまして封殺されてしまった。決議に至ったということで、会社側は、修正動議の提出に気がつかなかった、議長が修正動議の提出に気がつかなかったということを言っているわけでありませうけれども、それが入れられなかった、こういう事件のようでございます。

そこで、この修正動議というものは、議決権のある株主である以上は当然に認められる権利であるというふうな考え方であります。今回の改正法におきましては、単位株制度をとりまして、その間に議決権の有無ということに関しては若干事情が異なつてまいりましたわけでありませうけれども、議決権を有する株主であればこの修正動議は、あるいは修正提案権というふうな言つてもいいかも知れませんが、これは認められるわけでありませう。ただ、従来五十円券を一株持つておれば株主として議決権の行使ができたのに、今後は、公開会社につきましては、それでは議決権は持てないという違いは出てくるということになるかと思ひます。

○稲葉委員 だから、いまのチソの後藤孝典弁護士事件はそれはそれとして、それを今度の改正法でそのまま直すと、修正動議を出せるのですか、出せないのですか、どうなんですか。後藤君の持っていた提案権というか、何株持っていたのか、それはどうなっているんですか。今度の改正案によると、後藤君の持っていた案は出せるのですか、出せないのですか。

○中島(一)政府委員 これは後藤君の他のそれぞれの原告が何株ずつ所有しておったかということにわかりませう。新しい制度のもとで単位株に満つるか満たないかということも申し上げるだけの準備はございませうけれども、今後は、こういう修正提案をしようとする者は、議決権を有する株主でなければならぬということでございます。

○稲葉委員 いや、議決権を有する株主でなければならぬということはわかりました。自益権と共益権に分けて、共益権の問題でしよう。ところが、経団連なんかでは、共益権なんてもう要らないという説もあるじゃないですか。法制審議会でそういう意見が出ています。株主にはもう共益権なんか与える必要はないんだという意見も出ています。

まあ、それはそれとして、私が聞いていたのは、いまのチソの例で見て、後藤孝典弁護士が出したのと同じようなことが今度の改正案でできるかできないかです。後藤君なら後藤君が何株持っていたか、それは調べればすぐわかるでしょう。それを聞いていたわけですね。それを聞かなければこの問題は意味ないじゃないですか。そこまですべてが質問の内容を教えたかったのは悪いけれども、よくも意地が悪いからそこまでは教えたかった。教えたはかえって失礼だと思つてから教えた。あなたの方でも口頭試験なんかでみんなのポイントがあるかというそのポイントに気がつかないやだめだよ。そこがこの問題のポイントです。だから、あのチソの事件をこの改正案に当てはめたときに、改正ができたときにできるかできないかということですよ。その株主の株券の数を調べなければわからないというなら、それじゃ調べてからでいいから、あしたでもいいから答弁してごらんない。

○中島(一)政府委員 新しい制度のもとでどうなるかということでございますけれども、新しい制度のもとで修正提案をする、修正動議を出そうという人は、当然に単位株を持つてその準備をすることがあるというふうなことも考えましたものであります。その点は特に調べておられません。この判決が非常に大部なものでありまして、刊行されております判決そのものがそういう点について省略をして掲載されております。特に株主一覽あるいは原告の一覽表のごときは別紙になっておりまして省略されておりますので、そこまで調査をいたしております。

○稲葉委員 恐らく「判例時報」だと思ひますが、それはそれで書いていませうけれども、私はそれを問題にしているわけですよ。いままであつた少数株主の権利が今度の改正法でなくなつてしまふのではないか、それを問題にして聞いているわけですから、それは調べてください。それは調べられますよ。調べられなければこの法案は採決できないですよ。それが一つですね。

それからもう一つ、会社の社会的目的というのに対して株主は一体質問できるのか、提案ができるのかという問題があるんじゃないですか。その点の一つの大きな問題になつてきているのじゃないですか。それはどうですか。

○中島(一)政府委員 この点は、現行法におきましては一種の修正提案権、修正動議というものであります。それから、会社側から一つの提案が議題として出されておる場合にその内容を修正するという意味での提案が許されるにすぎないというふうな考えですが、新しい制度のもとで少数株主権として一種の提案権を認めておられます。これはいわば追加的な提案権ということでありませう。会社から提案がされておらなくても別項目について新しい提案をすることができるといふ新しい権利を認めたことになるわけでありませう。

○稲葉委員 株主の解説請求権あるいは質問権、そういうものに關連して会社の社会的責任を追及する動機からする権利行使がどの程度認められるか、こういうことでしよう。だから計算書類の承認に關する会社の業務、財産状況を株主が質問することは請求権として認められるだけけれども、社会的に欠陥商品であるいは公害だという大きな問題になつてくる場合に、これに経営者がどう対処するかということは今後の会社の経営方針の重要なポイントだから、これについて取締役の考えを聞いておくのは株主の質問権の範囲に入る、こういうふうに見てよろしいんですか。そう見てよろしいですか。

○中島(一)政府委員 ただいま御質問の御設例についてはそういうふうな理解すべきものであると考へます。

それから、先ほどのチソの例でも問題になりましたように、利益金処分案に關連してその利益金の処分方法として、あるいは水俣病の対策の積立金を積み立てるといふようなことになれば、これはまさに計算書類に關連する事項ということになるかと思ひます。

○稲葉委員 こういう大きな問題になつてまいりますのは、兵器生産をしてゐる会社ですね。兵器生産をしてゐる会社で兵器生産の是非について株主が、少数株主権を持つてゐる者もあるし一株しか持つてない者もあるだらうし、法案が五十七年十月一日からですから、それまでの間のことも考へなければいけませんね。そういうときに兵器生産の是非についての質問権というものを社会的責任に關連してできるのかできないのか、これはどういうふうな理解したらよろしいんですか。

○中島(一)政府委員 今回の改正案が新設をしよ
うとしております少数株主の提案権ということに
関して申しますならば先ほど申し上げたとおりで
ありますが、説明義務ということに申し上げますと、
二百三十七条ノ三という規定がありまして、それ
によりまして、「取締役及び監査役へ總會ニ於テ株
主ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコトヲ要ス」
こういうことになっておるわけでありまして。た
だし、例外がありまして、「其ノ事項ガ會議ノ目的
タル事項ニ関セザルトキ、説明ヲ為スコトニ因リ
株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ、説明ヲ為ス
ニ付調査ヲ要スルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ」というただし書きがございま
す。したがって、ただいまの問題はこのた
だし書きに当たるかどうかという問題になるわけ
でありまして、今後いろいろ議論がされること
になるわけであらうと思ひますけれども、私ども
は、それが会社の業務との関係で取り上げられる
という場合には、特別の事情のない限り説明義務
の範囲内に当たる、こういうふうに考えておりま
す。

○稲葉委員 委員長、ちょっと自民党の理事を呼
んできていただきたいのです、いま法制局の見解
を聞きますから。

○高島委員長 ただいま呼んでおります。

○稲葉委員 内閣法制局の第二部長がおいでにな
られましたので、さつき問題になりましたのはこ
の整理法に対する扱いをめぐりまして法務省当局
に聞いたのですけれども、さつきばらんの話、こ
ういふのは初めてで、よくわからぬということ
で、よくわからぬと言ったのかそういう意味の
ことを言われたのかよくわかりませんが、そこで
急遽内閣法制局に来てもらおうということにな
ったわけです。

問題は、この整理法案の中で、御案内と思いま
すが、銀行法を援用しているわけですね。援用と
いうか、銀行法も引張ってあるわけですね。銀行
法はいま審議しているわけです。これは昭和五十
六年法律第何号になるかわかりませんが、審議し

ておる。条文の中にももちろん出てくるわけ
です。条文の中で第何号の字が抜けて出ているわけ
です。そこで、仮に整理法案が通つてしまえば公
布するといふか、裁判では確定と言ふんだけれど
も、そういうことになりませんか。そのときに、ま
だ銀行法が通らない段階で第何号というのをあけ
つ放しでこの法律を公布してしまふのですかとい
うことです。それがまず第一点です。

○関(守)政府委員 お答えいたします。

私ども各国会に法案を出します場合に、いろ
んな政策目的からいろいろな法案を出しまして、
その中で関連性がある場合がかなりございまして、
そういう場合におきまして、本件の御質問の場合
ですと、銀行法はいま全部改正の法案を出して
おるわけですが、その場合にどういふ措置
をとるかと思ひますと、私どもとしては、先に閣
議決定をいたしますものについては、それを前提
といたしまして次の一部改正法案の作業をする
ということになります。したがって、今回もそ
ういふ考え方で商法等の一部を改正する法律の施
行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につ
きまして御指摘の条文をつくつたわけがございま
す。そういたしますと、当然その段階では公布さ
れておりませんので、法律番号は入る余地がない
わけがございまして、同じような問題は、この整理
法のもとになります六条の「保険業法の一部改正
に伴う経過措置」の第二項のところでも、商法等
の一部を改正する法律につぎましてそれを援用し
てやるものでございまして。

私ども、これにつぎましては、公布の場合に
は、結局そのまま成立をいたしますればそのまま
公布をするということになるわけがございしま
して、前例といたしましては、その対象になりまし
た法案につぎまして継続審議になった場合には、
後で官報正誤等の方法で埋めるといふようなこと
をやつたことを記憶しております。ちょっと急な
ことでございまして必ずしも正確ではございま
せんが、たしかそういうような例があつたやに記
憶いたしております。したがって、そういう

取り扱いが可能なのではないかというように考え
ております。

○稲葉委員 第二部長、私は、この法案がこのま
まこういう形で出たことが悪いと言つていふので
はない。それはしようがないですよ。まだ銀行法
をやつていふところですし、商法と整理法との関
係はこういうふうな関係になっているのだから、
それはいいのですよ。私が言うのは、たとえば整
理法なら整理法が通つてしまつた、参議院も通つ
てしまつた、しかし銀行法は通らなかつたといふ
場合、これはどうするのですかということですね。
銀行法のところはまた改めて修正案が何か出して
削除するのですかと聞いているのです。官報へ載
せるのは後の話じゃないですか。そんなこと簡単
に言われては困るよ。何かさっぱり自信のないよ
うな答弁だな。これはまずいな。このままでは採
決できないよ。

○関(守)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、その法案が次の国会に継続審査になるとい
うことがわかりますれば、それは継続審査になつて
後で成立をした段階で埋めるといふ措置がとられ
たことがあると思ひます。

○稲葉委員 よくわからないな。継続審査の方は
いいです。では、廃案になつたときはどうするの
ですか。廃案になつたときは削るのでしょう。繼
続審査だつて、公布するときは削らなければなら
ないのではないですか。削るのは、単に行政的な
手続で削るのか、また法案を出して削るのか、ど
っちかと聞いているのですよ。法案を出して削ら
なければいふのがないじゃないですか。そんなば
かな話はないですよ。

もう一回整理しますから、よく聞いていてくだ
さいよ。私が言うのは、銀行法なら銀行法とい
うものが通つて同時にそれが決まつたといふこと
になつたら、これも通さなければならぬのじゃな
いのですか。先にこれだけ通してしまつて後でそ
ういふ問題が起きてくるのではないかと問題な
のです。あともう一つありますが、まずそれだけ
聞いておきます。

○関(守)政府委員 国会での取り扱いについて
は、それぞれの提案当局として希望はいろいろご
ざいますけれども、私どもはちょっとそこまでは
申し上げられないと思ひます。

ただ、先ほどお話がございましたように、どう
してもそういう事態が生じますので、それはこの
法律案が先に可決されて成立をするということに
なれば、それで公布せざるを得ないということに
なると思ひます。そしてもしその対象になつてお
ります法案が廃案になれば、その規定は結局空振
りと言わざるを得ない状態を生ぜざるを得ない
じゃないかというふうに思ひます。したがって、
自後の速やかな機会に、またその両者の一
致、意思を合致させるような法案の提出を考へる
ことにならうかと思ひます。

○稲葉委員 空振りになれば、ほかの銀行法なら
銀行法がまだ成立しない段階ならば、一応これは
修正して削除しなくちゃいけないのじゃないです
か。そうしないとおかしいじゃないですか。この
法案で公布してしまつて、そうして銀行法法律第
何号、そんな法律はないじゃないですか。ないの
に、この法律の中で引張つておくのですか。そ
んなことありませんよ。そんな真実と合致しない
ことはだめですよ。理解できないですよ。だめだ
め、もう一遍研究し直し。もう一つ問題があるけ
れども、あしたの朝もう一遍いらつしやい。

○関(守)政府委員 公布をいたしますと、その後
でそこは空白になつておる、同じ国会で成立をす
ればそれは埋めていただくということになるわけ
ですけれども、それが成立しなかつた場合には廃
案にならざるを得ないことになりまして、それに
ついて継続審査ということになって後で、そうい
う例がたしか行政不服審査法と何かとの関連だつ
たと思ひますけれども、あつたように記憶してお
ります。もしあれでしたら、その関係の資料をお
手元に提出しても結構ですけれども……。

○稲葉委員 あなた、これはこういう法案を出す
ときに法務省とよく打ち合わせをしたのじゃない
ですか。この整理法案というのはいくつ時間が

うことになるかと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、結局はこの法案が通つても、片方の銀行法なら銀行法が通らないと、いつまでたつても公布できないということですね。公布はできるの。公布はできて、後で官報で補充すればいいというのです。ただ年がかわつてしまつた場合にはそれはだめで、議会で訂正するということね。大体わかつたような気がするけれども、しかし、その点は法務省でもしつかりしてくださいます。そんなこと言つては悪いけれども、この法案出すときに、整理法でもめたはずですよ。だから、この商法の法案よりも整理法の方が長ぐしかつたのだから、その点についての十分な打ち合わせをしておかなければだめだな、重要なことです。ここら辺にしておきましょう。

そこで、たぐさんの問題があるのですが、いままでの中で、営業報告書を九項目にわたつて省令にするというお話がさつぱりありました。この前の鴻教授や河本教授の話聞いたときには、これを法律事項にするという話もあったのですが、私は法律事項にすべきだと思つたのですが、法律事項にしないで、省令事項にするにしても、国会で議論をされたこと、特に議論したのは(8)項ですね。(8)項について明確に崩さないようにしてほしいということなんです。そのことを含めてこの前御答弁願つたのですが、小林先生からまた国会のいろいろな意見を聞けということもございましたが、これについて法務省がせつかく立案をしてあげたものを省令において後退することのないように、経団連あたりのいろいろなプレッシャーで後退することのないようにしてもらいたい、こういうふうに思つたのですが、一体この点はどうですか。簡単でもいいから、大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 まず、私から申し上げますが、この点につきましては先ほども申し上げましたように、「業務報告書の記載事項を次のように定めることとはどうか」という試案の注記が提示をされまして、それに対して各界の御意見が参つて

おる、そういう段階でとまつておるわけでございます。私どもは、この試案の注記と、それからそれに対する各界の御意見、そしてそれとは比重において比較にならないわけでありまして、それども、もつと重要な意見として国会の御意見、そういうものをすべてそろえてまゐつて法制審議会で御審議をしていただく、こういうことを考えておるわけでありまして。その際に、今回の法律改正の目的、趣旨というものを十分に踏まえまして結論を出したいと考えております。

○稲葉委員 だから、私が言つておるに、デイスクロージャーの制度を実効あるものにするためにそれを十分実りのあるものにしてほしいということ、私どもはこの法案でいろいろ議論したので、そこが、やはりその点がひつかつてきたのです。八日だかにやつたのですけれども、その点がどうしてもひつかつてくるのです。私どもの勘ぐりでは、経団連が何かの反対で、一たん法律にしたのを削つたというふうにとつておる向きもあるのです。これは正しい見方かどうかわかりませんが、だけれども、そういう点もありまして、デイスクロージャーという趣旨から言へば、明らかにその趣旨を十分くんでもらつたものをつかり営業報告書の中に入れてほしいということ。この点については間違いないでしようね。これは念を押しておきたいのです。なぜ念を押しておきたいかという、後で必ずこれは問題になるのです。ここが問題になるということは目に見えておるのです。だから私は聞いておるわけですよ。大臣、いかがでしようか。

○奥野国務大臣 法制審議会でもいろいろ意見が出たようでございます。詳しくは承知しておりませんが、いろいろ意見もあるようでございます。結果を尊重して決めます。こう申し上げておるわけでございます。国会におきましてもまたいろいろ御意見を伺つておるわけでございますので、十分御意見を配慮しながら、最終的に法の改正の趣旨に沿うように検討していきたい、こう思つてお

ります。

○稲葉委員 そこで、試案にあったもので法律案でなくなつたもの、いろいろあるのですが、たとえば五のところで、三から五の計算書類等の商業登記所への提出、これはなくなりましたね。商業登記法というのはあるのだけれども、一体いま商業登記所というのはあるのですか。

○稲葉委員 商業登記法によりますと、商業登記の事務は法務局、地方支庁及びその支局、出張所が扱う、こういうことになっておまして、そういう商業登記を扱つておる役所を商業登記法の方では登記所と言つておるわけでございます。登記所には、不動産登記を扱つておる登記所、これは不動産登記法によるわけでございますが、それと両方ございまして、ここでは区別するため商業登記所という言葉を用いたわけでございます。

○稲葉委員 それは法務省設置法のどこに書いてあるのですか。設置法に書いてあるのですか。

○稲葉委員 設置法には特に商業登記所という言葉は出ておりません。

○稲葉委員 だから、設置法には法務局とかそういう形で出ておるのですね。商業登記所というのは、商業登記簿を扱うのだから商業登記所というのかもわからぬけれども、わざわざ法務局という形にして登記所という名前をなくしたので、それがいまも残つておるというのにはちょっとよくわかりません、大した問題ではありませぬけれども。

そこで私が疑問に思ひますのは、これらの計算書類をいわゆる商業登記所へ提出しようというのを試案や何かで考へておつたのでしょうか。どういふ趣旨でそういうことを考へておつたのですか。

○元木説明員 御承知のように、現行法のもとでは、総会や計算書類の承認がなされた後、遅滞なく貸借対照表を公告しなければいけないというところになつておるわけでございます。その公告の方法は、定款で定めた日刊新聞紙に掲載しなければいけないことになつておるわけでございます。

ども、実際には、ほとんどの計算書類と申しますが貸借対照表の掲載を扱つております日本経済新聞だけでも、せいぜい二千社くらいしかやつていないということでございます。全国に九十七万五千からの株式会社があるが、そのくらいしか公告を掲載していない。地方にもいろいろ新聞社がございますので、そういうものを合わせたとするとほんのわずかの会社しか公告をしていないというふうな実情でございます。

しかし、株式会社と申しますのは、御承知のように公開会社であり、かつ有限責任会社であるということも考えますと、債権者の保護のためにも、少なくとも計算書類の公開あるいは公示ということとはぜひやつてもらわなければいけないのではないかと、そのために、すべての会社に強制するために商業登記所への計算書類の提出ということにしてはどうかということでございます。すべての会社が計算書類を提出することになりますれば、各登記所には会社の登記があるわけでございますから、計算書類を提出しない会社はすぐわかるということから、公告をしなくてもいいか。つまり開示の強化という点からこれはよからうということのようにしたわけでございます。

ところが、実はこういたすことにつきましては、小さい会社についてはこれは過大な負担を強いるものであるという反対が非常に多く出てまいりましたので、今回はこれを取り上げないでさらに今後検討していくことにしたわけでございます。

○稲葉委員 小さい会社というのは具体的に何を言うのかはつきりしないけれども、それを除いたらいけないですか。

○元木説明員 実は試案でこのように書きましては、できれば小さい会社をやつてもらいたいというために書いたわけでございます。つまり、大会社につきましては、今度の改正法律案でも、貸借対照表のほかに損益計算書も公告してもらつて

乱用なれば。乱用というのは具体的にどういふことを言っているのか。さっきのチッソの後藤孝典君の修正動議というか提案のようなものをあなた方は乱用と見ているのかもわからぬわけですが、どうもよくわからぬですな。だから、株主の提案権といふものについて、少数株主といふもののレベルを上げたというのかその上限を上げたことによつて、株主の提案権といふものは従来あつたものであるけれども、正しきものであつたものが、

いせん。もうさっきのチソの提案権のような問題がいままであったけれども、今度はできなくなってしまうというようなことも考えられてくる。しかも、会社の社会的目的、公書の問題であるとかいろいろな薬品公書の問題であるとか、いろいろの問題がありまね。そういう問題に対する提案がだんだんできなくなってくるような動きになってきておる、こういうことになるんではないんでしょか。

○稲葉説明員 今回の提案権の規定は、現行法で認められております総会場における修正動議の提出というものは何ら影響を及ぼさないという考え方でございまして、議決権を持つ株主が総会場へ出ていって修正動議を出すあるいは意見を述べるといことは、これは従前どおり全く影響を受けないという考え方でございまして。

ただ、提案権という制度を新設いたしました、会社の手によって株主が提案した事項を各株主に送付する、そういう制度を設けたわけでございまして。そういたしますと、この場合には、乱用と申しますか、たとえば売名行為のために選挙提案と申しますか取締役に立候補するといふようなこともあるわけでございまして、また総会場がいやがらせのために定款変更でございましてとかあるいはそれに類するような提案をするといふことも考えられるわけでございまして。そういうことを考慮いたしまして、たとえば公職選挙法の場合においても泡沫候補の立候補を制限するといふ趣旨で供託の制度があるのと同じように、ある程度株主を持っていない人間であればそれほどのきめな行動はしないのではないかとこのことを考えまして、少数株主として三百株あるいは百分の一という単位を設定したわけでございまして。

○稲葉委員 そうすると、株主の提案権の問題については、提案権ですと、権利ですよ。それと、ただ一株くらい持っているといふことで株主総会へ出かけていって、今度は一株くらい持っているのじゃ株主総会へ出かけられないのですか。出席はできるんですよ。出席して意見を述べられ

るの。何ができるんですか。議決に應ずることはできるのだからけれども、意見を言うことができない。そうすると、少数株主より下の株主もいるわけでしょう。今度はいなくなっちゃうの。そのところがよくわからぬな。もしおるとすれば、三百株以下とか百分の一それ以下の人がいるとすれば、その人たちは株主総会においてどういう権利を持つのですか。

○稲葉説明員 提案権につきましては、先生の御指摘のように、百分の一または三百株という単位が要るわけでございまして。この三百株という単位は、少数株主を決めております数は新しい一株でございまして、額面が五万円になった、そういう単位が引き上げられた株で三百株というふうになっております。本則ではそういうつもりで書いてあるわけでございまして。その一株でも持つておりますと、単位株のことは除外いたしました、一株でも持つておりますと、これは総会へ出席して議決権を行使することはできるわけでございまして、その議決権の行使の際に意見を述べ、あるいは質問をし、あるいは修正動議を提出することはできるわけでございまして。

提案権について特に乱用を懸念いたしましたのは、会社の手で株主の提案した事項が各株主に送付されなければならぬというところに新しい提案権の制度ではなっているわけでございまして、そういう費用を会社にかけるあるいは手間をたくさんかけることにするといふことについてはやはり乱用の問題が起るのではないかとこのように考えたわけでございまして。

総会場で修正動議をするといふことでございまして、これは何もほかの人に迷惑のかかる話ではございませぬし、それについて先生が先ほど言われたように、その場で否決してしまえばそれまでのことでございまして、それについては何ら制肘を加える必要はない、こういうふうに考えておるわけでございまして。

○稲葉委員 そうすると、その三百株以下あるいは百分の一以下、そういう人たちに對しては総会

の通知はしないのですか。

○稲葉説明員 総会の招集通知はいたします。

○稲葉委員 総会の招集通知をするのならば、ちっともよいな費用がかからないじゃないですか。同じじゃないですか。そこへちゃんといろいろな営業報告書なんか入れるんでしょ。何に よけいな費用がかかるというのですか。ちっとよくわからないな。

○稲葉説明員 つまり提案権というのは、自分が、ある株主が提案した事項を招集通知に記載いたしましてそれを送るといふことでございまして、会社は本来そういう提案がなければ送るべき通知よりもよいなことを書くわけでございまして。その分、結局印刷の費用がかかるということになりますし、それからそれによって枚数がふえるといふこと、あるいは手間がいろいろかかる、あるいは総会においても追加提案でございましてそれを審議しなければならぬといふこと、あるいは大会社の場合でございまして、それに対して参考書類をつける、あるいは書面投票用紙にそれについての賛否の記載をする欄を設けなければならぬ、そういういろいろな手間がかかるわけでございまして、そういう点を考えているわけでございまして。その送付を受ける株主につきましては何も費用がかかる話ではないといふことは御説のとおりでございまして、ただ、提案をいたしますとそういうふうなよいな費用が会社にかかるといふことでございまして。

○稲葉委員 それは大してふえないじゃないですか。だって、どうせはがきで株主総会の通知をするわけじゃないでしょう。封書でやっていると、中に入ればいいわけで、どうということはないと思ひますが、それはそれとして……。

それから、一株五万円というふうにはつきりしなかつたのですね。これはどういうわけなんですか。

○稲葉説明員 一株五万円にしかかつたという御趣旨が余りはつきりいたしません、要するに、会社設立の際に発行する額面株式の金額と、それからその際に発行する無額面株式の発行価額というものは五万円以上でなければならぬという規定を設けたわけでございまして。必ずしも五万円、会社によって五万円よりも多い金額にすることが適切な会社もあるだろう、非常に株主数が少ないような会社についてはそういう例もあるわけでございまして、現行法で五百円以上というふうに決めておりますけれども、一株の金額を一万円あるいは十万円にしているといふ会社もあるわけでございまして、そういう点を考慮いたしまして五万円以上というふうにいたしましたわけでございまして。

○稲葉委員 私の言うのは、定款で一株五万円とするといふふうにするか、あるいは法律でもう株式は一株五万円なんだ、こういうふうにするか、あるいはあるんじゃないかといふことです。何かそういうふうにするか非常に混乱が起きると言っている人もいます。河本さんなんかそういうふうに言っているんです。だから、こういうふうな端株制度を設けてやっただと言っているんです。ばくもその意味がよくわかりませんが、一株五万円ということにしてしまつて、そのときに端株も全部併合してしまえば一番簡単なんだというけれども、それでは経済界が混乱するからそういう制度をとらなかつたんだという意味のことと言っている。ちよつとばくもよくわからぬのがね。

この前、河本さんの言った中で、そうすると結局、一株と端株がいろいろありますね。それと併合するための法律を今度はまたつくるのですか。そういうことになるのですか。何かそういうふうなことをこの間によつとやっておられたんですね。

○稲葉説明員 この商法等の一部を改正する法律案の附則第十五条という規定がございまして、これによりまして「附則第六条第一項の株式会社で次の各号の一に該当するものについては、これはつまり単位株をとっている会社といふことでございまして、これは「別に法律で定める日に、次条第一項に規定する一単位の株式を一株に併合す

御見解を伺いたいと思います。

○元木説明員　まず、総会自体の問題でございすけれども、総会につきましてはすでに議論が

ておりますように、総会屋対策等々、つまり現在
総会が形骸化しているということについて最も元
凶と言われます総会屋退治、これについてかなり
新しい規定を設けて、これをもって直ちに明
くる日からということ、これは将来の問題でござ
いますから申し上げられませんが、かなり
改善をされるのではなからうかと思ひます。

それから、総会で会計監査人を選任するとい
うことにつきましては、従来取締役会という密室で
行われていたものが、言つてみればオープンな場
で討議の上で選任されることになるわけでご
ざいます。さらに、先ほどもちょっと触れまし
たけれども、会計監査人の選任の件という議題を
総会に提出する、あるいは何の代りがしを会計監
査人の候補者に推薦するというような議題及び議
案の提出につきましては、監査役の方から積極
的にそういったものを議題なり議案とすることも請
求することができるといふことで、従来とかく監
査される側が監査する人を選ぶというような批判
に対しては対処したつもりでございます。

○岡田(正)委員 次に、今回の改正案の中で導入
されております提案権の制度、非常にいい制度で
あると思ひますが、この提案権の制度を利用
したしまして株主が監査人の選任に実質的に
関与する道があると思ひますけれども、これが
実際的には可能かどうか。また、その実効性につ
いてどう思ひていらっしゃるか、お答えいただき
たいと思ひます。

○元木説明員 提案権につきましては、先ほど来
問題になっておりましたけれども、いわゆる株主
総会の議場においての動議と、それから今回新
設されました規定に基づきまして前もって
提案をするという方法と両方あるわけございま
す。その議場においての動議につきましては、
新たな提案あるいは新たな議題を提出する、つま
り会計監査人選任の件というふうな議題を提出す
るということではできませんけれども、その議場
において候補者を推薦するなり何なりという方法は

できるわけございまして、そういうことは現行
法のもとにおいても可能であらうと思ひます。

それから、今回新たに法律案にできました制度
のもとにおきましては、これはたとえ会社の方で
会社監査人選任の件という議題を出してござい
ましても、株主の方で積極的にそれを行うことが
できるということ、一応有効の制度ではなからう
かと存じております。

○岡田(正)委員 次に会計士の独立性であります
が、これは大蔵省の方にもつぱらお伺ひしたいと
思ひますが、この独立性を確保するために抜本的
な対策の一つといたしまして、よく聞くのであり
ますが、会計士協会を強化をいたしまして監査業
務を一手に引き受けていただく、それで各会計士
にそれを今度は配分をするというふうな方式をと
つたらどうか、こういう考え方があつたといふこ
とを聞いておりますが、大蔵省としてはいかが思
ひますか。

○宮本説明員 いま先生から御提案のような、そ
ういふ方法というのは、先般四十九年に商法が改
正されましたときにもかなり議論があつたように
私伺つております。そのときはその必要はないと
いう答弁をしてまいつたわけでございますが、し
かしその一方、公認会計士の独立性というものは
他の方法によつてもっと促し得ないだろうかとい
うことで、われわれ相当努力してまいつたわけ
でございます。その証左といたしましては、その商
法改正以降、公認会計士が協力したような大きな
粉飾事件というのはいくつもない、不二サッシと
いうのが一件ございしましたが、ないような状況で
ございまして、われわれとしては、現行制度をま
すます発達させることによつてそういう独立性の
保持というものは維持されるのではないかととい
うに考えているわけでございます。

現行法の中におきましても、公認会計士法に
は、そういう不当な証明をした公認会計士を懲戒
する処分規定がございまして、商法監査特例法に
も過料の規定がございまして、さらに、証取法に
おきましても損害賠償の責め等の規定があつて、

その罰則による担保というものがなされておるわ
けでございます。

それから、さらにつけ加えさせていただきます
と、公認会計士協会におかれましては、その監査人
の交代に関するルールというものを自主的な運営
の形でつくつておられる。そこでは、前任者と引
き継ぐ場合において、スムーズにその引き継ぎが
行われない場合には、後任者は新たな契約を結ん
でいかぬといふふうなことが行われております
し、さらに、その両者間にトラブルが生じた
ような場合におきましては、公認会計士協会を
長とする監査契約裁決審議会というふうなものが
設けられておまして、そこで処理していく。さ
らにそれでもだめな場合には、第三者の中立的な
人を入れた紛議調停委員会というのがあると思
ひます。そういう場でもさらに処理していくとい
ふような方が講ぜられておつて、その点は余り心配
ないのではないかとわれわれは考えております。

したがひまして、今回商法で先ほど来御説明の
ような形のものを取り入れられれば、公認会計士
の独立性というものはますますモラルサポートさ
れるのではなからうかといふふうに考えます。主
たる先進国におきましても、ほとんどの国が株主
総会での選任というふうな形をとつておるわけ
でございます。

先生から御提案ございましたような協会が一括
して契約するといふふうな方法は、実は、言うは
やすくして大変むずかしい問題なわけございま
す。たとえば、その特定の会社へ派遣する監査人
をどのようにして選任するか、また、適格者をあ
る程度選び得たとしまして、いかにしてその監
査団を編成するか、上下をつけていくか。あるい
はさらに、会社と監査人との間には基本的に、任
意監査でございますから、信頼関係というものが
必要なわけございまして、その監査がスムーズ
に行われるためには、やはり自由な契約で信頼関
係に基づくものが実は望ましいので、さもなく
ば、監査が非常に形式的に流れるとか、あるいは
摘発型のような監査でなかなか会社の方の協力が

得られないようななかつたことで、監査がどうしても
不十分にならざるを得ない。いろいろこういふ監
査制度の根幹に触れるような問題を含んでおるわ
けでございます。そういう制度につきましましては
よほど慎重に考えてまいらないといかないのでは
ないかといふふうに考えておる次第でございます。

○岡田(正)委員 大蔵省の方に重ねてお尋ねする
のでありますが、この監査の公正さを担保するとい
うために、アメリカのSECのような制度を導入
するといふようなことに対してどう考えら
れるか。そういう制度を導入して監査の内容をさ
らにチェックするといふようなことについてどう
思われるか、簡単に答えたいと思ひます。

○宮本説明員 お答え申し上げます。
先生も御承知のように、米国のSECといいま
すのは、一九二、三〇年代初期の大恐慌を経まし
て、資本市場における非常に頻発いたしました詐
欺的違反行為に対する措置として誕生したとい
う、そういう歴史的な背景がございまして、したが
ひまして、運用の面でも、SECというのは司法
警察的な色彩が非常に強いといふふうなものでご
ざいます。

このSECのような制度をつくるかどうかとい
いますことは、たとえば行政機構全体にわたるよ
うなことでもございまして、さらに、わが国とア
メリカとの間におきましては、法制面において違
いがあります。たとえば裁判所の運用の仕方
におきましても大変大きな違いがある。先ほど申
しましたような司法的な違いがある。そういう意
味では、SECのような機構をそのまま日本の中
に取り込むといふことについては、これまで同じ
ような答弁になつて恐縮なものでございまして、相
当慎重を期す必要があるのではないかと考えてい
るわけでございます。

公認会計士の独立性の確保というものは、そうい
うことにはかた、たとえば公認会計士監査の一層
充実という形で、協会と私どもとでいろいろ相談

し合つて、現在適宜適切な方法をとつておるのでございすが、たとへば一、二の例を述べさせていただきますと、この間公認会計士協会会長もこの場で申しておられましたけれども、組織的監査というものを協会の中で会員に指導していったり、その指導していくための直接の機関として、会長

の直属の常設機関でございすが監査業務審査会というふうなものを設けてまして、個々の会員に、あるいは個々の監査法人に直接そういう指導をしていくというふうな形で、その独立性を監査水準のレベルアップというふうなことで推し進めておるといふうなことでございまして、私どもも

いたしましては、現段階におきましてそのS E Cを設けるといふうなことは考えていない、こう申し上げてよいかと思ひます。

○岡田(正)委員 これも統いて大蔵省で恐縮であります、現行法の中で、主として証券取引法及び会計士法におきまして、会計士と税理士との間のいわゆる兼業禁止の規定がありますね。それで、今日その実態が一体どうなっているかということ、もし数字でお示しただければ大変ありがたいと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○宮本説明員 お答え申し上げます。

五十五年十二月末の数字でお答え申し上げます。と思ひますが、公認会計士として登録したしております数は、全体で六千三十六名ございすが、また、公認会計士補として登録しておりますのが二千二百九十四名でございます。それで、この公認会計士の資格を取りますと税理士業務ができるわけでございますが、先ほどの六千三十六名のうち、税理士登録を行ひまして税理士業務を行ひ得るという形になっておる方は、現在公認会計士の中で四千五百名ぐらいのことでございます。

○岡田(正)委員 ちょっと時間がありませんので、次へ急がせていただきます。

これは法務省と大蔵省と両方にお尋ねしたいのでありますが、今回の特例法の改正におきまして、実質的に、公認会計士と税理士との兼業禁止

という、いわゆるその兼業が完全に排除できるものでしょうか。さらに、そのことの今後の運用につきまして、それぞれのお立場における姿勢をこの際伺つておきたいと思ひます。

○宮本説明員 先生御指摘のとおり、ただいまの公認会計士法、それから証券取引法、この両方に、監査業務と税理士業務を同時にできないという規定がございます。その規定は現在適切に運用されておる、私どものところでそういうことについての苦情というものは全く聞いていない状況にございすが、

そこで、先生の第二の御質問で、今後そういうものをうまくやっているとどうかという点でございすが、今回の監査特例法の改正案の中にございまして、幸いなことに、商法上の監査について監査人の独立性を明確にするという観点から、

同趣旨の規定が、四条、五条、七条というふうに分けて入れられたわけでございすが、そういう意味では、今後とも引き続き問題はなからんというふうにも思ひますが、先般の参考人の質疑におきまして、日本公認会計士協会会長と日本税理士連合会の四元事務理事からもお話がござい

ましたが、仮にそういうものがあれば両業界で何らかの形で協力し合つて、そういうものがないかというふうな提案があつたやに伺つておるわけでございすが、私どももいたしまして、そういう方向をできる限り支援して、そういうトラブルが生じないようにしてまいりたい、こう考えております。

○岡田(正)委員 ただいまの質問に対するお答えであります、これはぜひひとつ親切丁寧にいまの答弁を事実上生かしていただきたい。恐らくトラブルが出てくると思ひます。トラブルが出てくると思ひますので、そのことについては、両業界だけで話し合ひをするというのには利害が相反するわけでありまして、恐らくなかなかむずかしい問題だと思ひます。そういうときにはひとつ大蔵省は積極的に仲に立つて、十分調整をとつてい

ただきたいというふうに思ひ次第です。このことにつきましては、非常に重要なことですから、法務省からもお答え願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、青木委員長代理着席〕

○中島(一)政府委員 今回の特例法の改正におきまして、証券取引法上の資格の制限というのを特例法にも取り入れまして、全く歩調を合わせた規定を置いたわけでございすが、私どももいたしましては、証券取引法上の規定の運用の実績をいろいろ伺つておりますので、特例法の運用につきましてもこれで一応の必要な手当てをしたというふうな考へておりますけれども、なお実績を見ましても、将来の全面的改正の際にもまた考へてまいりたいというふうに考へております。

それから、法律上の手当てはそういうことでございすが、その運用におきましていろいろのトラブルが起こるといふうなことも全くないわけではないというふうな考へるわけでございまして、そのトラブルの解消ということにつきましては、先ほどから問題になっております苦情処理の方法というふうなものもいろいろ御提案があるわけでございすが、私どもは両業界の監督官庁という立場でございまして、求められればそれに協力してまいりたいというふうに考へております。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。これは法務省にも特に要請をしておきすが、求められることがなければいいのでありますが、あるいは出るかもしれないという危惧を私は非常に持つておるわけでございすが、したがひまして、そういうときにはひとつ積極的に相談に乗つていただく面の関係省でございすが、その点十分含んでいただきたいと思います。

それから次に、大蔵省にお尋ねをいたしますが、証券取引法上の監査と商法上の監査と二本立てでございすが、そこで、この二本立てがあることについて、とかく従来から批判がよくあります。

これは御承知のとおりだと思ひますが、たとへば大蔵省令で出ておりますところの財務諸表の規則、それから法務省令で出ております計算書類の規則、これも同じようなものでありますけれども、実際には書式が全然違ふというふうなことで、何でもこんな同じことをするのには書式が違ふのかいという戸惑ひがある。それからいま一つは、会計処理の方法もそれに従つて違つてくるというふうなことがあるわけでございまして、大変迷惑をしておる事態が事実上あるわけです。これを将来ぜひ一本化するべきではないかと考へておるのでありますが、大蔵省の方のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○宮本説明員 先生よく御承知のとおり、証券取引法上のディスクロージャーといひますのは、あくまで資本市場の維持といひますか投資家保護という観点から行われておりますわけで、そういう意味では、資本市場で増資を行ひ、社債を発行し得るようなきわめて大きな企業というものが対象にされておるわけでございすが、そのような企業の内容を投資家が買うという趣旨でございすが、そのディスクロージャーという趣旨でございすが、詳しいことが必要であるという趣旨で、証券取引法が二十三年に制定されて以降、その制度というものは徐々に発達して、今日のようなほぼ欧米に比肩し得るような詳しいものになってきておるわけでございます。

商法の方は、御承知のように、これはまた商法上の特異の目的から昭和三十一年に計算規定というものが導入されたというふうな何つておるわけでございますが、そのように法律の目的とするとところが違ひますがために、そこには、両規則の間には勘定科目の精粗であるとか注記事項にいろいろの違ひがあるというところは否めない事実だらうと思ひます。

それから次に、大蔵省にお尋ねをいたしますが、証券取引法上の監査と商法上の監査と二本立てでございすが、そこで、この二本立てがあることについて、とかく従来から批判がよくあります。

その会計監査人の監査が両法のもとにおいて同じであるべきである、一元化するべきであるという

考え方から、その両規則の調整というものが図られてまいったわけでございます。で、四十九年のときに商法の三十二条の二項に、公正な会計慣行をしんしゃくすべしというふうな規定が加えられることによりまして、その両方の監査というものが同じ基準を考慮して行われるべきであるということが明らかにされたわけでございます。

それでもなお若干のそごがあったわけでございますが、先日議論されておりますように、たとえば特定引当金と言われるものについて大きなそごがあったのも、今回の改正によってこれが完全に一元化されたというふうなことで、その意味では両者の大きなそごというものはほとんどないような状態に現在なっておりますのではないかと私は考えておるわけでございます。

○岡田(正)委員 時間が参りましたのでこれで質問を終わらせていただきますが、何といつても大きな法律の改正でございます。利害関係団体もあることでございますし、どちらが笑ってどちらが泣くというふうなことがあつてもいいけない。大臣も非常に御苦心をなさつたところであらうと思ひますが、なおなおこの問題は尾を引くのではないかとこのお互いにお互いには、職域の侵害ということがあるお互いには起らないように、そういう点も行政機関として温かい目で、トラブルのないようひとつ十分なる指導監督をしていただきますように、そしてこの法律の実効が上がりましますことを心から願ひまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○青木委員長代理 安藤殿君。

○安藤委員 前回に引き続いてお尋ねをいたします。

二百三十七条ノ四、総会の議長の権限が新設をされておるわけですが、このうちの第三項に、「議長ハ其ノ命ニ從ハザル者其ノ他ノ総会ノ秩序ヲ乱ス者ヲ退場セシムルコトヲ得」、これはまあ総会屋対策とも言われておるわけなんです、いろいろ株主総会には一株運動の人たちとか、今度

質問権もいろいろな制限があるようですが、たとえば公害を出している企業の場合、住民の人たちがその会社の株式を持つておつて、そして株主総会の機会を利用してしかるべき発言をしようというふうな場合にも、これは程度にもよろうかと思ひますけれども、そういうものも、会社を非難する者はけしからぬというふうなことで、簡単にこれを振り回されてしまふというふうなことはないと思ひますが、この辺のところはどういうふうに考えてみえますか。

〔青木委員長代理退席、委員長着席〕

○元木説明員 この二百三十七条ノ四の三項の規定は、これはもちろん総会の秩序を維持するための目的で設けられた規定でございます。株主の正当な権限の行使を特に抑圧するという目的で置かれたものではないわけでございます。したがひまして、株主といたしまして正当に動議を出すあるいは質疑を行うというところについて、これが気になるというふうなことで退場させることができるといふことではございません。かえつて、そういう正当な権利の行使をさせないまま決議してしまふということになれば、これは決議の方法が法令に違反していることになるわけでございます。まして、決議取り消しの対象になるということでございます。

○安藤委員 次に、二百六十条の関係でございますけれども、これは取締役会の強化の規定だといふふうに理解をしております。

そこで、この二項の一号と二号、これが新たに新設をされて追加をされたということは前進だろつといふふうに思つております。ところが、法制審の答申の要綱案にもつと項目があつたわけですね。「営業の譲渡及び譲受け」あるいは「重要な寄附、出資、貸借、保証、担保の供与及び債務の免除」というものもこの取締役会で決すべき重要な業務の執行の中に入れておつたのですが、これが法案の中に入つておらずに欠落しているのじやないかと思ひますが、それはどういふような理由でこつういふことになつてしまつたのでしょうか。

○元木説明員 結論から先に申し上げますと、法制審議会の答申をそのまま条文に持つてきたといふことでございます。つまり、法制審議会の答申の中で取締役会の権限として列挙された事項は、これは全部この一号から四号の中に読み込まれてゐるというところでございます。たとえばだいたひ先生御指摘の重要な保証でございますけれども、保証は条件つき債務の負担でございますから、二号の「多額ノ借財」の中に入つてくるという解釈でございます。

○安藤委員 法制審の答申、要綱案の中には、先ほど読み上げました中に「重要な寄附」というのがあるんですね。これは明確な大きな財産、たとえば一つの工場をどこかへ寄附してしまふとか、そういうものも当然入るかと思ひますが、これまたいろいろ問題になつておりました政治献金とか、それからいわゆる総会屋に対する無償の供与とか、こつういふようなものもやはりこの中に入つてくるんじゃないかと思ひます。そうすると、いまおつしやつた御説明によると、これは二項一号の「重要な財産ノ処分」の中にさういふ「重要な寄附」といふものも当然入つてくるんだ、さういふ解釈でよろしうございませうか。

○元木説明員 仰せのとおりでございます。

○安藤委員 それから二百六十条ノ四、これは四項になるわけですね。これは前にもいろいろ議論されておつたところなんです、取締役会の議事録の閲覧の問題ですね。現行法では株主あるいは債権者、これはいつでも行つて見れるということになつておるのですが、もちろん営業時間内といふことですが、今度は「裁判所ノ許可ヲ得テ」といふことになるわけですね。一遍裁判所をくぐつてこないとだめだといふことと、これは公開を制限することになるのではないかとこつういふに思ひます。その点はどうでしやうかね。

○元木説明員 確かに制度的には一応公開を制限したといふふうに見られるわけでございますけれども、現状は御存じのように、取締役会の議事録と申しますのは、本来業務の執行を決定する機関

でございますから、それには業務執行の決定に関する件が記載されるということになるわけでございます。ところが、業務の執行にはこれは企業秘密がつきものでございまして、現在のところ会社としてはなかなか見せたがらないというのが実情でございます。そのために方向といたしましては、どうも取締役会で重要なことを決議しないとか、あるいは重要なことを決議しても取締役会議事録には明確に記載しないとか、さういふことが出てまいります。さらにもつと悪いことは、総会屋がこの取締役会議事録を見せろといふことを種にして金品を要求するといふようなことが非常に出てくるわけでございます。むしろ現状では、一般に株主、債権者に公開しているということがマイナスの結果としてしか出てきていないという問題がございませう。

そこで、真にその取締役会の議事録を見る必要のある人はだれなんだろうかと申しますと、これは株主なり債権者なりがその権利を行使するためにこれを見るということが必要なんじゃないかといふことでございませう。したがつて、正当に権利を行使するといふ人ならば、むしろ裁判所の許可を得て堂々と見た方が、そこで裁判所の目を通して真に権利の行使のために必要なのかどうかという判断を受けましますので、むしろかえつて結果的には開示の実が上がるのではないかとこつういふことでございます。

○安藤委員 一応さういふことも言えるのかもしれないと思ひますが、たとえば私は弁護士でもあるのですけれども、よく一般的には、裁判所の門をくぐるなんといふことは一生に一遍もない方がいい。それは一つのしつかりした権利があつて、それを守つてもらうといふために必要ですから、もちろん大いに利用してもらわなければいけません。これはやはり一般的な国民感情としてはどうも裁判所と余りかかわり合ひを持ちたくない、これは一般的な感情として申し上げておるのですが、それでどうしても株主権をちゃんと行使したいといふお気持ちになつた人が、恐らくこつう

会の承認に係るべき事項であらうかというところになるわけですが、私どもは、現在の競争取引の実態あるいは株主総会の実態、取締役会の実態ということから考えて、株主総会の認許に係らせるよりは取締役会の承認に係らせて、そして実効ある監督を期待する、こういう考えでございます。

○安藤委員 そううまいこといくのかなというふうに私は非常に疑問に思うのですが、これだけお尋ねをするわけにもまいりませんので、本会議がありますから、もう一つだけ質問しまして本会議後に譲ります。

特例法の十八条、監査役の関係ですね。これは特例会社にあつては監査役二人以上、それから一人は常勤の監査役ということですが、これは前にもお尋ねをしたことがあるのですが、社外監査役が必要じゃないかと思つておるのです。これは何度でも試案との比較を申し上げますけれども、法務省参事官室がおつくりになった試案の中には「監査役のうち一名以上は、その就任前の一定期間、会社の途中省略しますが、取締役又は使用人でなかつた者でなければならぬ」非常に明快にあるのです。

ところが、経団連の方の意見書は、そんなものは無理だ、そういうようなことでは会社のことなんかわかりっこないのだという答弁も前のどなたかの質問に対してなされたと思うのですが、しかし、この前参事官の方、経団連の坪内さんでしたか、私もその点は、監査役になる人は取締役の古手か、もう取締役になれぬ人がやつと監査役の地位になったとか、そういうような方を監査役にしておるといふような実態では本間に監査の仕事はできないんじゃないかとお尋ねしましたら、これまでには確かにそうだし、しかし、これからはそういうことのないように努力していきたいというふうな話をしていたのだと思つておるのです。

だから、そういうようなことを踏まえていけば、会社のこと何かわかるかということではなくて、社外監査役という人をちゃんと据えて、仕事

のこともしっかりわかつてもらうという努力もして、本間に監査の実が上がるようにするということは企業経営努力の中の重要な一部分としてやってもらえるんじゃないかと思うのです。だから、そういうようなことからすれば、社外監査役というのを本間に考えて、試案のところへ戻つてもう一遍考えていただきたいと思つたのですが、どうでしょうか。

○元木説明員 確かに先生御指摘のように、試案ではいわゆる社外監査役という制度を設けるといふことにされてはいたわけですが、どうしても、その後の法制審議会商法部会の議論におきまして、なるほど社外監査役という制度にはそういうメリットはあるだろう、しかし反面、全く仕事は何もないいわゆる浪人をしていけるような人を連れてきて、取締役が自分の好きな方向で仕事をさせて、つまりイエスマンとして監査役に登用するというような弊害も起こるのじゃないかということ、かえつて制度化することによって起こる弊害ということも考えると、いま直ちに社外監査役制度というものを採用することはいかがかというところで、今回の改正においては見送られたというわけでございます。

○安藤委員 そうしますと、先ほども言いましたが、経団連の方でも、そういうようなこれまでの監査役の選任あるいはその対象者の選任、特定についていろいろ問題があつたけれども、それはもう改めていこうということをおっしゃるわけですから、そういうことを踏まえていけば、将来社外監査役ということも考えていけるあるいはいきたい、そういうことも考えているというふうな何つてよろしいのですか。

○中島(一)政府委員 企業におきまして社外監査役に適任者を得られる、そして社外監査役が望ましいというところで社外監査役を採用されることは、これは一向差し支えないわけでありまして、今回の改正法によってそれを強制するという点は時期尚早と申しましようか、今回は見送つたというところでございます。

○安藤委員 一応これで終わります。

○高島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後四時二十二分休憩

午後五時十七分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安藤委員。

○安藤委員 続いて二百六十条の三項「取締役は三月一回以上業務ノ執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス」、これも新設規定になっております。

〔委員長退席、熊川委員長代理着席〕

ところが、これは特例法との関係では、いわゆる小会社に対する除外規定がないわけですね。だとすると、これは三カ月一回以上業務の執行状況を報告といふものと、四半期決算を義務づけるのじやないか、こういうような心配をいわゆる中小の会社の皆さん方はしておるのですが、これはどういふものでしょうか。

○元木説明員 お答えいたします。

改正法律案の二百六十条の三項の趣旨でございますけれども、これは、取締役会は「取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス」ということになって行つておるわけでございます。そういう監督権限を十分に行使するためには、少なくとも三月一回以上、本来がら言へばできるだけ頻繁にその業務の執行状況を取締役会に報告してほしいという線がまずあるわけでございます。したがって、これは取締役会が適切に職務の執行を監督し、また業務の執行の決定をするためのものではないかと、単に決算というふうなものではないわけでございます。

決算というふうなものは、これは報告されような事項よりはもっと詳しいものを業務の執行の状況として報告してほしいということでございます。

したがって、別にこのことが直ちに四半期決算につながるというふうなことはございせんし、また、中小の会社におきますれば、取締役の

範囲というものも小さいわけでございますから、取締役会もより容易に招集することができるといふ問題もございまして、したがって、この規定を置いたからといって特に中小会社に負担が大きくなるということはないのではないかと存じます。

○安藤委員 四半期決算を義務づけるものではない。将来そういう方向へ行くんじゃないかというふうなことを懸念している向きもあるのです。四半期決算をやっている会社というのはほとんどないと思うのですから、そういうことになったのでは、それはいま中小の会社は取締役会なんか簡単に開けるからかえつていいんじゃないかというお話があつたのですが、そういうようなこともいろいろ懸念しまして、これは中小会社にとって大変な負担になるという話があるのです。

そうしますと、この報告というものは、特に形式は書面にしなければいかぬとかどうとかというふうなことは全く考えてはおられないわけですか。

○元木説明員 この場合の報告は、先ほども申し上げましたように、業務執行の決定それから取締役の職務の執行の監督ということを適切にするものでございまして、できるだけ具体的なもの、よろしいということでございます。したがって、報告というふうな形式的なものよりは、その内容といふものが、その内容自体が重要でございます。多くの場合は口頭でなされるというのが普通であらうと思われま。

○安藤委員 次に、二百八十一条ノ三の関係でお尋ねをしたいと思います。これは現行の二百八十一条ノ三の二項に五号それから九号というのが新設されているわけですが。

そこで、いろいろ条文なんかを検討してみたのですが、特例法の二十五条、これは適用除外の条項ですね。その中に二百八十一条ノ三というものが除外規定になっていることはなっているのです。そういうふうに読めるのですが、いろいろ調べてみますと、この特例法の二十五条の終わりの方にずっと条文が書いてあつて、その関係だけ

を読みますと、これは百十六ページの六行目ですが、会社の監査役に関する規定は適用しない、このように読むわけですか。ところが二百八十一条ノ三、先ほど私が言いました二項の方は監査役に関する規定ではないんじゃないか。そしてもう一つは、二百八十三条の二項も除外規定の中に入っているのです。二百八十三条の二項、これも二十五条に入っているわけですね。適用しないんだという中に入っているわけですが、この二百八十三条の二項は二百八十一条第一項の各号に掲げる書類及び監査報告書の謄本を定時総会の招集通知にちゃんと添付することを要す、これは取締役の仕事になるわけですね。だから取締役の仕事の方が適用しないというわけですね。先ほど言いました二百八十一条ノ三の二項は監査役の方ではないし、だからこの二百八十一条ノ三の二項というのは適用除外にはならないんじゃないか。そうすると、これは新設された規定ですから、そうして適用除外にならないとすれば、いわゆる小規模の会社に非常に負担になるんだというふうにも思えるのですが、その点どうでしょうか。

○元本説明員 今回の改正法律案の二十五条、これは現行法と同じでございすけれども、これこれの「規定中株式会社監査役に関する規定」ということになっておるわけでございます。したがって、監査役そのものというよりはやや範囲が広いということになるわけでございます。したがって、当然二百八十一条ノ三の二項、これは監査役の監査報告書でございますから、それにつきましてもこの小会社につきましてはこういうふうな記載事項について縛られないということでございます。

現に現行法のもとにおきましても、今度の改正案では二百八十一条ノ三の二項の項目が幾つか加えられましたけれども、同じような問題が出てくるわけでございますが、現行法の解釈といたしまして、小会社につきましては監査役の監査報告書はこの二百八十一条ノ三の二項には縛られないということになっているわけでございます。同様

に二百八十三条の二項につきましても、小会社につきましても監査報告書の謄本は株主に送付しなくてもよろしいということになっております。

○安藤委員 そういふ答弁をお伺いして安心をいたしましたけれども、二十五条の先ほど私が読み上げましたところのくだりは、「監査役並びに監査報告書に関する規定」というふうに書いていただけたらもつとはつきりするんじゃないかというふうな思っておったのですが、いまおっしゃったことで了解をしておきます。

それから、二百八十二条の関係ですが、これは取締役が二百八十一条第一項の書類及び監査報告書を五年間本店、それから謄本を三年間支店に備え置くことを要す。これは現行法では別に五年間とか三年間という規定はないわけですね。それが今度五年間とかく備えつけておかなきゃならぬ、支店で三年間備えつけておかなきゃならぬというふうに義務づけられることがやはり小規模の会社にとっては負担になるのではないかなという懸念を持つのですが、この点はどういうふうに考えておられますか。

○元本説明員 まず、現行法におきましては、どのくらいの期間備え置くかということについては規定はないわけでございます。それで、考え方としては、総会の会日の一週間前といふことから、備え置き期間一週間かというふうな解釈もあり得るかと思ひます。しかし、そういう解釈自体もいかがか、いろいろ訴訟で争われた事例もあるわけでございますが、判例では、少なくとも会社にある限りにおいてはこれを閲覧させなければいかぬというふうな判例もあるわけでございます。そういう点で、法律関係が非常に不明確であるという問題がございます。そこで、今回はこれを明確にしようということでございます。やはり法律関係が明確になった方が会社の事務処理上はよりよいのではないかとこの立場でございます。

それから、五年間という期間が長いかなという問題でございますけれども、これは御案内のように、商事時効なんかでございまして五年という

問題もございす。したがって、少なくとも有限責任である会社におきましては、たとえ小規模であっても計算書類はこの程度は備え置いてもそれほど大きな負担にはならないのではないかと。さらに、大中小会社におきましては、今回は本店で五年それから支店で三年ということになっておりますけれども、小会社におきましては、本店だけに五年ということにしているわけでございます。

○安藤委員 御答弁をお聞きしましたが、いろいろ問題があったというお話も聞いております。どうもいままでよりも五年間備え置かなきゃならぬというふうなことを負担に感じておられるという声も聞くのです。しかし、いま説明をいただいたことで別に了承するわけではないのですが、そういうことで法案化されたんだというふうに理解をしておきます。

そこでもう一つ、これは同僚議員の方からもいろいろ、提案権というのが新設されたことによつていわゆる小規模の会社で提案権を悪用するというふうな、代表取締役解任の決議案というものが提案されて、とにかく三百株を手に入ればいいんだからというふうな心配をして質問をしておられたのを私も伺っておるのです。いま二百六十条の三項の業務の執行状況の報告とか、いまの帳簿の備え置き義務の問題とか、大規模会社あるいは小規模の会社との間にはどこで線を引くかということが一つ問題ではあるかと思ひますけれども、とにかく特例法の関係では一応一億円未満というのが線になっておるのですが、提案権も非常に結構ですが、いま私が言いましたようなことも含めて、これまで出されてきたような問題もありますから、どこかで一遍きっちり線を引いていただくということがいいんじゃないかなというふうに思っております。

これは大臣にもお伺いしたいのですけれども、念のために申し上げるのですが、この前の商法改正のときの衆参両院の決議案の中に、衆議院の当委員会における附帯決議ですが、第一項に「会社の社会的責任」というのがあって、「大小会社の

区別」というのもちゃんとあるわけですね。それから参議院の決議では、「現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、個別の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、このようにふりなつておるわけですね。だから、私がいま言いましたほかにもいろいろあるうかと思ひます。この特例法の二十五条にもいろいろ出されておるわけですが、いま言いましたようなことも含めて一遍考えていただく必要があるんじゃないかと思ひます。やはりどこかで大規模会社と小規模会社の、小規模会社はこれだけのだというふうなのをもう一遍総ざらいしていただくというのがそういう附帯決議の趣旨にも合致するのではないかと思ひますけれども、大臣、いかがなものでございましょうか。

○奥野国務大臣 おっしゃっていること、ごもっともだと思ひますし、法制審議会でもそれが一つの検討課題だとされておるようでございます。ただ、五十四年の段階で取り急ぎそれまでのできましたものを今回提案をするということにさせていたわけでございます。全面改正、その中にはいまの株式会社の規模についての論議がなされるべきだと思ひます。となりますと、資本金の額というふうなことが一つの課題になってくるんじゃないかと思ひます。やはり有限会社という以上は相当な資本金の規模でなければという考え方も出てくるんじゃないかと思ひますのでございまして、これは引き続き検討課題だと皆が心得ておるわけでございますので、その検討に譲らせていただきたいと思います。

○安藤委員 それでは次に、二百十条の関係でお尋ねをいたします。これは自己株の取得禁止の関係です。御承知のように、現行の二百十条、自己株の取得は「質権ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ」という全面禁止になっております。それを今度は二十分の一までは認めたということになるわけなのですが、これはどういふような根拠でそういうことになるのですか。この前の坪内参考人の意

見ですと、前々から経団連としては自己株の取得禁止はいかぬので緩和してくれ緩和してくれと言ってきた、二十分の一でもまだ十分でないような御意見だったので、どうもそういうような意向に迎合しているのじゃないかというような気がせぬでもないのですが、この理由はどうかということですか。

○元本説明員 自己株式の取得を禁止する理由といたしましては、これは自分で自分の資本を払い戻すことになるおそれがあるということで認められないという問題がございます。それからもう一つは、現行法でも自己株式については議決権行使することができないわけでございますが、少なくとも自己株式を持ち過ぎますと、その分だけは言ってみれば議決権がなくなってしまう、つまり少ない議決権で会社の意思が決定されてしまうという問題が出てくるわけでございます。したがって、自己株式については取得を制限しなければいけないというのが理屈でございますけれども、問題は、アメリカあたりでいわゆる資本取引と申しますか、そういうものをやっている会社につきましては、たとえば業務提携をする場合でございますと、アメリカあたりでございしたら、相互に株式を交換した上で業務提携をするような場合があるわけでございます。そのためには前提として自分で株式を持っていないといけないという問題がございますので、自己株式の取得をぜひ認めてほしいという要望が強いわけでございます。

これに對しまして、自己株式の質受けと申しますか、これを担保に取ることがどうして認められないかという点、脱法行為として利用されるからいけないということでございます。質受け自体が直ちにいけないのだ、そのもの自体が自己株式の取得と同価値的に見られるというものではないわけでございます。むしろ、特に信用力のある会社でございますと、担保として取る場合に、自己株式を担保として取る方がより安全だという場合があるわけでございます。安全な担保を取るということは、株主なり債権者保護のためにはかえって

いいことでございますから、そうかといって、制限なしに自己株式の質受けを認めるということもいろいろまた弊害が出てくるのではないかといいことで、一応発行済み株式総数の二十分の一以内で担保として取ることを認めるということにしたいわけでございます。

○安藤委員 いまいろいろ理由をお聞きしましたが、結局、質権の目的として二十分の一までは取ることができるといふことになれば、もちろんこれは優良企業でない、いまおっしゃったように優良な質のいい担保にはなりませんからね。もちろんそこには株主もおるわけですが、そういう優良企業の利益を優先させるといふことにやはり重点があるのではないかと。どうも経団連の言うことばかり言っておるといふ、何かひがみみたいなことで言っておるとお考えになるかもしれません。が、やはりこれはそういう優良大企業の利益を図る、そのために、こういう二十分の一という限定つきであるけれども、認めたというふうにか考えられないのですか、その辺は少しもお考えになったことはありませんか。

○元本説明員 これは結果としてはそういうことになるのかもしれませんが、しかし、やはり担保として取りやすいもの、それから、ここに株式を担保として取るというものは、必ずしも債務者自身にとりまして不利なことではないのではないかと、つまり、担保に入れたりするものを担保に取るということでありまして、もちろん結果として優良企業が得になることになるのかもしれませんが、けれども、そのこと自体で特に反道徳的といえますか違法に近い行為だとか、そういうことにはならないのではないかと考えられます。

○安藤委員 いまお認めになったように、結果においてはそういう優良大企業の利益を守るといふ方向で動くというふうにおっしゃるのです。そしてもう一面、この前も日税連の四元専務理事が言っておられたのですが、その大企業と取引関係にある子会社関係にある会社、あるいはそうでない会社にしても、その大会社に対して債務を

負担している、そこから仕事をもらって仕事をやる、いろいろな債務を負担するという場合に、その仕事をもらった大会社の株を持たされて、そして債権の担保によこせというふうなことで利用される。その子会社あるいは中小会社にとっては、優良大会社の株ですから、これも自由ですから持っておるのいいですが、そういう株であるからこそ金融機関に担保として入れて融資を受ける、あるいは仕事をくれた会社に入れてそこから融資ということも、それはいいかもしれません。しかし、そこには小規模会社の自由意思、自由裁量というものが働くとおっしゃるのです。ところが、四元さんも言っておられたように、仕事をやると、そのときの債権の担保のためにおのれの株をちゃんと確保しておいてそれを担保によこせというふうなことで、かえってほかの金融機関へ担保にして融資を受けるというふうな金融操作ができてくるのじゃないか、そういうところへこれを利用されるのではないかと、こういうような懸念も言うておられたし、私もそういうことは大いにあり得るのじゃないかと思うのですが、その辺のところはどういうふうにお考えおられますか。

○稲葉説明員 私どもは、この自己株式の取得緩和が決して債権者のためばかりではなくて、つまり担保に供する能力というものを、中小企業が仮にそういうほかの会社の株式を持っていた場合に、それを利用してもちろん金融機関に対して入れるということもできますし、また、金融機関の株を持っていた場合にそれを金融機関に提供するということもできるようなわけでございまして、資金調達能力を中小会社にとってはむしろ広めるというメリットがあるのではないかとおもうに考えております。

また、先ほど先生の御指摘の御懸念でございますけれども、その株を持たせるといふこと、系列化のために自分の株を持たせるといふことは、いま現にいろいろ行われているようでございまして、必ずしも自己株式の質受けを許容したという

ことと何も関係がないわけではございまして、要するに、力関係で安定株主を確保しようとするのであれば、そういうビヘービアが大企業が出るということはあり得るわけでございます。それは必ずしも質受けを許容したということとは関係がないのではないかとおもうに思っております。

また、大企業に質受けを、その株式を差し入れるようにと言われたために金融機関から調達ができないうちのお話もございしますが、しかし、いづれにしても、取引をする上においてその債務を負っているということであるならば、担保を要求されるということはあるわけでございます。その株式を担保として供給しなければほかの担保を供給せざるを得ないという立場になるわけでございますから、そうだとすれば、この株式を担保に提供したということによってほかの担保提供が免除されるということになるわけでございます。したがって、その担保の方を今度は銀行の方へ差し入れればよいということになるだけでございまして、それほど資金調達能力という点では差はないかとおもうに考えられます。

また、私どもの立場から申しますと、この自己株式の取得というのは何と好んで会社がやるのを奨励するというつもりではございまして、そういうふうな信用を供しようとする相手方が自己株式しか持っていない、あるいは非常に担保に提供しやすいものとしては自己株式を持っていますという場合には、それを利用するといふ余地を認めるといふだけのことでございます。好んでそういうものを担保に取るということをする、とすれば、やはりそれは問題が起る場合もある、脱法行為的な利用の仕方をされればやはり監査の対象として指摘されるということもあり得るだろう、かように考えているわけでございます。

○安藤委員 もちろん、脱法行為云々というところまで私も言うておりませんで、この二百十条といたうのが新設されたことによつて、先ほど言いましたような中小企業に対する金融上の圧迫になる

のじゃないかということですね。それはいいいろいろ御答弁がありました。そういう優良な企業の株式を持つておられるといういい担保を持つておられることになるんだ、それはそうかもしれない。だからこそ、そういうおれのところの会社の株を持つていけばいい担保になるんだから買っておけ。そして、これは何もこういう条文ができたからといってそうしなければならぬというわけではなくて、それは好き好きだ、それはおっしゃる通りですよ。しかし、実際これができるとそういうようなことで動き出す。その中小の企業にとっても、そういう大企業の優良な株を持つていい担保を提供することができ、それはそういう面があるかもしれない。しかし、やはりつまるところは優良な質のいい質権の担保をその優良企業が確保することができ、道を開くじゃないかというふうに思えてならぬわけですね。だから、そういうような懸念を私どもは持っているわけですね。使う使わぬは自由だ、しかし、こういうのができれば、これはいい、かねて経団連が望んでおったことなんです。そういうように利用される余地が十分ある。だから四元さん、その辺のところを懸念しておられると思うんですね。

これは負債性引当金よりも範囲を広く考えておられるということになりますか。

○稲葉説明員 この現行の企業会計原則注18の場合には「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想され」という要件を付しているわけでご覧になって、この将来のものとしては支出というふうに限定しているわけでご覧になります。しかし、支出ではない損失というものも起こり得るわけでご覧になって、これはかつてこの当委員会の審議の過程でも申し上げましたけれども、たとえば為替差損というものは必ずしも支出ではない損失ということになるわけでご覧になって、そういうものについてもやはり引当金を計上させるのが相当ではないかということ、これは企業会計審議会においてもそのようなことを申し上げ、そして大体そういう方向で今後検討するということの御了解になっているように考えております。

○安藤委員 そこで、負債性引当金に限定はしないということになってくると、続いてこの「論点」の三十九ページの上段のまん中辺に「負債性引当金のほか、未確定の損害賠償債務のための引当金」と、それからさっきおっしゃった為替差損もあるのですが、「その他偶発債務のための引当金、いわゆる契約損失引当金等が考えられる。」というふうに説明をしておられるわけですね。企業会計原則の注18には「偶発損失についてこれを計上することはできない。」というふうになつておられるわけですね。

この前私、こういう企業会計原則と、商法あるいは財務諸表に関する規則とか、それから法人税法とかいろいろ基準がありますね、これは一体どういうような関係にあるのかとお尋ねしましたら、商法三十二条とか法人税法とか財務諸表に関する規則とか何かを一つにまとめたものがこの企業会計原則だというふうに元々さんから御答弁いただいたのですが、この企業会計原則の注18に、偶発損失については計上することはできない。しかし、この「論点」によりまして、偶

発債務のための引当金が考えられるというふうにあるわけですね。そうすると、企業会計原則のこちらの方はもうけ飛ばしてしまっているみたいに見えるわけですね。これはどうなんですかね。

○稲葉説明員 私どもは必ずしも負債性引当金に限定することが不適当であると言っているわけではなくて、多岐にわたって、必ずしも明確でないわけでご覧になります。ただ、ここで言っておりますのは、企業会計原則に言う負債性引当金というのは、それでは十分ではないのかと言っているわけでご覧になります。同時に、ここでも指摘しておりますように、国際会計基準というのがございまして、これは大蔵省からも先般御説明がございましたように、企業会計についての国際的統一を図るための一つの試みの案でございまして、これも、この中でも、偶発損失についての引当金というものを、一定の留保をつけてはございまして、けれども、これを認めようという動きがあるわけでご覧になります。

こういう動きを踏まえて考えてみますと、企業会計原則の方でもやはりこれは修正しなくてはならないのが大抵の御意向のようでご覧になって、この企業会計原則というのは、企業内で行われております会計慣行のうちで公正な会計慣行を取りまとめたものというところになっておまして、そういう公正な会計慣行が成立してまいりますれば、やはりそれを取り上げて企業会計原則というものは変えていただくというのが筋道でございまして、そういう国際的な潮流を踏まえた上でのこういう動き、今回の立法ということになったわけでご覧になります。

○安藤委員 そうしますと、この企業会計原則の方を変えてもらう必要があるんだ、こういうようなことですね。いろいろな各法律の中の基準というのの総まとめだけれども、そっちの方を変えてもらうというようにことだというふうにお伺いしておきます。

そこで、この偶発性ということ、この「論点」

の中に「いわゆる契約損失引当金」というふうにも記載してあるわけですね。そうしますと、これは一つの条件が成就するかどうかというふうな、いわゆる条件に係るみたいなのになつてくると思われるわけですね。そうすると、その条件が成就したからといって債務になるけれども、成就した債務ならぬのだというふうなものだと思つておられるのです。何とかの条件に属して、その条件が成就したら払います、成就しなかったらこの契約はだめですというふうなものややはり引当金として積み立てることができるといふことになる、その偶発性の考え方がいかによって、やはり利益性を持ったもので入り込んでくる余地があるのではないかと、そういう懸念をしておられるのが、この点は、そんなことは全くないのでしょうか。

○稲葉説明員 偶発損失につきましては、その性質上、その条件の成立、債務が現実化する蓋然性というものが非常に問題になるわけでご覧になって、その蓋然性が高い場合に限ってこれは引当金として計上を認めるといふことになるわけでご覧になりますから、利益留保性のものが入るといふことはあり得ないというふうにご覧になっておられます。

○安藤委員 時間が来ましたので、最後に一つ、これは大臣にお答えいただきたいのですが、新株引受権つき社債の問題なんです。

この前も経団連の坪内さんは、これは前から要望しておったことだというふうに言つてみえておったのですが、今回の商法改正の一つの大きな柱は、企業の社会的な責任、これをいかにきちっと果たしていただくことですね。これが一つの大きな柱になつておった。そういうこととあわせて、株主の提案権の問題とか、あるいはひっくり返しての質問権とか、いろいろ工夫がこらされておられるわけですが、それも問題があることは指摘したとおりですが、この新株引受権つき債券というのは、初めはなかったと思うのです。これは法制審の要綱案にもなかったんじゃないですか。あるいはそれに突如として出てきたのです

か。とにかく、最終段階になってすばんとこれが入ってきて、一つの款、十一号という大きな柱になって、すばんと出てきておるわけですよ。

だから、最初のこの商法改正に取っかかったのと、急遽これを早くやるということで進められた企業の社会的責任、ディスクロージャーの問題というところは全然別なものがすばんと来ているのです。そこがどうも気になってしょうがないのですが、一つは、これはどういうねらいなのか、なぜこういうのが新設されたのか、そして、その最初の本案の商法改正の趣旨からするとどういう関係があるのか。私も、先回の改正のときの衆参両院の附帯決議を読んでみても、こういうのを早くつくれないかということは一言も載っていないのです。どうしてこれが入り込んだきたのか。そこを、二つお答えいただきたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 新株引受権つき社債につきましては、まず、その目的から御説明を申し上げたいと思ひますけれども、外貨建て債権というものを持つ会社が非常に多くなってまいりまして、対外国取引をしておる会社におきましては、その債権の三〇%程度が外貨建てのものであるというやうなことも言われておるわけでありまして、そのようなことと、この為替差損のリスクということが問題になるわけでありまして、その為替差損のリスクを少なくするといふまいしょうか、なくするたためには、反対に今度はその国で借金をするといふことが必要になるわけでありまして、たとえばアメリカというやうなことになるわけでありまして、社債を発行するといふことになるわけでありまして、アメリカの利息は非常に高いといふことになりまして、そこで、尋常な借金といふことになりまして、これはとても外貨建て債権の為替差損によるリスクの保護といふことになりませんので、何かうまみのある債券を発行しなければならぬ。そこで、こういう新株引受権つきの社債といふものの必要性が出てくるわけでございます。

ましようか、金融の道を多くするというやうな必要性もあるわけでありまして、こういった制度についての要望というものは、従来からかなり強いものがあつたわけでございます。

法制審議会におきましては、先日から何回も申し上げておりますように、全面改正といふことで幾つかの項目について検討してきた、それが途中で方向変更といふやうな形でその一部を取り上げることになった、それとともに、若干異質のものではありますけれども、経済界において非常に要望の強く、しかも緊急性の高いものでありましてこの新株引受権つき社債といふものをこれとあわせて審議して答申をしていただいた、こういう経過になるわけでありまして、必ずしも当初予想しておらなかつたものではありますけれども、非常に時宜を得た答申であるといふことで、今回の法律改正に盛り込んだといふことでございまして。

○安藤委員 結局、新株引受権つき社債、その会社の社債を買つておけば、何年後と決められた後には新株が手に入る。だから、いわゆる成長産業ですね、優良企業、そういう会社はこれではできない芸当だと思ふのですが、そういう会社が資金を調達するのに都合のいいものであることは間違いないと思ふのです。だからそういうものが、これはいまおっしゃつたやうに異質なものなのではない。異質なものが入り込んできたといふのは、やはりこれはそういう経済団体の方の意向を十分尊重して、全然違つたものだけれども入れ込もうといふことで入つてきたのじゃないか、まさにそういうことも含めて、本件の商法改正案なるものは、何度も言つておりますけれども、経団連の言ひ分を相当多分に盛り込んであるといふやうに言わざるを得ないと思ふのです。

○奥野国務大臣 私は異質なものだとは思ひながら、必ずしも、広く株式制度を経済情勢の実態に合わせるということになりまして、やはり会社の資金確保の道を現状に合わせていくといふことになるのじゃないかと思ふのです。転換社債の制度がありまして外国で転換社債を発行する。外貨建てです。一応将来に対する外貨の支払い義務を負うわけですが、転換されてしまひますとそれがなくなつてしまふわけですよ。いま民事局長が申し上げましたやうに、為替でリスクを負わないうちに、将来外貨で収入を得る、物を売つた場合に将来外貨で入ってくる、その場合に外貨で支払うものもありましたらバランスがとれるわけでありまして。そういう意味において、リスクを避けるために外貨建てで社債を発行する、その社債を有利にするためには、新株引受権つきというメリットを置いておきますと、利息が低くてもわりあい消化しやすいわけでありまして。そういう意味で、いまの日本の経済活動が国際社会にまたがって行われておるわけでございます。企業としては為替差損で大変な損害を受けるけないやうに両建てにしておくといいこと、私も私は大変なことじゃないかな、こう思ふわけでありまして。

同時に、新株引受権のメリットがあるわけでありまして、低い利率で外国で社債を発行しやすいくといふことがあるわけでございますので、経済社会の実態に合うやうにする意味における改正を含んでおるのだ、そういう意味で取り上げたのだ、こういう意味で御理解いただきたいと、ことさらに異質なものだといふやうに考へていただかぬでもいいのじゃないか。しかし、経済社会がこれを要望しておることはおっしゃるとおりでございます。その要望にマッチするものであることもおっしゃるとおりだと思います。

○中島(一)政府委員 私、突然でありましたので異質といふやうな言葉も使つたわけでありましてけれども、私の申し上げました真意は、当初この新株引受権つき社債といふ具体的な制度そのものは予想しておらなかつたといふ意味で、若干唐突の感はぬぐいたいといふ意味で、必ずしも表現は適切でありませぬけれども申し上げたわけでありまして。しかし、広く商法改正の目的といへば、商法の規定を時代の進展に合わせて経済の実勢にマッチするやうに持つていくといふことが目的でありますから、そういう意味におきましては本来の目的に即したものであつて、異質なものではないといふことで御了解をいただきたいわけでございます。

○安藤委員 あれでやめようかと思つたのですが、やはり民事局長のおっしゃつた答弁が正直だと思ふのです。大臣がおっしゃつたからといつてそう直ちに迎合しては困るのです。あなたが当面の責任者なものですから。歴史的な経過をたどつてみても、急遽本件商法改正案なるものが提案されることになったのは、企業の社会的な責任をいかにして真つ当に果たしてやらうかといふことと、そのための一番肝心な企業の計算書類等のディスクロージャーをいかにして実現するか、これが大きな柱ですよ。ロッキード問題のこともあつて、企業のそういう非行防止といふのも柱として入つておるわけですよ。そういうので出てきておるはずですよ。だからいままでの答弁も、

ディスクロージャーのためにはこうやって努力して、こうやってつくってあります。株主の権利も提案権とか質問権とかこうやってあります。一生懸命述べておられたのではないですか。それが柱のはずです。だから、この新株引受権つき社債なんというものは全く異質なものののです。法制審の最終段階で突如としてこれは姿をあらわした。それは本当なのですからそののですか、法制審の最終段階で突如としてこれが出てきたのだということ。

○稲葉説明員 これまでこれについて試案というものを発表したことはないということはそのとおりでございます。ただ、これにつきましては、昭和五十年の意見照会において会社法の問題点を提示いたしました。各界の意見を伺ったときに、経済団体の一部から緊急改正事項として要望があったわけでございまして、この緊急改正事項の中の一部にたとえは社債発行限度の引き上げというふうなものがございます。これにつきましては特に商法改正の全面的な検討と切り離しまして、昭和五十二年に社債発行限度暫定措置法というふうな形で処理をしたわけでございます。それと同じように、経済情勢の変転に伴って処理を急がなければならぬという問題点につきましては、私どもも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。今回の改正の機会にこの点についても取り上げるといふことになったわけでございます。

○安藤委員 終わります。
○熊川委員 長代理 林百郎君。
○林(百)委員 お尋ねしますが、今度の二百四十一条に、発行済み株式の総数の四分の一を超える株式を持たれている会社は議決権の行使ができないという問題が出ております。要するに株のもたれ合いの問題ですね。これは私が言っているのはなんでもすけれども、どうしてこういう条文が設けられておるのですか。

○元本説明員 これはいわゆる株式の相互保有という問題でございます。基本的に株式の相互保有という問題は、これは極端な例で申しますと、たとえばここに百万円の金があつて会社を設立する。そうした場合には、その設立したAという会社がございまして、それをBという会社に投資する。そしてBという会社を設立いたします。今度はBの会社がAにまた戻しまして、これを増資に使う。さらに、今度はAの方の会社がBに対してその百万円を増資のために投資するというところで、いわゆるキャッチボールをやつてまいります。もとのお金としては百万円しかないのが、名目的には巨大な会社ができてくるというふうな問題があるわけでございます。そういう点で資本の空洞化に資するという問題、もう一つは、相互に持ち合うことによつて、その議決権が相手方の影響のもとに行使されるために株主総会決議の歪曲化が起るというふうな問題があるわけでございます。そこで、株式の相互保有に対しては何らかの意味で制限を置かなければいけないのではないかと、こういうことで、こういうふうな規定を置いたわけでございます。

○林(百)委員 それではお尋ねしますが、他の会社の四分の一の株式を持つていふという会社は、一部上場会社で何%ぐらいあるのですか。
○元本説明員 幾つか実際にはつかんでおりますけれども、一部上場会社の何%になるというふうなことはございせん。
○林(百)委員 結局何%かはわからないということとですか。四分の一という数字が現実合っているのかどうか、そういうことをあなたに聞いているのです。

○元本説明員 株式の相互保有というものがすべて悪いかという問題がまず第一にございまして。株式の相互保有も、私が先ほど例に挙げましたような状況になりますと明らかに問題があるというところになるわけでございまして、少量の株式の相互保有の場合には、業務提携という面から見ますとかえつてプラスになる場合もあるわけでございまして。したがって、株式の相互保有を全面的に禁止するということではなくて、極端な場

合、つまり悪い影響が出るような場合を制限することが必要なのではないかというところで、こういう規定が設けられたわけでございまして。
○林(百)委員 だから、そういうことはわかりませんけれども、一部上場会社でどのくらいあるかというところなんです。要するに、他の会社を支配するだけの力を持つていふ会社が一部上場会社で何%あるのか。それで四分の一という数字はどこから出てきたのか。

○元本説明員 一部上場企業で四分の一を持たれている会社の数は非常に少ないと思ひます。恐らくパーセンテージにしても取るに足らないものであらうと思ひます。(林(百)委員)要するに、数字はわからないというところで「ね」と呼ぶ。はい、わかりません。(林(百)委員)それならそれでいいですよ」と呼ぶ。
それじゃ、なぜ四分の一という数字を出したかというところでございましてけれども、現在一般に、アメリカあたりでも言われていることでございましてけれども、大体二〇%持つていふとかなり影響力があるというところでございまして。たとえば現在でも、財務諸表規則の関連会社というものは、二〇%持つていふ、しかも営業面、人事面で種々の影響を受ける会社が関連会社であるということになっております。二〇%ということと実際の影響と、二〇%ということと法律関係が不明確でございまして、それを二五%、つまり四分の一というところで法律関係を明確にするためにその他の要件を除いたわけでございまして。

○林(百)委員 二〇%なら法律関係が明確でなくて、四分の一の二五%なら明確になるのですか。
○元本説明員 関連会社といたしましては、二〇%の場合には、それにプラス実際の影響を受けるという要件がついていふわけでございまして。しかし、それでは法律関係が不明確になりますので、その要件を除きまして、そのかわりにパーセンテージを少し上げて、二五%ということにしたわけでございまして。また、実際の立法例といたし

まして、ドイツでは二五%以上をもって株式の相互保有制限の基準にしております。
○林(百)委員 何だかそのところ、はつきりしませんね。
法務大臣、三井グループにしても三菱グループにしても、社長会というものが御存じですか。どんな社長会があるか、名前を御存じですか。その社長会が、その社長会の支配下にある会社の株をどのくらいお持ちになっておるか、わかりますか。もしわからなかつたら、細かいことは事務局から聞くにして、社長会というものがあ

るの御存じですか。
○奥野国務大臣 承知しております。
○林(百)委員 大臣、そうすると、その社長会はどういう機能を發揮しているのですか。
○奥野国務大臣 相互の情報交換、相互の連絡提携におのずから資していくことだらうと思ひます。
○林(百)委員 たとえば、三井グループでは約五百社ぐらいの支配下にある会社を持つていふわけですね、ああいう大きなコンツェルンになりますとね。そうすると、その主な会社十社ぐらいの社長が集まれば、大体三井グループの企業を支配できるようなつていふわけですね。それが現実なんです。これはもう私が言わなくても法務大臣も御存じだと思ひますけれども、そういう大きな支配力を持つていふ、たとえば五百社ぐらいを十人ぐらいの社長会で支配できる、具体的に言いますと、たとえば三菱グループには金曜会、住友グループには白水会、これは毎月、会をしております。三井グループには二木会というものがあつておるわけですね。そうすると、持たれる方が持つておる方に支配されることを株の二五%ぐらいで規制するというなら、この社長会というものを商法で規制しなくてもいいのですか。現実にはこれが支配しておるのです。それは御存じでしやう。どうですか。まず大臣にお聞きして、それから後、事務局にお聞きしていきます。

○奥野国務大臣 昔は三井合名というふうなかつ

こうで、ホールディングカンパニー、株式を持つて、そのことを通じて会社を支配していたことが実態だと思っております。いまの、おっしゃっているような社長会は基本的には親睦団体じゃないだらうかな、私はこう思っております。しかし、そのことを通じてお互いに情報交換、相互に連絡、協力し合われることは可能だと思えます。しかし、昔のホールディングカンパニーが持つておいた力はいまは全然ないし、また、そんなことを意図しておるものでもない、こう思っております。むしろそれぞれの企業が独立性を発揮している方が全体として大きな力を上げることができ、そういう考え方に立つておるのじゃないだらうかな、私はこう思っております。

○林(百)委員 事務当局。

○元木説明員 お答えいたします。

この商法、言ってみれば会社法でございますが、会社法の目的は会社の組織の問題でございます。ところが、いま先生御指摘の社長会は、言ってみれば人的なつながり、組織以外の人間関係でございまして、これを商法で直ちに規制する——もちろん、そのこと自体が商法の組織の問題として反映してくるような問題が出てくるということであればその対象にしなければならぬのではないかと考えますけれども、現在のところ、たとえば三菱系あたりでございますと、三菱系のトップクラスがお互いに持つておる株式の数はわずかに二%ずつであるということでございます。そういういたしますと、相互に保有してはいけないあるいは制限するということなどは技術的には非常に困難なものではないか。また、株主あるいは債権者の保護という点から見まして、その一%、二%持つておるものが直ちに問題が出てくるかということになると、これもまだ相当検討しなければいけない問題じゃないかということで、今回はそれは特に取り上げなかつたわけでございます。

○林(百)委員 事務当局もそういう法解釈の点だけで言っていますが、たとえば三井グループだつて、三井グループのトップクラスの社長が十人集まれば、三井系統の五百社ぐらいは人事から事業から何でもできるのではないですか。そういう巨大な力を持つておるところを法的に何とか規制しなければ、二五%の株を保有することによって株の相互保有を規制するというのは、余り現実には合わないですね。しかもあなたの方は、二五%の株を持つておる会社が幾らあるのかも知らないじゃないですか。知らないでいて規制するということはおかしいと思うんですね。

試案では、株式の相互保有に関する規制がもつと現実的に考えられていたのではないですか。それがいつの間にか削除されたというのが事実じゃないですか。こんなことを設けたら現実には合わないですよ。二五%も持つておることによって支配するとか支配されるとかという会社は余りないですよ。あつたら数字を言ってもらいたい。とにかく、株式保有に関する規制を考えると、それが試案にあつたかどうか。そして、それがなくなつてしまつてこの二百四十一条になつたということはどうですか。

○元木説明員 先生御指摘のとおり、試案には相互保有の制限についての提案がございました。その提案の要旨は、たとえばAという会社がBという会社の議決権を有する株式数を一〇%を超えて持つた場合には、今度は、たとえBという会社がAという会社の株式を取得しても、それについては議決権を行使することができない、言ってみれば、この法律案では四分の一になつておりますけれども、それを一〇%というふうにしたわけでございます。ただ、そういうふうにした場合、議決権を双方で一〇%ずつ持ち合うというような場合がございまして、そのためにどちらが議決権を行使できないかという問題がございましたので、言ってみれば、先に通知をした方が勝ち、先に通知を受けた方は、たとえ相手の株を持つても議決権を行使できないという非常に複雑な制度を考えたいわけでございます。

この試案に対する各界の反響をいたしましては、非常に評判が悪いと申しますか、そんなにや

やこしい制度が実際に動くのかという批判があつたわけでございます。事実、そういう非常に微妙なところ、細かい制度が本当に実務にたえ得るかどうかという不安がまず第一にあつたわけでございます。それから、先に通知した方が勝ちだということも、かえつて相手方の株式の取得合戦を起すのではないかと問題がございました。

そこで、実際の制度としてたえ得るためにはできるだけ単純な制度がよろしいのではないかと、うことでございます。そのためにドイツの制度などを見習ひましてこのように四分の一、とにかく相手方から四分の一を超えて持たれたならば、こちらは議決権を行使することができない。それで、双方で四分の一以上を超えて持つたならば、相打ちでどちらも議決権を行使することができないという、非常に単純でございますけれども、実際に動くだらうという制度にしたわけでございます。

○林(百)委員 先ほどドイツの例が出ましたが、アメリカはどうですか。相互保有についてはどういう規定になっておりますか。

○元木説明員 アメリカにおきましては、相互保有は全く制限されていらないと思ひます。

〔熊川委員長代理退席、委員長着席〕

○林(百)委員 そこで、ドイツの例が出ましたのでお尋ねしますが、これは株式の相互保有とは若干ニュアンスの違う問題ですけれども、ドイツでは、企業の支配関係からいって、親会社から子会社に役員を派遣した場合に、その親会社から派遣された役員が第三者に損害を与えた、あるいは派遣された子会社に損害を与えたという場合の親会社の責任というものは規定されておられませんか、お尋ねしますか。

○元木説明員 その点についてはまだ勉強いたしておりませんので存じません。

企業結合の問題につきましては、すでに五十年六月の關係各団体に対する照会におきまして、これを改正の問題点として取り上げているわけ

でございます。今度は企業の自主的の監督機能の強化という点を中心いたしましたので、これはさらに今後検討していかなければならない問題だと思つております。

○林(百)委員 ひとつそういう重要な点を研究してもらいたいと思ひます。ドイツでは、子会社へ役員を派遣して、その役員が子会社に損害を与えたり第三者に損害を与えた場合は、あくまで親会社が責任を負うということになっておるのです。ドイツの二五%だけは知つておるけれども、大事なそういう点を知らないのでは困ります。これは日本でも必要だと思ひます。こういう支配関係が多面的になつてきておりますから

この問題について大隅教授がどういう意見を吐いておるか、御研究になっておるのか。たとえば社長会というように一部の者で實際五百から五百の会社を支配できるという実情がある現実に対してどういう意見を述べているか知りませんか。それとも知らないなら知らないで、やむを得ませんな。

○元木説明員 読んだ記憶はあるのでございますけれども、どういふ結論であつたか、ちよつと忘れまして。

○林(百)委員 そういう大事なことは記憶しておいていただきたいと思ひます。大隅教授は、そういう強力な力で会社の理事者が支配関係を持つ、そしてその理事者によって会社の方針を決定するとか、あるいは株式の相互保有をし合うとか、そういうところで最高の意思決定がされるというところについては適当な規制をしなければならぬ、こういう意見を持つておるわけですね。この教授の著書にもありますが、われわれの調査したところでも、一部上場会社で株式保有を一〇%以上しているのは四社しかないのですよ。二五%なんていうのはとても現実離れしているのですね。それから、二五%以上なんていうのはほとんどないと思ひます。ですから、そういう点をひとつ十分御研究なさ

つて、現実には社長会というふうなものがその傘下の、たとえば三井なら三井資本が傘下の五百社を支配するというようなことが行われているときに、株式の相互保有だけでそういう規制、親会社が子会社を、あるいは株を保有している会社が保有されている会社の支配をレギュレートできるかというふうな単純な考え方では、現実の資本のあり方、会社の運営のあり方には若干そぐわないのではないかと思いますので、これは将来の検討問題として、ひとつ民事局の方でも検討していただきたいと思っています。

それから次に、これは安藤委員も質問されたのですけれども、二百八十七条ノ二の特定引当金です。最近みだりに、イラン石化で三井物産の五千億の大型プロジェクトがバアになった。そうすると、三井物産のこうむる損害は千億だと言われている。それから今度、中国の製鉄の大型プロジェクトがバアになった。そのために何千億というふうな損害をこうむる。あるいは小さいところで言えば、日商岩井が香港で円とドルの価格の変動をスベキレーションの対象にしたと称されている。あるいは、あるいは木村の損失と言われている。ですから、日商岩井の香港会社が破産をしてしまった。それで六十億の損失をこうむった。こういうような臨時の巨額な支出が予定されている場合はどうやって埋めていったらいいのですか。一千億以上の巨額の臨時の支出が生ずる。日商岩井の場合はあるいは二百六十億とも言われ、あるいは中国の製鉄所がバアになったために、これに関係している諸会社のこうむる損害なんというものはちょっと算定しにくいようなものが出ていますね。ある程度国の保険制度もありますけれども、しかし、今度の商法上はこれはどうすればいいのですか。繰り延べでこれを埋めていくことは認めないというふうなことになりますと、どうなるのですか。

○稲葉説明員 現行の商法は繰り延べ資産の制度というのを認めてはおりますけれども、これは限定列挙主義だというふうに考えられております。

したがって、もしそういう損失が現実化したというふうになりますと、これはその期の損失として落とさざるを得ないということに商法上はなるかと思ひます。

○林(百)委員 その期の損失として埋め切れなければ、どうなるのですか。

○稲葉説明員 繰り越し損失として残すということになるわけでございます。

○林(百)委員 繰り延べ勘定はそうすると認められるのですか。それをほつきりこで言っておくたさい。繰り延べ勘定で繰り延べ損失として埋めていくというところは認められるのですか。この二百八十七条ノ二の条文によりまして、其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限リ、要するに利益保留分を入れてはならない、「之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」とありますけれども、そういう場合は、それが当期でなくともいいわけですか。

○稲葉説明員 想定しているシチュエーションが若干違うようございまして、正確に申し上げますと、この二百八十七条ノ二という条文が考えておりますのは、まだ損失が具体化していない場合、その損失に備えるための引当金という制度であるわけでございます。私が先ほど申し上げましたのは、すでに損失が現実化したという場合にどうするかという問題でございまして、それは当期の損失にならざるを得ないということをお願いしたわけでございます。

イラン石化のような場合におきましても、これはまだ完全に撤退しなければならぬということになったわけではございませんで、まだイラン側とネゴシエーションが続いているようございまして、そうしますと、まだ損失が現実化したというところではないのかというふうに思われるわけでございます。

○林(百)委員 現実になった場合はどうなるのですか。千億を超えるような損失が臨時巨額の支出として現実になった、そうしましゅう、あなたはネゴシエーションの段階だからまだだと言ひ

のですけれども、そうならたらどうするのですか。そしてまた、ネゴシエーションの段階ならこの引当金に充てることはできるのですか。それはまだ具体化していないからできないということですか。そこをはつきりさせてください。

○稲葉説明員 現実化したしまった場合には、損失としてその分は収益から控除しなければならぬということになるわけでございます。

それからこの引当金は、先ほど安藤先生の御質問もございましてけれども、要するにその損失の発生する蓋然性に見合せて引き当てをすることができるといふこととございまして、その蓋然性が非常に高いといふふうに考えられるといふことであれば引当金が取れるといふことになるかと思ひますが、ただ、現在の企業会計原則の立場からいいますと、どうも引当金は認めていないようございまして。

○林(百)委員 そうすると、仮に具体化した場合に、当期の利益あるいは計上利益でも結構ですが、それで埋め切れない場合は、損失としてずつと残っていくわけですか。そして、それは引当金として計上していいのですか。

○稲葉説明員 これは損失として残るわけでございます。その部分が埋め切れない間は配当をすることができないという結果になるわけでございます。

○林(百)委員 それでは、この引当金というのは、利益性の引当金、それは配当の方へ回さなければいけないわけですが、具体的にどういうものですか、ちょっと列挙してみてください。

○稲葉説明員 一番典型的に申し上げますと、修繕引当金というものがこれに当たるわけでございます。すでに使用している機械等につきましては、来年度に現実には修繕契約を結ぶというふうなもので、これは当期の稼働というのに対応する修繕というところでございまして、こういうもののために引当金を立てるといふのが典型でございます。そのほかにも、たとえば役員退職手当のための引当金でございますとか、為替差損のための引

当金でございますとか、そういうものが入るのではないかと今度うに考えております。

○林(百)委員 二つ質問しますが、「損失ト為スコトヲ相当トスル額」というのは、だれが認定するのですか。会社の執行部が認定すればいいのですか、それとも、客観性がないのにそうすれば執行部の責任になるかどうかということ、これが一つ。

それから、次のものが利益保留性の引当金になるかどうか答えてみてください。ちょっとメモしてください。退職給与引当金、価格変動引当金、貸し倒れ引当金、返品引当金、湯水準備金、こういうようなものは利益性のある引当金なのか、あるいは評価性のものか、負債性のものか。これは会社会計上の問題も絡んでますから、必ずしも民事局だけに答えても言ってもあるいは無理かもしれませんが、まあどういふように認識されておるか、ちょっと聞いておきたいと思ひます。

○稲葉説明員 列挙されました引当金が利益保留性のものであるかどうかというお尋ねでございまして、退職手当引当金というのは本来条件つき債務として、二つケースがございまして、一つは、就業規則とかあるいは労働規約、そういうもので法律上の債務として一定の年限が来て退職すれば必ず与えられるという法律的な請求権が成立する場合と、そうでない場合とあるわけでございます。法律的な請求権として成立するといふ場合には、これは条件つき債務そのものでございまして、むしろここで言う引当金の問題ではないのではないかと今度うに考えているわけでございます。

それから価格変動準備金、これにつきましましては、価格変動の蓋然性というものを、そして先ほど申しました損失発生性の蓋然性というものと絡むわけでございます。一律にこの価格変動準備金というものを設定するといふことは必ずしも適当ではないと思ひますけれども、価格変動準備金がすべて利益保留性のものだと言ふこともまたできないのではないかと今度うに考えるわけでございます。

回りだけで株価は買われていない。その企業の自己資本比率が高く、将来とも安定をしているというところがかんがへられ、反映してきていると思ひます。そういう意味合いで、企業の資本が充実していくことは好ましいことだ。この問題と、いま議論されております貸借対照表の負債に、本来利益であるものを利益隠しのためにちからへ計上してしまつて利益を隠すことは適當ではないということ、この二つは別の問題だと思ひます。

○林(百)委員 いや、別個のものだから両方聞いているのです。それはあたりまえのことです。もちろん会社ですから、内部保留もある一定のものを持つておくことは必要ですけれども、ただ、税法上これまでは課税されないという限界ぎりぎりまでを利益隠しとして社内保留の方へ回すという悪しき慣習がある場合には、そういうことは今度の商法の精神からいって許されないのではないかと。先ほども言うように、二百八十七条ノ二の損失が相當の蓋然性を持つてきている場合には、それは引当金として充てるといふことになつて、それから利益保留分をなるべく配当の方へ回せというところが今度の商法の改正の精神の一つです。それをたとへば交際費みたいな、この会社はこまでは交際費が許される。それなら全部使わなければ損だからそこまで全部使つてしまつて、それを利益隠しの方に回そうというやうなことが、法務大臣は知っているかどうか知りませんが、現実に行われているのですよ。そういうことは許されるべきではないじゃないか。税法上の問題とそれから利益隠しの問題とは別個の、あなたもおっしゃるやうに、制度として考えなければいかぬじゃないか、そこを聞いていますのですよ。そのとおりならそのとおりで結構ですが……。

○奥野國務大臣 税法の問題と利益隠しの問題とは必ずしも一つではないと思ひます。商法で基本の原則を書いているわけでございます。また、それぞれの業種によりまして、電力は電力についての經理基準を通産省が決めておるわけでありまして、

て、湯水準備金などについても制度がある。できる限りそれと税制と合わせていかなければならぬわけでございます。もういふまでも、できる限り利益留保的なものは損金に認めないという意味で、金融機関の貸し倒れ準備金なども切り込んできているわけでございます。そういう問題と商法の基本的な姿勢とは別の問題だと思ひます。

○林(百)委員 結構です。それから、大臣にちょっとお聞きしますけれども、商法に前近代用語がえらいあるのです。たとえば「番頭、手代」「使用人」とありますね。大臣、番頭、手代というのは会社内のどういふ人々を言うのですか。明治時代の店なら番頭、手代、支配人というところもあるでしょうが、大臣どういふことか御存じですか。商法で「商業使用人」の中にありますけれども、ただの程度の責任を負うということだけで、たとえば司法試験のアチーブに番頭、手代、これはどういふものかなどといったつて、いまの司法試験を受ける学生なんか知りませんよ。こういうものをいつまでも残しておくつもりですか。大臣にちょっとお聞きします。

○奥野國務大臣 商法が制定されたころにはそういう言葉が一般的にも使われておつたのだらうと思ひますが、いまでは何のことかわからなくなつてきている、使われてもいないといふことじやないだらうかと思ひます。そういう意味で、全面改正を急ぎながら今回はとりあえず五十四年までにでき上がったものを商法改正案として提案させていただきます。引き続き全面改正の際にはそういう問題も当然取り上げなければならぬと思ひます。

○林(百)委員 時間が参りますので……。警察庁、お待たせして非常に恐縮でした。今度の商法改正の一つに総会屋の問題があるわけ、これをちょっと詳しく説明を願ひたいのですけれども、いわゆる総会屋といふのは、昔は、入れ墨でもしておつたやうな者が腕まくりして、総会があるとき一番前列にいて、大きな声で異議なしと言つたり、あるいは質問などをしようという者に

対してはすごい顔でにらみつけるというやうなものを総会屋の概念としてわれわれは考えていたわけですが、最近の総会屋はそんな前近代的な活動はしてないと思ひます。だから、最近はどういうやうな活動をしているのか、この点二、三点質問したいと思ひますから、時間もありませんが、説明していただきます。

○漆間説明員 いわゆる総会屋と呼んでいるものにつぎましてはいろいろな考え方があるわけでありまして、非常に狭く解する場合には、先ほど来法務省の方でも御答弁ありますやうに、株主権の行使に關連して財産上の利益を得ることを主としてやっておる者を総会屋と言つてゐる場合もありまして、私どもの場合はもう少し広く解しております。狭義の総会屋にプラスいふゆる雑誌ごととか会社ごととかといふ形で企業に寄生するものも含めて幅広く総会屋といふやうに呼んでおります。

したが、いまして、いろいろな形態があるわけでありまして、総会屋一つとてみましても、いろいろな發展形態があるといふやうに言われております。まず一番初めの原始的な形態は、雑誌ごとの形で会社側にコネをつけて、次には総会に乗入込んでいって攻撃をする、その次は、さらに会社の信用を得て防衛に回る、最終的には名前を出すだけで金を吸い上げる、そういうやうな形いろいろなと發展していくといふやうに聞いております。

○林(百)委員 それと暴力団との癒着の關係ですね。そういういわゆる総会屋といふものは、この前もちょっとお聞きしましたけれども、組織的にはいまだどのくらいあると見てゐるのでしょうか。ことに暴力団との癒着の關係は、どういふやうに癒着して、どういふやうにそれを利用するのですか。

○漆間説明員 これは先般もお答え申し上げましたけれども、昭和五十五年現在で警察が把握しております先ほど申し上げたやうな広い意味の総会屋の総数は五千八百人でありまして、そのうち

いふゆる暴力団と目されている者が千百人でございます。この兩者の關係でございますが、いろいろな態様がございまして、一つは暴力団が支配、介入する關係であります。二つ目は相互に交流をする關係。三つ目は友誼關係。何か事があるたびに力をかす。それから暴力団に対する総会屋の方からの、いふゆる総会屋の關連するいろいろな行為が、ありますが、その指導行為。それから共同実行關係。こういうやうな主として分けますと五つくらいは總てで暴力団と総会屋が結びついておる。最近には総会屋の行為を通じてストリートにあるいは間接的に暴力団にいろいろな資金が流れて入る。そういう意味で、暴力団の資金源としても私どもはこれを重要視してゐるわけでございます。

○林(百)委員 それでは、その総会屋へ企業が、この前約五百億から千億といふ数字が出たのですが、企業から総会屋へ、総会屋からまた暴力団へ行きますが、企業から総会屋へ金を年間五百億流す。それはどういふ形態で流れていくわけですか。あるいは渡されるわけですか。

○漆間説明員 ただいま御質問にありました年間五百億から千億と言ひましたが、先般五百八十億とお答えしましたが、これはその基本に、五十三三年当時の推計の基礎として當時いろいろ検査しました実例から割り出しまして、一人の総会屋平均年収一千万であるといふことを基礎にして、五千八百人いるわけでありまして、五百八十億といふことで申し上げたわけでございますが、これはあくまでも五十三三年当時の推計のことでありまして、現在そのまゝ通用するかどうかわかりません。

のですか。それとも会社の取締役から依頼を受けて、それは今度は法律で、情を知って金を受けた者も処罰されるわけですが、どういふ結びつきで金が五百八十億も企業から総会屋へ流れていくのでしょうか。そこところはちょっと遠慮なく、法務省が、民事局がいたって構わないから、警察庁で調べたことを説明してください。どうもわれわれは、その点をやらない限り、幾ら商法を変えたって、たとえば密室でそういうようなことをやって、わからぬようにして表に出ないようにするとか何とかというやり方がありますからね。あなたの言うように、それは雑誌ごととか何とか、おどかして、種を出すぞとかいふこととならわかってしまいますけれども、いままんなことではないやり方で、もっと巧妙な企業と総会屋との結びつきがあるように思うのですけれども、そこら辺はもう少し最近の実情に即した説明はできませんか。

○漆間説明員 先ほど御説明申し上げましたように、総会屋が企業から金を吸い上げる形というのはいろいろあるわけでありまして……(林百)委員「ちょっと例を言ってみてください」と呼ぶ。先ほど申し上げましたように、雑誌ごとのような形ですと、雑誌に会社の問題点を書くぞという形です、それを背景にして金員を回収する場合もありますし、それから、先ほど言いましたように、総会の進行を引き受けて、その対価として金員の交付を受ける場合もありますし、さらにもっと発展していきまると、そういういわゆる金員の交付の基礎となる行為は一切なくとも、賛助金という形で、いわば顧問料みたいな形で年間一定額が総会屋のもとに流れ込むケースもあるわけでごさいます。実にさまざまの形があります。先ほど推計の基礎になりましたものにつきましても、検査によって解明されたものもあれば、その検査を機会に各会社アンケートを回して、この総会屋についてはどの程度の賛助をなしているかという調査をしたものも含めて一切合財総平均すると、年間一人当たり一千万であるということであ

あります。

○(林百)委員 それでは最後に大臣、五十三年で五百八十億というのですから、これは相当な金ですね。これは直接株主の権利の行使に関するようないくつかの単純な、四百九十七条で規定するようないくつかの単純なものでないわけですね。ですから、これについては相当会社の執行部の秘密事項にも関してきてくることだと思ひますけれども、最近の総会屋の巧妙な動き方、暴力団との癒着、これは恐らく企業の取締役の執行部だと思ひますが、そういうものの結びつきを厳格に規制するということをしませんが、これは大きな企業は暴力団をむしろ顧問として雇っておくというふうな事態も起きてきて、非常に社会的な健全な事態が起きていると思ひますので、これについては、今度は罰則も変わりますけれども、厳格な規制をして、そして日本の株式会社のある方を健全なものにしていくことは、これはもう総会屋を一掃することが非常に大きな柱の一つになると思ひます。そういう点について大臣の決意をお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○奥野国務大臣 おっしゃる通りに、企業の健全な運営、そのことも今度の商法改正の大きな柱でございます。自主監視機能を強化するという意味でいろいろなことをやっておるわけでごさいます。同時に総会屋、特に株主権の行使に当たって財産上の利益を供与した者も処罰されるし、受けた者も処罰される、刑事罰を受けるというふうな規定を置いたわけでごさいますから、いろいろな脱法行為で金銭を受け取るうとする動きもあるだろうと思ひますのでありますけれども、それを渡した人間は刑事罰に処せられるということにしておるわけでごさいますので、そういう立場でもあるので、ということでも断りやすくもなるのじゃないだろうかと私は思ひます。また、商法の改正がそういう趣旨でありますので、企業もそれなりにその趣旨を体して運営するように努力してくれるだろうと思ひます。もちろん、だからといって、刑法上の恐喝罪がなくなる、詐欺罪がなくなると思ひ

ません。それはそれでやはりそれなりの取り締まりもあわせて努力していただかなければ解決するものではないと思ひます。今度の商法の改正は、いま御指摘になりました点の一つの大きな柱だと考えておりますので、その趣旨の徹底にはわれわれとしても努力をしていきたいと思ひております。

○(林百)委員 四百九十七条は議決権の行使というのですけれども、いまも聞いたように、直接議決権の行使に結びつかない、因果関係をずっとたどっていかばどうか知りませんが、そういうものもあるわけなんですね。そういうものも規制していかないと、将来はそういう点も検討していかないと、刑法上の恐喝だとかいふものも結びつかない、刑法上の概念で取り締まりできませんけれども、そういうものにも該当しないような、たとえば顧問というふうな形で設けている場合には別に恐喝でもありませんし、それから議決権に直接関係ありませんからね。そういうものを規制するような方向、これは技術的にいろいろな問題点があると思ひますけれども、将来、商法を全面的に改正することを検討する場合は、そういう近代的な総会屋のあり方も規制していく。四百九十七条にある直接議決権の行使に影響するようないくつかの金銭をやる者も罰するということではない、さつき警察庁が説明したようなあり方もあるわけですね。そういうものを規制していかないと、根本的に総会屋の対策にはならないと思ひますので、これは検討課題で結構ですけれども、将来、商法を改正する場合にはそういう点も検討の一つの課題として検討していただきたい。株式会社の社会的責任を果たす上でもそういう点はやはり厳格に規制していかねばならないと思ひます。

将来の課題として、商法の全面的な改正の場合には、直接の議決権と短絡しないような総会屋あるいは暴力団との結びつきというものも規制するような方向を考えていく必要があるのじゃないかと思ひますので、ぜひ検討していただきたいと思います。その点についても一度お答えいただけます。

たい。単に四百九十七条の議決権の行使だけじゃありませんのですね。

○奥野国務大臣 議決権の行使の条文を通じて会社運営に当たる人たちの心構えが明示されたのだと思ひます。総会屋が金員を取るについてはいろいろ手法があるでしょうけれども、会社運営に当たる者は社会的な公正を維持していくためにそれなりの心構えを持っていかねばなりませんよというのをいまいとおっしゃいました条文を通じて言うておるわけでありまして、私はそれなりに毅然とした姿勢を会社の責任者には持つてもらわなければならぬと思ひます。この法律の運営を通じまして、せつかく総会屋を排除しようと思ひしたけれども、いろいろな点においてはおおまかたにいい点がなければならぬことは絶対な検討していかねばならぬから、またそういうことが出てきた場合には、この次の機会には当然必要な措置を講ずべきだと思ひます。

○(林百)委員 それでは結構です。終わります。

○高島委員長 次回は、明十三日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十四分散会